

平成26年舟形町議会第1回定例会会議録

招集年月日 平成26年3月6日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 3月6日 午前10時

応招議員(10名)

1番 佐藤 勇 6番 野尻 益夫

2番 奥山 謙三 7番 叶内 富夫

3番 斎藤 好彦 8番 八 鍬 太

4番 佐藤 広幸 9番 加藤 憲彦

5番 大場 清之 10番 信夫 正雄

不応招議員(なし)

平成26年舟形町議会第1回定例会第1日目

平成26年3月6日(木)

---

出席議員(10名)

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 欽 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	10番 信夫 正雄

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	総務課財政管財班長 小野 芳喜
総務課長 高橋 剛	代表監査委員 林 恭司
まちづくり課長 中山 進	監査事務局長 沼澤 繁夫
税務福祉課長 高橋 明彦	農業委員会会長 加藤 勝義
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教育委員長 太田 二三男
地域整備課長 矢野 正	教 育 長 齊藤 涉
会計管理者 矢作 めぐみ	教 育 次 長 伊藤 幸一

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 沼澤 繁夫	主 任 大場 由美子
--------------	------------

---

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告
- 日程第5 本期受理の請願

請願第1号 猿羽根山地蔵尊登拝口の鳥居撤去及び道路補修に関する請願

請願第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める請願

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

日程第7 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 開会

**議長** ただいまの出席議員10名です。定足数に達しております。ただいまから平成26年第1回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、議長が指名します。2番奥山謙三議員、7番叶内富夫議員の兩名を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

**議長** 日程第2 会期の決定についてお諮りします。

**8番** 平成26年度第1回定例会の会期につきましては、去る2月27日に開催の議会運営委員会におきまして、本日3月6日から3月13日までの8日間とすることに決定いたしましたので、提案をいたします。

**議長** 本定例会の会期は、ただいま八鍬議会運営委員長の提案のとおり、本日3月6日から3月13日までの8日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** ご異議なしと認めます。よって会期は8日間とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

**議長** 日程第3 諸般の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

---

#### 日程第4 議員派遣の報告

**議長** 日程第4 議員派遣の報告についても議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

---

#### 日程第5 本期受理の請願

**議長** 日程第5 本期受理の請願を議題といたします。

請願第1号 猿羽根山地蔵尊登拝口の鳥居撤去及び道路補修に関する請願、請願第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める請願。

請願第1号について、紹介議員の朗読説明をお願いします。

**4番** 受理番号1。受付年月日、平成26年2月14日。件名、猿羽根山地蔵尊登拝口撤去及び道路補修に関する請願。趣旨、別紙のとおり。請願者、舟形町舟形2979 猿羽根山地蔵尊 堂守梅津良元。紹介議員 佐藤広幸。

では、もう一度読ませていただきます。

件名 猿羽根山地蔵尊登拝口撤去及び道路補修に関する請願。趣旨 先般、山頂付近の老朽化した売店及び休息所が役場のご尽力で撤去され、景観が確保されたことは、これを訪れる大勢の方々に朗報となりました。猿羽根山地蔵尊堂守としても改めて御礼申し上げます。

さて、このたびの請願は、登拝口の鳥居撤去及び道路補修であります。多くの高齢者の方から、車で地蔵堂近くまで来てお参りしたいという要望が寄せられております。そもそも鳥居に関しては、自家用車の通行が今ほど頻繁ではない時代に町に寄附されたものと聞いておりますが、この鳥居の幅が大変狭くマイクロバスなどは登れなく、また、参拝客の車が接触したり、危険性が極めて高くなっております。また、鳥居自体の老朽化も進んでおります。この鳥居について、私どもの地蔵堂に、再三、撤去の要望が利用者から寄せられております。訪れる方の多くが高齢であり、下の駐車場から歩いて登ることは事実上困難となっているためです。また、道路も至るところに穴ができ、かなりの経年劣化が見受けられます。

町の観光地である猿羽根山の利便性、安全性を確保するために、以前町への要望書でもお伝えしましたが、舟形町が所有している鳥居の早急な撤去についてお願いいたします。

なお、鳥居ご寄進された方のご趣旨は、推察するに、末永い町民の安全、幸福を願うのことにと思います。車社会の現代における撤去はご理解いただけるものと確信いたします。

以上、下記の事項について地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

記 猿羽根山地蔵尊登拝口の鳥居の撤去並びに道路補修をお願いいたします。以上です。

**議長** 続きまして、請願第2号について、紹介議員の朗読説明をお願いします。

**8番** 受理番号2番。受付年月日、平成26年2月25日。件名、労働者保護ルール改悪反対を求める請願。趣旨、別紙のとおり。請願者、新庄市大手町2番60号 連合山形新庄最上地域協議会  
**議長** 渡辺裕一。紹介議員、八鍬太。

件名、労働者保護ルール改悪反対を求める請願。趣旨、我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

それにもかかわらず、今、政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名のもとに、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員をふやす懸念もある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであると言えます。連合は労働者保護ルールの改悪に断固反対します。

また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと言わざるを得ません。

こうした状況に鑑み、貴職に対し、舟形町議会において、下記の内容を柱とする労働者保護ルール改悪反対を求める意見書を採択の上、国会及び関係行政庁に提出くださるようお願いいたします。

記 1、不当な解雇として裁判で勝訴しても、企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは行うべきではないこと。

2、低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。

3、雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成主義にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に意見書を提出されることを、地方自治法第124条の規定によりお願いします。以上です。

**議長** 審査の方法についてお諮りします。

**5番** 請願第1号及び請願第2号について総務振興常任委員会に付託し今会期中に審査されることを提案いたします。

**議長** ただいま5番議員より、請願第1号及び請願第2号について総務振興常任委員会に付託し今会期中に審査していただくとの発言がありました。そのようにすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** ご異議なしと認めます。よって請願第1号及び請願第2号については、総務振興常任委員会に付託し今会期中に審査することに決定をいたしました。

---

## 日程第6 町長挨拶並びに行政報告

**議長** 日程第6 町長挨拶並びに行政報告をお受けいたします。

**町長** 皆さん、おはようございます。

本日は、平成26年第1回3月定例町議会を招集しましたところ、公私ともにご多忙のところ全議員のご出席を賜りまして、心から厚く御礼申し上げます。

役場庁舎の耐震補強工事、今行っております。その工事に伴いまして工期が延長となり、工事完成が今月の17日となっております。来庁者の皆さんには狭い仮の入り口からの出入りなど、大変ご不便をおかけしておりましたが、玄関のポーチ屋根の工事が完成し、正面玄関から入れるようになりました。17日までの工期を目指し最後の総仕上げに全力で取り組んでまいります。作業工程会議を通じまして安全対策には十分に配慮してまいりますので、引き続き工事に対するご理解・ご協力をお願い申し上げます。

さて、4年続いての豪雪が心配されましたが、例年に比較しても断続的な降雪に見舞われることもなく、合間に晴天の日が続くなどして、積雪量も最大で舟形小学校地内で108センチとなっております。降雪に伴う農業用パイプハウスの施設、果樹等の枝折れの被害は町内においても1件も発生しておりません。これまでの3年続いての豪雪への対策なども教訓として生かされているものというふうに思います。まだまだ油断は禁物ではありますが、今後の降雪にも十分注意しながら、融雪等における被害防止対策に努めてまいりたいと思います。

2月上旬には、ネギの播種作業が順調に行われたようであります。冬期間を利用してネギ生産部会による品質向上と生産性の拡大に向けた研修会を実施したと伺っております。既に作業が開始されておりますので、秋の収穫時期を楽しみにしながら、目標の販売額1億円の大台を達成できますよう心から願っているところであります。

また、小国川漁業協同組合の鮎の中間育成事業につきまして、鶴岡市にある三瀬栽培センターで飼育されました中間育成用鮎種苗、稚鮎であります。6万匹が2月18日に中間育成施設に納入されております。3月中に7回に分けて納入されまして、昨年と同数、55万匹の稚鮎が育成・飼育されることとなっております。例年、水量、水温、水質などの問題もあるようですが、県水産課や、内水面水産試験場等の指導を受けながら、健全な小国川の鮎の育成・生産に努めてまいりたいと思います。

東日本大震災発生から、この定例議会開催中の3月11日で3年目を迎えようとしております。町では、3月の1日土曜日でありましたが、避難生活を余儀なくされているご家族を対象にした避難者支援交流会を、新庄市のNPO法人オープンハウスこんぺいとうと協力いたしまして、若あゆ温泉を会場にして開催されました。当日、福島県から山形県に避難している家族あるいは福島県から週末保養を希望している家族など、大型バス2台で総勢130名の参加となりました。歓迎の挨拶をさせていただきまして、その後、雪遊び、雪中宝探し、交流会などを行い、昼食ときには、焼きたての鮎を参加者全員へ提供いたしました。温泉に入り、久しぶりで家族で過ごした方もいて、体も心もリフレッシュしたことと思います。時間の経過とともに被災地での支援活動が低迷しているようにも感じますが、町として支援できることについては継続して取り組んでまいりたいと思います。

2月25日、舟形町農業委員会委員選挙の告示となり、定数7名に対しまして7名の立候補届

がありました。定数を超えなかったため、3月2日の投票は行われませんでした。舟形町選挙管理委員会では、3月3日に、舟形町農業委員会委員選挙選挙会を開催し、当選人の決定を行い、その後、7名の当選人に対しまして佐藤選挙管理委員会委員長から一人一人に当選証書の付与が行われました。今農業を取り巻く環境、年々厳しさを増しております。新しく当選されました委員の皆様方の活躍を心からご期待申し上げたいと思います。

ここで、平成26年度当初予算（案）の概要について申し上げます。

一般会計歳入歳出予算の総額は35億30万円となり、前年度比8,100万円、率にして2.2%の削減予算となりました。特別会計は6つの会計合計で21億6,600万円となり、前年度比で1億4,940万円、7.4%の増となりました。

一般会計歳入の町税については、国の経済対策がまだ地方に及んでいない状況あるいは米価の低迷等から減額を見込み、全体で387万9,000円、0.9%の減となりました。地方交付税は、昨年に示された国の当初予算の概算では16兆7,615億円、前年度比で1.8%減額となることから3,000万円、1.7%減の17億3,000万円を計上したところであります。

平成26年度においては、厳しい財政事情あるいは現下の経済情勢を踏まえつつ、第6次基本構想基本目標のもと、町制施行60周年の佳節を今年度迎えます。主な歳出予算としては、再生可能エネルギー設備等導入事業に3,338万6,000円、町制施行60周年記念事業767万5,000円、婚活推進事業738万8,000円、臨時特例給付金事業費に2,596万7,000円、予防接種事業に1,077万3,000円、緊急雇用対策事業に5,345万5,000円、農業振興事業に1,401万円、ふながた若鮎まつり事業951万4,000円、子育て支援住宅整備事業に1億994万5,000円、消防施設整備事業に1,157万9,000円、スクールバス購入事業に1,734万7,000円、西ノ前遺跡整備事業に3,014万円を、それぞれ計上したところであります。

特別会計では、国民健康保険事業会計が医療費の高度化傾向により2,300万円、3.4%の増、後期高齢者医療事業会計は高齢化の進行によりまして400万円、6.1%の増、介護保険事業会計は介護サービス給付費事業等の増により3,450万円、5.0%の増、簡易水道事業会計では、第2簡易水道事業における生活基盤近代化事業及び水道再編推進事業により1億160万円、51.6%の増、農業集落排水事業会計では、電気料金等経常経費分の増により50万円、0.2%の微増、公共下水道事業会計では公債費等の減により1,420万円、7.5%の減となりました。

ここで、定例会に提案しております案件に先立ちまして、12月定例町議会以降の主な行事等について、行政報告を申し上げます。

1つは、最上広域消防本部からの人命救助表彰であります。昨年の12月14日、舟形第3町内会で発生しました高齢者ご夫妻宅の火災発生に伴い、危険を顧みず迅速に連携し高齢者夫妻を救助したとして、1月10日、最上広域消防本部において、大勢の消防隊員が見守る中表彰が行われました。表彰を受けたのは、舟形第3町内会長伊藤賢一さん、JA新庄最上職員で消防団

員の伊藤健一さん、役場職員で元消防団員の沼澤伸一さんの3人であります。勇敢な3人の行動に感謝するとともに、朝からの大雪の中消火活動に当たられました103名の消防団員の皆さんに、心から感謝申し上げたいと思います。

除雪ボランティアの実施についてであります。平成26年1月25日、26日、そして2月の2日の日に、富田、長沢、一の関、長者原の高齢者宅を中心に、山形県の除雪ボランティア補助制度を活用して町内の除雪ボランティアを行いました。昨年に引き続いて2年目の事業となり、地域おこし協力隊と町各町内会民生児童委員が連携して実施されたもので、当日は関東方面から21名の参加がありました。初めて参加した人もおり、一緒に除雪を行うことで、雪国の生活を知るとともに地域住民との交流を楽しんでいたようでもあります。来年は1泊2日での除雪ボランティアを要望する人もおり、高い関心を示しておりました。この事業に積極的に取り組んでいただいた町内会も、昨年の3町内会から5町内会へとふえております。自助・共助・公助を基本として関係者と連携を図りながら、来年度も継続して安心・安全の地域づくりを推進していきたいと思っております。

次に、まちづくり審議会からの建議書の提出であります。

まちづくり審議会は、政策推進に当たり、町民の声を行政に反映する目的で設置されております。今年度は、1月27日に、政策提言と平成25年度主要政策への意見提案の2項目からなる建議書が提出されております。

政策提言では、再生可能エネルギー政策に関して、木質バイオマス燃料供給施設の設置によりまして地域循環を目指すことや補助制度の拡充など、定住及び空き家施策に関してはニーズに合った施策の展開と的確な情報提供及び空き家バンクの充実、空き家を活用した地域内での学童保育の実施などとなっております。

平成25年度主要施策への意見提案に関しましては、公共交通施策、除排雪施策、高齢者支援施策、子育て支援施策の4項目があり、中でも子育て支援施策に関しては、町内に産婦人科あるいは小児科病院を開設し、医療面での充実を図るなどの意見も出されました。

4点目は、小国川の治水対策に関する協議であります。

1月の28日第1回最上小国川流域の治水対策等に関する協議が最上総合支庁で開催されております。協議に出席したのは、小国川漁業協同組合、山形県、最上小国川流域産地協議会、最上町議会、舟形町議会、赤倉町内会の代表、20名であります。協議は非公開で行われましたが、8年ぶりで正式に開催されたこともあり、多数のマスコミ関係者が押し寄せましたが、協議は静粛の中で淡々と進行し、各代表が意見・要望を述べるに終始いたしました。終了後、共同記者会見が行われました。次回開催については全出席者からの賛同を得ましたが、突然の組合長さんの急死によりまして、第2回目の開催については未定であります。

次に、財団法人日本消防協会表彰であります。

第66回日本消防協会定例表彰式が、2月28日、東京の財団法人日本消防協会ニッショーホールで、全国の消防団関係者の代表が参加して厳粛に行われました。加藤団長には、長年の消防活動、山形県消防協会の運営に多大なる貢献が評価されまして、全国で10名が受賞されました特別功労賞を日本消防協会の秋本会長から授与されました。また、舟形町消防団への竿頭綬が山科副団長に授与されました。来賓として出席した多数の国会議員、担当大臣、消防庁長官から、日ごろの消防活動に対する感謝と激励の挨拶がありました。2年続いての受賞、これからの舟形町消防団活動に大いに励みとしながら、地域の安心・安全のためにさらなる活躍を期待したいと思います。

次に、郷土を守る消防団員の消防庁長官等表敬訪問であります。

10月9日、山形県県民会館で開催されました、消防団120年、自治体消防65周年記念山形県民大会の席上、郷土を守る消防団員として表彰されました舟形町消防団本部付分団長渡部広行ご夫妻が、山形県消防協会の計らいによりまして、3月4日、消防庁長官を表敬訪問しております。前後して日本消防協会の秋本会長との懇談会もありました。貴重な時間を過ごすことができました。今後とも団員の模範となり、若手団員の人材育成など、ますますのご活躍ご期待申し上げます。

以上、6件についてのご報告を申し上げます。

さて、本日、本会議にご提案申し上げます案件、平成25年度一般会計・特別会計補正予算について7件、過疎計画の変更1件、条例の制定・改正条例の制定10件、条例の設定について1件、人事案件3件、そして平成26年度一般会計・特別会計歳入歳出予算について7件、以上29件をご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、12月定例町議会以降の主要行事につきましては、次ページに記載のとおりであります。説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

---

## 日程第7 一般質問

**議長** 日程第7 一般質問をお受けします。順次発言を許します。

**2番** 皆様おはようございます。

それでは、私のほうから、通告書に従い一般質問を行いたいというふうに思います。

まず最初に、「ふるさと納税を活用した農業支援策を」と題しまして一般質問を行います。

ふるさと納税の25年実績は、58件、237万円となっており、この少なさにはびっくりしているところであります。これまでのやり方は、町出身者とか当町とかかわりのある方を対象にして考えているように感じます。

さらには、町では、寄附金の額、使い道を、寄附する方々に判断させています。そして、プ

レゼントは特産品を届けています。これを、一例として「ふるさと納税3万円で舟形の米60キロを進呈します」と題しまして不特定多数の方々にPRをして勧め、納税額全てを農業支援に活用すべきと考えます。

この例でいきますと、納税された方々は、確定申告すれば、これは3万円でありますので、2,000円が控除されまして、3万円の場合ですと、2万8,000円が所得税、住民税のほうで控除を受けることができます。そうしますと、実質この60キロの米というのは、負担された方々は2,000円で60キロの米がいただけるというふうなことになるわけであります。これは一例であります。

これまでのこのやり方を変えて納税額がふえれば、農業活性化につながり、地域全体でふるさと納税制度をPRできることになると考えます。

町では、ふるさと納税をふやすための方策をどう考えているのか、質問します。

その次に、「スポーツを通じた地域活性化策は」と題しまして一般質問を行います。

町のスポーツ振興は、生涯スポーツ、軽スポーツに重しを置き、競争を意識させないように進められているように感じます。

隣近所とのつき合いが希薄になりつつあると感じるのは、私だけでしょうか。以前ですと、町内訪問駅伝大会、町民運動会等が実施されておりました。このことは、町内会を代表して参加する意義は、今行っております冬季オリンピック、そしてまたパラリンピックに参加する、国または地域を代表して戦うというふうなことの気持ちになるというふうに思います。

駅伝大会と町民運動会の両方を復活させるのは大変と思います。ぜひ町民運動会を実施すべきと考えます。地域への意識が高まり、地域の結束、つながりが強くなり、地域活性化は間違いなく図られます。

この提案は、3年前の議会で野尻議員も行っております。そのときの回答は、町内会長さん方の協力が得られないので実施できないとのことでした。

私が言いたいのは、要は、町の姿勢が大事だというふうなことであります。町で何とかしてこれをしたというふうな思いを町内の会長さんなり町民の方々に訴えれば、私はできるというふうを感じるわけであります。さらには、最上郡内で町民運動会を実施している町村があります。これらを参考にしながら行うべきと考えます。

また、最後に、町が考えるスポーツを通じた地域活性化策を質問します。以上です。

**町長** それでは、2番奥山謙三議員の1つは、「ふるさと納税を活用し農業支援策を」のご質問にお答えします。

ふるさと納税制度、平成20年に、都会生活者が住民税の1割程度を生まれ故郷の自治体に払えるようにする制度として生まれました。このふるさと納税は、納税という形ではなく、納税者が自治体に寄附を行うその分が、住民税の納税額から控除されるという方式がとられ、当時5,000円の事実上の手数料として控除の対象から除くほか、納税額の1割を控除の上限として、

本籍地や出生地といったふるさと以外への寄附にもこの制度を適用することとされました。現在は、この5,000円の控除が、東日本大震災の関係で2,000円までに引き下げられております。

舟形町では、国の税制改正に伴いまして平成20年度から実施しているところであります。納税者の気持ちを大事にするため、1月から12月末までの寄附金を一旦基金に積んで、寄附額とその充当先を明確にして活用させていただく基金条例を定め、運用しているところであります。また、1万円以上を寄附していただいた方々に対しましては5,000円が控除されることから、これらを補填し、舟形町の地域特産品を味わっていただくこと、あるいは消費拡大を図ることから、希望の商品を送っているところであります。つまり、納税者にとってプラス・マイナス・ゼロとするもので、当時の自治体はおおむねこのような仕組みを行っていたところであります。また、当初、自分の寄附額に控除の限度があることが理解されていなかったことから納付税額が上がりまして、2年目からは個人の税額がふえない範囲内での寄附になったようであります。

現在ふるさと納税については、マスコミ等で大きく報道されております。奥山議員の質問のように米を送っているところもあります。人気の高い商品は、米、牛肉、豚肉、カニなどの商品のようでありまして、半額返しや全額返しという市まで出ておりましたが、お返しがエスカレートしている中で、昨年末、総務省から、余りエスカレートしないようにとのコメントが報道されているところであります。

現状では、高額納税者が得をする方向に進んでおり、そういったしましても、制度の趣旨、2,000円で何万円分もの商品がもらえるというのはいかがなものかというふうにこれまで考えておりましたが、26年度からは半額程度をお返しする仕組みをしたいというふうに考えております。

ただ、ふるさと納税は、ふるさとを思う心や思いを大切にしなければならないと考えておりますので、無理やりお願いすることは慎みたいというふうにも考えておりますし、お返しの全てを農業支援とすることについても、今までのとおり、寄附する方の希望というふうなものを大切にしたいというふうに考えます。つまり、温泉券やコテージ券、県民ゴルフ場利用券、薫風窯のわかあゆ焼きなども品ぞろえするということでありまして、町内のいろいろな分野に利益を配分していくべきであるというふうにも考えております。

現在、町で26年度から検討している取り組みの1つとして、寄附者が気軽に納付できるインターネットによるクレジット決済、あるいはコンビニでの納付を可能にするシステムを検討しております。また、払込手数料は個人負担となっておりますが、この負担軽減を可能とすることができないかを検討することとしております。また、これらのソフトの購入、あるいは荷づくりの場所、経費、例規の整備なども必要になるのではないかと考えております。先進地の研修なども行い取り組みたいと考えております。

2つ目といたしまして、現在1万円以上の寄附に対して5,000円相当の品物を贈呈してありますが、先ほども言いましたとおり、26年度からは寄附額の半額程度の商品を贈呈してはど

うかというふうには検討しております。奥山議員が言われるとおり、4人家族の場合、4俵程度の米が必要となるわけでありまして。寄附額がふえ、消費が拡大するものというふうにも思います。ただ、この場合、一気にではできませんので米の分送をする必要も出てまいります。農家から直接取り引きすることによって米の品質が保たれるのかや精米機械のレベルの観点などから、米の選定もする必要もあります。荷づくりの場所、事務員の増も図る必要もあります。農家の所得に反映できるようにする観点も大事であるというふうには思います。また、カタログギフトもつくる必要もあるというふうには考えております。

いずれにしても、26年度中に総務省の指導の範囲内で検討課題を克服するために、先ほども言いましたが、いい例があるのを参酌しながら、できることから取り組んでまいりたいというふうには思います。

次に、2点目の「スポーツを通じての地域活性化策」についてのご質問であります。

町では、全町民を対象に毎年10月にスポーツフェスティバルを開催しております。平成5年度から始めまして今年度で21回目を数えます。当初は5種目でありましたが、現在は10種目で開催しております。平成8年度の第4回の参加者総数が最高で632名でありました。最近では400名前後となっております。近年の少子高齢化やスポーツ少年団の活動が盛んになったこと、あるいは中高生の部活動なども相まって、参加人数も減少しているのが現状ではないかというふうには思います。

3年前、野尻議員への答弁で、町内会長の協力が得られないと言った背景には、人集めの難儀さがあったものというふうには思います。ちなみに最上管内において町民運動会と称して開催している町村、最上町で実施しているようであります。お話をお伺いしますと、やはり少子高齢化で子供の参加が少なくなっており、全町の半分の町内会の参加と伺っております。最上管内の多くの町村では、スポーツレクリエーション大会として複数の競技種目を設定し、軽スポーツを取り入れ、幅の広い年齢層が参加できるよう、どこの町村も工夫を凝らしております。

奥山議員がこうした行事の復活を願う背景としては、隣近所のつき合いの希薄を解消するため、地域での意識の高まり、結束の必要性をご指摘いただいているものというふうには思います。平成23年に国が制定したスポーツ基本法があります。この中で、スポーツを通じて目指す社会の姿の1つとして、「地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会」とあります。奥山議員のこのたびの質問の趣旨と共通するものというふうには認識しております。

しかしながら、地域の現状を顧みますと、前述しましたように、少子高齢化などの要因で全町的なスタイルでの新たなスポーツ行事、難しいのではないかというふうには思います。町としては、現在の舟形町スポーツフェスティバルをより充実したものにするため、舟形町スポーツ推進委員あるいは町内会の代表の方々と、種目の吟味、幅広い年齢層の参加のあり方などにつ

いて検討しながら進めてまいりたいと考えております。

また、26年度、新年度は、スポーツ基本法に基づき、人と人をつなぎ、心身の健康保持・増進の役割を果たしながら、活力に満ちた長寿社会の実現に向けて、スポーツ推進計画を策定検討する予定であります。町内会を単位とした地域の中でのスポーツ活動の展開により一層支援することで、全町的なスポーツフェスティバルなどの充実にもつながるものというふうに考えております。以上であります。

**議長** 再質問を許可いたします。

**2番** 回答書の中でちょっと理解できないところがあるものですから、まずそこら辺から質問していきたいというふうに思います。

1 ページの一番下の2行、「1万円以上寄附していただいた方々に対して5,000円が控除されることから」というふうな文言がありますけれども、この5,000円控除というふうな意味をちょっと教えてください。

**まちづくり課長** 町長の答弁にもありましたとおり、この制度につきましては、平成20年のときに税制改正でふるさと納税というふうな仕組みができましたけれども、この5,000円というのは寄附の扱いですので、寄附を控除を受けるためには、自分が10万円を寄附したらその5,000円をまずその事務経費として自治体のほうでいただくというような考え方で、その5,000円を引いて、残りの分について寄附控除なりをするというふうな制度で始まっております。

ふるさと納税につきましては、それが税額控除というふうなことでされているというふうなことでありまして、当時は5,000円、今は2,000円を引くというのは、このふるさと納税のルールになっております。

**2番** そうしますと、この回答で5,000円というのは、町で5,000円控除するという意味なのか。それとも、ふるさと納税してくださった方々が受ける控除の5,000円というふうな意味なのか。どっちなんですか。

**まちづくり課長** 当時、1万円以上した方に対して5,000円が控除されるといいますか、自分の税金に反映されないといえますか、自分が納めるべき税金から10%、1割程度をふるさとのほうに納めても同じような金額になるというわけですが、それから5,000円を引かれておったので5,000円を除いているので、自分の税額がトータルすれば5,000円を多く納めなければならなくなってしまうというようなことから、その5,000円分について補填することによって、その本人が自分の税金でプラス・マイナス・ゼロになるというふうな考え方から、地域のうちのほうで受けたお金の中から5,000円分を本人のほうにお返しをして、そうすることによって、ふるさと納税の寄附者は、自分の納税額がふえない範囲でふるさとのほうにも貢献できるだろうというふうなことでやっているということです。

それが、今、東日本大震災の関係で、ふるさと納税を増額したいという国の方針もあって、

それが5,000円から2,000円になっていますが、町としては、本来であればその2,000円によろしいんですが、今までどおり5,000円分を地元のほうから求めて、ふるさと納税をいただいた方に町の特産品をお送りしているというふうなことです。そのまま5,000円分を今までどおりにやっているというふうなことです。

**2番** わかりません。

**まちづくり課長** 例えば、私が隣町のほうにふるさと納税を1万円をしたとしますと、自分がこちらのほうで確定申告をした場合、1万円をしているんですが、その自分の納税額というのが出ますけれども、そこから寄附控除ということで確定申告でその分が引かれますが、その5,000円が。

**2番** それが5,000円ということが、私は総務省からホームページでとったやつがあるんですけども。

**まちづくり課長** 今は2,000円です。

**2番** だから、2,000円というようなことで話を持っていかないとちょっと変じゃないですか。

**議長** ちょっと済みません。議長を通して言ってください。これ、お互いにで何もわけわからなくなる。

**まちづくり課長** 2,000円控除ですが、舟形町としては1万円以上をもらった方に対しては、今までどおり5,000円分の商品を送っていることです。そういうことで今は取り扱っているということです。

**2番** 結局聞いてもわかりませんね。総務省で出しているのは、控除については2,000円を除く全額が控除できるというふうなことで出しております。でありますので、その5,000円というふうなことがここの中で出てきているというのがちょっと理解に苦しむんです。それは終わりにして。

次に、町長にお聞きしたいのは、現在250万円足らずのふるさと納税額しかないわけでありまして、町長の考えとして、これをふやしていきたいというふうな考えを持っているのかどうか聞きたいと思います。

**町長** このふるさと納税、今答弁にもありましたけれども、ふるさとを思う気持ちで、出生地のほうに所得税のほうから一部を寄附という形で納税するというものが、平成20年度から発足したわけでありまして。

これをしたのは今の官房長官の菅さんでありまして、総務省のとき。その当時、21年の山形新聞を見てもみますと、舟形町では第3位になったんですよ。一番多いのは南陽市、2番目が白鷹町、3番目が舟形町でした。舟形町で562万円の寄附があったということで、これは、当時は役場職員の皆さんが各町内の、いわゆる県外の出生している方を調査して、今の家族からお願いをして、ふるさと納税というふうなものでまいりましたが、総務省の考え方なり、あるいは

今この奥山議員のペーパーなんかも、阿南町とかあるいは庄内町なども含めると、いろいろ運用の中でやっております。ただ、当時、20年度したときも、私が思ったのは、歳入を確保するという意味では非常に大きな貴重な財源であろうというふうに思ったわけで、職員の方からも協力してもらいながら何とかこのふるさと納税で一般財源、寄附を集めるというふうなものでありましたので、歳入の確保というふうな面からも非常に貴重な財源であるだろうというふうに認識しておりますし、ここしばらく人的な面で少し中休みというふうな感じがありましたけれども。考え方は、歳入の確保というふうな面からも増を目的として取り組んでまいりたいというふうな気持ちは、変わりはないわけであります。

**2番** ありがとうございます。

そういった中で、答弁書3ページの中に、「寄附する方の希望というものを大切にしたい」というふうな文言がありますけれども、その中で、舟形町のホームページの中に、ふるさと納税関係の応援メッセージ、これがありましたので、これをずっと読んで、22年、21年、20年というふうにありますけれども、基本的には、ふるさと納税してくださった方々のメッセージを読みますと、具体的にこのために使ってくださいよというのが非常に少ないんです。要するに、舟形町のために使っていただきたい、今後も頑張ってくださいというふうな文言がほとんどであります。そういった中で、この条例の中に使い方があるというふうな回答でありますけれども、具体的にこれまでどういうふうな活用を行ってきたのか、お聞きしたいと思います。

**町長** 活用の方法は後で中山課長から申し上げますけれども、一番最初は、先ほども言ったとおりに、大分ふるさと納税の収納も舟形はよかったわけでありまして、その後、いろんな形で運用の中で今取り組んでいる市町村が非常に多いように思います。今質問があるとおりに全額返しというふうなものもやっぱり一考ではないかなと思いますし、この前の最上の町村会の首長会議の中でもこの件が話題になりまして、ある市町村が5,000万円というふうな納税もあったようであります。これは米が主流であったようであります。金山町では今3,000万円、歳出、いわゆる米を送るやつが約1,000万円、大体2,000万円ぐらいというふうにお聞きしています。ただ、金山さんは1,000万円の大口のありますので、正味1,000万円ぐらいの利益があるのかなということと、あるいはきょうの新聞ですと、最上町でも3,000万円ほどありますので、歳出のほうがどのくらいかちょっとわかりませんが、要は、今半額返しというふうにありますけれども、今舟形町では1万円以上に対しまして5,000円という少額というか、当初のふるさと納税の気持ちを思いながらやってきたというふうなものを反省・評価しながらも、これから半額程度のお返しの中で、今すこぶる庄内町なりやっぱり阿南町、いろいろデータがありますので、その辺を見比べながら。奥山議員のいわんとするもの、農産物を買ってもらうというふうな取り組みももう一つの面ではあるのかなというふうに思いますので、その辺も十分検討しながらやっていきたいというふうに思います。

詳細は、中山課長から。

**まちづくり課長** 活用についてであります。26年度分について、25年の1月から12月までいただいた寄附金の金額について、25年度中に3月の議会で一旦基金に積みまして、26年度の予算にそれを充当しているわけですが、26年度分について紹介をさせていただきますと、237万6,000円のうち、子育て支援するまちづくりに11万1,000円、本人の希望になっております。保育所設置関係に使わせていただいております。それから健やかに暮らせるまちづくり、健康増進事業に8万8,000円、それから地域の活力あるまちづくりの推進事業に92万5,000円を充当しております。それから環境に優しいまちづくり、これについてはリサイクルの推進事業に16万円、それから安全で安心なまちづくり、防災事業に1万8,000円、それから国宝縄文の女神出土の西ノ前遺跡整備の取り組みに対して、文化財保護事業に7,000円、それから、今議員が言われたように、こだわらない分については、ふるさとづくりの応援事業等に106万7,000円を充当させていただきます。活用しております。

これらについては、26年度も地域特産品を送付するときに、この充当先について明示をしまして寄附者のほうにお知らせをしております。いろいろできたものについて写真等をそこにくっつけたりしてやっている場合もあります。そういったことで、寄附者の方々の寄附する心をこういうふうなことで反映させていただいているというふうなことについては、その商品を送るときにその方にお示しをしているところであります。

**2番** それでは、きょう別資料ということで先ほど来、話となっておりますけれども、長野県の阿南町のやつ、ちょっとごらんになっていただきたいと思っております。

タイトルが、ふるさと納税3万円米60キロ進呈しますというふうなキャッチフレーズのようであります。4カ月で5,500万円が集まったというふうなタイトルであります。従来ですと、2008年始まって以来、この阿南町では、過去5年間の寄附の累計が568件、1,532万円というふうなことで、単年度で300万円程度しかなかったというふうなことであります。これを、ことしから3万円米60キロ進呈というふうな形でPRをしまして、そして、そういうふうにしたところが、4カ月で5,500円というふうなふるさと納税があったというふうな内容であります。

次のページ、仕組みであります。

先ほど一般質問の中でも申しましたが、3万円のうち2,000円を引いた2万8,000円が、申告すれば所得税なり住民税のほうで控除を受けられるわけであります。そうしますと、申告して控除を受けられる方々については実質2,000円の個人負担で60キロの米が買えるよと、そういうふうな意味合いで書いているようであります。仕組みというようなことについては、別の業者というふうな形で別な組織をつくりまして、1俵を生産者からは1万7,000円で米を買っていると、そして、3ページのほうにいきまして、これをその別会社のほうで精米して、1カ月10キロずつ6カ月に分けて送っているというふうな内容であります。そうしますと、舟形町と

かわりのないような方々にもPRをしました結果、こういうふうな金額にふえてきたというふうなことであります。

これを舟形町の中でやろうとすれば、具体的な名前を言って申しわけありませんけれども、長沢の大場惣吉商店では、精米して毎月送っております。そういった会社がこの舟形町にあるわけでありますので、そこを利用しながら毎月送ってもらうと、3万円の中で米代、そして、そういうふうな管理費用を全部賄って、最終的にはそこでの収支はゼロというふうな形で、実費弁償というふうな形で流して3万円は完全に使い切っていると、全て3万円がこの地域の中に還元されているというふうなことであります。そういったことの中で、これを舟形町でやろうと思えば、実際そう難しくなくできるのではないのかなというふうな感じであります。そういったことで、ぜひともこの阿南町のこういうふうな例を参考にしながら、ぜひともふるさと納税をたくさんいただいて、それを地域の活性化につなげていただきたいというふうに思います。

あともう一つの例が、これは庄内町、すぐお隣であります。ふるさと納税激増というふうなことで、前年度比、寄附者が4倍、金額が5倍になったというふうなことであります。この内容等については、特産品のお礼等が全国で人気があったというふうなことであります。この中で一番の人気はつや姫10キロ、これが一番と人気があったようであります。

この辺を参考にしながら、ぜひ町のほうでもふるさと納税をふやして地域に還元できるような形でお願いしたいというふうに思います。

次に、時間がありませんので、「スポーツを通じての地域活性化」というふうなことであります。

基本的に、今舟形町でこのスポーツを通じた地域活性化というようなことについて実際取り組んでいるものがあるとすれば、お聞きしたいというふうに思います。

**町長** 取り組んでいることについては、詳細は教育長のほうからお願いしたいというふうに思いますけれども、まずその辺からお願いします。

**教育長** 舟形町のスポーツ振興につきましては、社会体育の絡みでその振興策と重点について定めておるものでございます。そういった柱に基づいて今やっているんですが、今までですと、生涯にわたってさまざまな年代に応じて行うというそういうふうな基本理念、それからレクリエーション等のさまざまな種目を活性化していくというふうなこと、それから健康づくりというふうな視点に沿ってやっている。また、組織的には体育協会の活性化とかいうふうなことで。もう一つ舟形町の特徴としては、BGという海洋スポーツのところを事業としてやっていく。その5点が舟形町の基本的な考えで進めておるというふうなところでございます。

**2番** ただいまのこの話を聞いていますと、これといったものがないというふうな感じを受けております。

では、町長にお聞きしますけれども、南陽市陸上部、ことしのニューイヤー駅伝に初めて参加したわけでありまして。塩田市長の肝いりでつくられて、そして全国上位で活躍できるというふうな形で行って、そして、これを地域活性化に活用しているというふうな感じを受けますが、この南陽市の陸上部についての見解とございますか、どういうふうな感じを受けているのか、お聞きしたいと思います。

**町長** スポーツは、常に思うわけでありましてけれども、勝負を競い合うスポーツと、それからレクリエーション的というか健康づくり、体力づくり、仲間づくり、あるいはきずなづくりというふうな面からいい汗を流し合うというふうな両面があるんだろうというふうに思いますし、そういうふうな2つの両面から町民の皆さんにもそれなりに、開催のたびに申し上げております。

南陽さんも、塩田市長さんともいろいろお話ししましたけれども、やはりこのスポーツからまちづくりというふうなことで、有名な選手を市役所の職員として出迎えながら今やっております。正直言って、市町村長の皆さんもびっくりしているのではないかなというふうに思います。ああいうふうに抜本的にこのスポーツというふうなものを前面に掲げて南陽市の市民づくり、健康づくりというふうな面も、私にとってはうらやましいような感じもしますけれども、そういう側面もあるというふうなこともやっぱり尊敬しなければならないのかなというふうに思っております。

**2番** 最後になろうかというふうに思いますが、町民運動会にしても駅伝にしても、置賜のほうでは本当に両方ともやっております。要は、町の姿勢が大事なんではないのかなというふうに感じるわけでありまして。できない、できないと言ったら、やっぱりできないんじゃないのかなというふうに思います。そういった中で、やはり困難を何とか克服しながらやれるような体制に持っていくというのが本当に大事なんではないのかなというふうな感じを受けるわけでありまして。そういった中で、私が知っている朝日町でも、この町民運動会、これを実施しているようであります。これは、町内会そしてまた公民館活動とタイアップをしながらしているようであります。要は、やるというふうな形の中で進めれば、私はできるんじゃないのかなというふうな感じを受けております。

そういったことで、ぜひ地域のつながりを深めるためにもお願いしたいというふうなことを最後に申し上げて、私の一般質問を終わりたいというふうに思います。では、町長からどうぞ。

**議長** 時間内にお願ひします。

**町長** 幸いにして町内会長さんも多くきょうは来ておりますので、先ほどの答弁にもありましたけれども、例えばある町村では、舟形町のこのスポーツフェスティバルのような形で、その種目に町内会こそぞって参加しましょうという取り組みを今やっているようでありますので、きょうは町内会長さん、連合会の役員の方がおりますので、その辺も相談してみたいというふうに

思います。

**議長** ちょっと3秒過ぎてしまいました。

以上をもって、2番奥山謙三君の一般質問を終結いたします。

**3番** 私からは、「木質バイオマス資源の活用」と題しましてご質問いたします。

森林資源は古くから燃料として利用され、その後に石油などの化石燃料に変化してきましたが、近年の化石燃料価格の上昇から、木質バイオマス資源の活用が期待されております。また、化石燃料を代がえることにより、資金が地域で循環するだけでなく、地域において新たな付加価値を生み出すことになり、地域経済への貢献、CO<sub>2</sub>排出の抑制、地球温暖化防止、森林資源の有効活用など、多様な効果が期待できるものと考えます。

舟形町の森林面積は8,300ヘクタールで町総面積の7割を占めており、木質バイオマス利活用事業の積極的な推進により、森林整備の促進と地域での新しい産業、そして雇用が生み出されるものと思います。

最上管内の木質バイオマス導入実績は、平成25年7月現在で11基であり、舟形マッシュルームにおきましても、平成20年から、殺菌・培養の保温設備に導入いたしております。

また、金山町や真室川町の温泉施設におきましても木質チップボイラーを導入しており、温泉の加温、給湯、そして暖房に利用している実績もございます。

バイオマスボイラーは、既存の化石燃料ボイラーと比較して初期投資が多額になる課題はあるものの、数年で投資回収も可能になる試算評価もあることから、本町の若あゆ温泉において木質チップボイラーを導入し、温泉の加温、また、館内の暖房等に利用することにより経営コストの削減が図られるものと思います。

木質バイオマス資源の活用による再生可能エネルギーの地産地消について、町長のお考えをお伺いいたします。

**町長** それでは、3番斎藤議員の「木質バイオマス資源の活用を」の質問にお答えします。

町では、国のグリーンニューディール事業によりまして、平成22年度に、役場庁舎内の蛍光灯、省エネタイプに切りかえ、窓ガラスに遮光フィルムを張って省エネ化を図っております。また、本年度は舟形小学校、26年度は農村環境改善センター、27年度は生涯学習センターに、災害どきの避難所機能の維持のため、太陽光発電装置と蓄電装置を整備する計画でおります。

そのほか、町の単独事業として、役場管理の防犯灯、今年度、25年度から2年間でLED化することにしております。24年度からは、太陽光発電設備や木質バイオマス燃料機器等へ補助する再生可能エネルギー設備等導入設置費補助金交付要綱を定め、地球温暖化防止と環境に優しい循環型社会の実現に向けたまちづくりを進めているところであります。この実績といたしまして、太陽光発電が舟形町の公共施設1件、住民が3月までに6件になる見込みであります。その後も、町分も含めましてこれから6件が、太陽光発電計画されております。バイオマス熱

燃料は、ペレットストーブが5件、まきストーブが6件、チップボイラーが1件と今なっております。

さらに、雪氷熱利用、これについては平成6年度から5件、さらに、地中熱利用が4件の実績となっております。ご質問の金山町、真室川町の温泉施設に導入した木質チップボイラーであります。舟形町同様に、このグリーンニューディール事業で取り組んでおります。金山町は400キロワット・アワーの規模のもの、1億7,629万5,000円で整備しております、そのうち補助金は1億2,589万5,000円であります。真室川町は450キロワット・アワーの規模のものを、1億2,218万6,000円で整備し、補助金7,600万円となっているようであります。両町とも5,000万円程度の一般財源を投入しております。ただ、両町ともそれぞれ製材所を抱えておまして、原料となる木質チップは安く入るメリットもあるというふうに思います。

さて、若あゆ温泉に木質チップボイラーを導入することについてであります。今県の事業でNPO法人バイオマスもがみの会から検討をさせていただいております。これまで、3社からの概算の提案もいただいております。ピークでの設計となる設備が大型化することから、どのメーカーも既存ボイラーとの併用での提案となっております。この2つのシステムを動かす提案になっております。概算事業費であります。各社とも出力がばらばらであるため一概に比較はできませんけれども、1社は上屋除きで400キロワット・アワーで6,180万円、ほかの2社、上屋込みで200キロワット・アワー、1つが7,930万円、さらに300キロワット・アワー級で1億2,387万円というふうになっております。ただ、若あゆ温泉の浴場に近い位置に設備を建設する場が今現在ないために、遠い位置からのパイプでの供給となります。したがって、その事業費がかさむこととなりますが、3社ともまだ想定をしていない、先ほどの数字は概算となっております。したがって、この額が加算されることとなります。

また、木質チップであります。八鍬林業さんでは今生産されておりますが、現在全て東北電力に供給されております。

本町では、斎藤議員が言われるように、8,360ヘクタールの森林面積があります。うち活用できるのは、民有林だけの3,426ヘクタール分となります。また、最上管内全域で生産されている木質チップであります。13万立方あるようであります。今現在全て利用されております。温泉分としての良質チップの量の確保ができるのかどうか。あるいは安定確保ができるのか。さらに、単価はどのくらいになるのか。これらの推移というふうなものも、今後の最上地区の需要を勘案し推測する必要もあるだろうというふうに思います。

さらに、木質チップボイラーであります。メンテナンス費用がかさむとともに、常時管理する従業員も必要になるシステムであります。人件費がかかります。一番の問題は、この交付金率の高い国のグリーンニューディール事業における舟形町の枠がないことであります。他市町村の分が余って事業が認定される場合であっても、本町の場合、防災計画上、この若あゆ温泉

を防災拠点に指定する必要もある課題もあります。

また、平成4年度からこの2カ年事業で整備した今の若あゆ温泉の機械設備工事費用を見てもみます。給配水設備工事、あるいは屋外排水設備工事、給湯工事などを加えた全体機械設備工事の直接工事費は、2,700万円程度しかかかっておりません。今のニューディールと比較しても大変な事業費の差があります。さらに、この2つのシステムを動かすことによって、更新時期にはかなりの設備費用も予想されます。今後引き続き、NPO法人バイオマスもがみの会、あるいはNPOが主体となっている最上地域再生可能エネルギー評議会でのいろいろな検討をしていただくことになっております。高率の補助金も探しながら比較検討してまいりたいというふうに思います。

木質バイオマス資源の活用による地産地消の考えであります。

町として、今までどおり再生可能エネルギー全般にわたって推進していく考えであります。実際、光生園の建てかえ事業の打ち合わせにも、山形県と一緒に木質チップボイラーの導入と太陽光発電の導入について、補助金も含めて説明させていただいております。最終的には、全体事業予算との兼ね合いで太陽光発電のみの導入予定となっております。公共施設に導入する場合の問題・課題、イニシャルコストと設置場所の確保に尽きるというふうに言えます。導入費用の限度をどの程度まで許容できるのかということではないかなというふうに思います。以上であります。

**議長** 再質問を許可いたします。

**3番** 平成26年度の山形県の予算が今審議されておりますが、その中におきましても再生可能エネルギーの事業を大きく捉えております。またあわせまして、先ほど町長の冒頭のご挨拶にもありました、まちづくり審議会からの建議書の提出、その中にも木質バイオマス関係の提案がございまして、それを受けまして私がさまざま申し上げました提案をしたわけでございますが、町長のご答弁の中でことごとく否定されまして、ちょっと何を質問していいのか迷っているところでございますが、二、三ちょっとお伺いしたいと思います。

まず1点目でございますが、答弁の中で3社から概算の提案があるということで、どのメーカーも既存のボイラーとの併用でコストがかかり過ぎるという町長のご指摘でございますが、物の本によれば、最適な導入方法といたしましては、エネルギーのベース需要をバイオマスで対応いたしまして、ピーク時の負荷対応には化石燃料を使用すると、それぞれの特性を生かしたシステム設計がベターであるというような評価もございまして。また、バイオマスボイラーがトラブルなどで運転停止した場合でも、既存の設備がバックアップ可能でございまして、施設運営上のリスクを回避することができるというふうなこともございます。

本年1月に稼働いたしました、先ほど申し上げました真室川の梅里苑でございますが、直接行って見てまいりました。梅里苑の施設におきましても、バイオマスと化石燃料の併用のシス

テムでございます。この答弁をされる上で、直接梅里苑等々に出向かれて現地を確認しながら  
こういうご答弁をされたのか、そのあたりをお伺いします。

**町長** 3つの見積書については、後ほど中山課長から申し上げたいと思います。

先ほど答弁の中で舟形町の枠分がないということでありませうけれども、これは、今年度で舟形小学校、今年度する農村環境センター、それから学習センターと、この3つの事業の枠が舟形町なんです。そういう意味で、今答弁の中で舟形町の枠分はないというふうに申し上げましたけれども、この国の再生可能エネルギーの推進事業であります、いろいろこの目的も事業内容も詳しく載っております。そもそもこの再生可能エネルギーというのは、東日本大震災を契機といたしまして、原発に頼らないもう一度この再生可能エネルギーというふうなことで、木質バイオマス等、自然のエネルギーを活用しようということから出発したのが、この再生可能エネルギーであります。

その中で、いろいろ要約もあります。この対象事業もございませうけれども、まず1つは、防災拠点であるべきだというふうなことで、いわゆる避難所であるというふうなことで、再生可能エネルギーというふうなことであります。真室川さん、それから金山さんとも、それぞれの首長さんとお話する機会もありますけれども、あそこの両町は、森林組合なり、あるいは木材関係の森林業者が非常に進んでいる町村であります。そういうふうな見地から、いわゆるこのニューディール基金というふうなものにすぐ取り組んだということではないかなというふうに思います。

舟形町を置きかえてみますと、最上町にしても、真室川町にしても、それから金山町にしても、森林行政というふうなもの価値から、この林業行政という点からこの再生可能エネルギーに取り組んでいるというふうに思っております。この県の来年度の予算関係を見ましても、再生可能エネルギーも大分予算をつけております。ちなみに、このニューディール基金、いわゆる国から県でもらってそれを基金にしているわけです、基金。これを各市町村の分あるいは県の部分というふうな全部で80億円だそうです、このニューディール基金というものが。そのうち、例えば金山町、最上町、あるいは真室川さんは、その中の一部を要望額どおり、要望額というか5,000万円ぐらい一般財源がありますけれども、それを施策として今組み替えている。私のほうは舟形小学校、学校施設をまず要望しながら3億円を要望したんです。そのうち1億7,100万円という額であります。

ですから、先ほど言ったとおりに、今の時点では枠がありませんけれども、これからこのニューディール、若あゆ温泉の関係に。この若あゆ温泉にしても、答弁の中にも見ましたけれども、一応は去年の夏ごろだったでしょうかね、新庄の信用協会井上理事長さん、この方がこの協会の会長なんです。私に来まして、何とか町長さん、若あゆ温泉にこの木質ボイラー導入、ちょっと検討もらえないかということから出発したのが、今回の木質バイオマスの導入計画と

いうふうなことで、まちづくり課のほうでその取り組みに今動いているということで答弁を差し上げましたので、その詳しいことありましたら、ひとつ3つの業者の見積もりなども中山課長から申し上げたいと思います。

**まちづくり課長** まず、議員さんのほうにお話ししたいのは、うちのほうでやらないと言っているわけではなくて、今検討を進めるというふうなことでありますので、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

それで、現場を見ているのかというふうなことでありますけれども、まず1つは、最上町の保育所で今チップボイラーを使って暖房と、それから道路の消雪をしている施設については見てきております。それから、金山さんのほうにも行ってきましたけれども、設備のほうについては見ておりませんが、温泉のほうにいかがなものかというふうなことで入ってきましたけれども、そのときには、残念ながら何か不完全燃焼があったようで、ちょっと周りが焦げ臭いような不完全燃焼のにおいがしたというのが、ちょっと経験をしてきたところであります。

先ほど町長の答弁にもありましたように、NPOのほうで国の受託を受けまして、舟形町の若あゆ温泉に木質ボイラーを入れたらどうかというふうな提案をされております。それで、今の段階では見積書を徴しましたが、現場のほうでいろいろ設計を組んでいるわけではなくて、舟形町と同じような条件をわかるところだけ既存のボイラーを提示をして、それで、3社のほうから見積もりをいただいているというふうなことで、現地に入ってきたと積算をしているものではありません。その中で概算の設計というふうなことで今いただいているところです。

それで、斎藤議員さんが言われるように、ピークをもってその設備を設計しますと設備費用が相当高くなるというふうなことで、どの3社ともある程度の燃料までを木質バイオマスで使って、おっしゃるとおり、既存の灯油のほうのボイラーについてはすぐ温度が上がって、すぐ温度管理がしやすいというふうなことでありますので、ピーク時にはその既存のボイラーを使った併用型のボイラーというふうなことで、3社ともそれがいいだろうというふうな見積もりをいただいているところでもあります。ただ、先ほど町長の回答にもありましたとおり外国製の部分のところがあって、日本ではなかなかメーカーが需要の関係でですか、なくて、ドイツのメーカーとかそういったメーカーになっておりまして結構高い状況になっておりまして、いろいろな今後条件を付していかないと正式な見積もりに至るまでは難しいだろうというふうなことであります。

今現在、先ほど町長が申しあげました単価でやりますと、設備投資を無視しまして、燃料補助金がない場合については、一番高い業者は、何年たっても元手がとれないというふうなことになっております。3社あるんですが、次の2番目の業者についても、補助金がないとほとんどできないというふうなことになっているようですが、今現在の灯油の燃料が今100円ぐらいで推移していると思いますけれども、この燃料が値上がりする、それからバイオマス燃料が安

定的に安く、そして水分含量が45%の以下の燃料がきちっと入るといふようなことであれば、ある程度の単価が出るというふうなことであります。

なので、あくまでもこの見積もりというのは、現地に入らない、NPOが委託をして条件を付して出しているというふうなところでございますので、その辺を今後詰めていかなければならないと。実際NPOでも、安くていいメーカーもあれば、安いがゆえにメンテナンスがかかるというふうなこともあるようですので、そこら辺の機種選定、それから設計の仕方等もありますので、そこら辺も含めて全体的にいろいろ検討していかなければならないのかなというふうに思っています。

先ほど言いましたように、今、町のグリーンニューディール補助事業の枠がゼロですので、ゼロの中ではどのメーカーにしてもなかなか採算がとれないというふうなことになります。そういったことで補助金も探しながら今後進めていくというふうなことになりますので、やらないということではないですので、この件についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

**3番** 先ほどの町長の答弁をお伺いしますと、これは絶対できないんだ、やらないんだというふうに私は受け取ったものですから、そういう答弁をしました。

今後、その補助金云々を見ながら検討をしていくということであれば、今、採算がとれないという課長の答弁でございましたが、確かに木質ボイラーは、先ほど私が壇上からの質問でも申し上げましたが、イニシャルコストが高くランニングコストが低いという特性がございますが、単純投資回収年数というのがございます。補助金なしでも10.4年で採算がとれると。民間業者が3分の1の補助を受けた場合は7年で回収できると。行政が半分、2分の1の補助を受けた場合は5.2年で収支が改善するというような試算結果もありますので、このあたりも参考にしながら今後検討されるようお願いしたいと思います。

次に、先ほど防災上の云々というのがございました。町長からもございましたが、答弁書の中で、防災計画上、温泉を防災拠点に指定するのが必要であり問題があるということでございます。問題があつてできないのであれば、それを改善する方法はないのか、そのあたり、その問題というのはどういうものなのか、その辺お伺いします。

**町長** 先ほど答弁でやらないという答弁ではないはずでありますので、その辺は、大きな意味でまずご理解願いたいと。

それから、温泉でありますけれども、こういう基金の対象事業なんです。4点ほどありますけれども、この2点の中で、公共施設における再エネ等導入事業、これがあるんです。この内容は、防災拠点や災害ときに機能を保持すべき公共施設への再生可能エネルギー、蓄電池、未利用エネルギーの導入と、こういう項目が実はあるんです。ですから、このニューディール基金を木質バイオマスにする場合は、防災拠点にしななければならないというものが1項目実はあ

るんです。これは、どうにか解決できないかというふうなことでありますので、この辺は県と協議しなければなりませんけれども、ただ、あそこは、皆さんご承知の昨年、県の眺望景観資産というふうな指定もされていることもありますので、その辺で、これと防災拠点がマッチングするというふうなものについて、県とも協議しなければならないだろうというふうなことで、の答弁なんです。以上です。

**3番** そういう課題であれば、なおさらのこと、あの温泉の中にあの広い大広間があるわけですから、何か災害があった場合にあそこを避難場所にするということも考えてはどうなのでしょう。うか。

**町長** ですから、そういうふうな面から、今斎藤議員が言ったとおりに、防災拠点に地域防災計画でも指定する必要もあるだろうと。ただ、県のそういう景観条例もあるものですから、こことマッチングをどうすればいいのかと、これは県と進めていきたいと、こういうことであります。

**3番** ちょっと質問を変えます。答弁の中で、チップがないという、安定供給ができないんじゃないかということでちょっと足踏みをしているような回答がございましたが、最上管内の木質チップは全て利用されているんだと、温泉分としての安定確保は難しいんだということでございます。ですが、先日真室川町にあります最上広域森林組合に出向いて話を聞いてきた限りでは、供給は可能であるという回答を得ましたけれども、そのあたりは私が間違っているのでしょうか。そのあたりをお願いします。

**町長** 先ほどの答弁では舟形町での考え方でありましてけれども、うちは八鍬林業さんの業者しかありませんので、そういう意味から答弁したので、最上郡全体でどのくらいの需要と供給があるか、中山課長が調査しておりますので後ほど答弁させますけれども。

井上理事長からお話ありますと、十分にというか、そういう今取り組みを各市町村でやっておりますので、最上全体の森林資源としては大丈夫ではないかなという理事長さんのお話も伺っておりますので、細かい点については中山課長のほうからひとつお願いします。

**まちづくり課長** これについては、県のほうで調査をしております。私が申しあげましたとおり、最上地域のチップ生産量については、町長の答弁にありましたように約13万立方メートルのチップが生産されておりますが、そのうち5万立方メートルが木質チップ用になっていまして、そのほか、八鍬林業さんがやっているように東北電力とかのチップ、製紙工場等に行っているのかなというふうに思いますが、そういうふうな現在は間に合っているようですが、今後の見込みというふうなことで、その県のほうの報告書のほうに、今後木質バイオマスの導入候補となる公共施設を抽出されております。そこについては、若あゆ温泉、それから役場、県民ゴルフ場が舟形町ではなっておりますが、新庄では、総合支庁を含めて9つ、各郡内にも今後計画される見込みの公共施設と申しますが、できるような施設について県のほうで検討されております。

そういったものがだんだん建設されて木質バイオマスを使っていくふうになったときに、県の調査のほうで委託されているNPOのほうでは、今後木質バイオマスも不足が懸念されることもあるというふうな回答がありましたので、そういうふうに答弁させていただきました。

もう一つ、庄内のほうで大規模な発電施設が木質ボイラーの計画もされているというふうなことで、NPOさんのほうから伺っております。新潟の業者が温海町のほうでやるというふうなことでありますが、庄内地方でとれる木質チップの量を超えているような計画のようです。そういったときに、最上のほうからも行くのではないかというふうなことが懸念されるというふうなお話がありましたので、今後そういったものもいろんな情報を含めて検討して、今後木質バイオマスのチップが金額が安定してこのくらい入るというふうなことも推測しないと、そこら辺についてもしないとまずいだらうというふうなことも含めて、NPOのほうでは舟形町の若あゆ温泉を検討していただけるというふうなことになっていますので、そこら辺の調査結果も含めて検討したいというふうに思っています。

**3番** 今そういう話でございますが、私が調べたところでは、最上管内の年間の立木伐採利用量は約10万立方メートル、このうち伐採したもののまだ利用されずに林の中に放置されている木質資源がおおむね6万立方メートルあるということでございます。そのほかに、製材所で発生するシイ材、出材、いわゆる端材ですね、それが管内で1.8万立方発生しているということも言われておりますので、このあたりも勘案しながら、森林組合なり総合支庁の森林整備課あたりと協議を進めていただきたいと思います。

次に、よく書き物で、近い将来化石燃料は枯渇するんだと言われております。そういうことも受けて中長期にわたって木質バイオマス利用のあり方が求められております。今、課長の話の中で、庄内のほうで不足するので最上から行くのではないかという話がありました。確かに最上地域は、国有林の人工林資源量が特に多くて、単位面積当たり、1町歩当たりでございますが、その資源量でも国有林、民有林とも県内で一番多い地域になってございます。

そこで、先ほどの答弁の中にございましたが、舟形町の国有林、民有林の面積はわかりましたが、舟形町のその資源となる資源量。あと、単位面積当たりの人工林蓄積、1町歩当たりの蓄積面積、そのあたり、わかればご回答いただきたいと思います。

**町長** 中山課長からひとつ。

**まちづくり課長** 今の件についてはちょっと把握しておりませんので、後ほど調べて回答できればと思っておりますが、担当の産業振興課のほうでもしわかれば、回答できますでしょうか。

**産業振興課長** 私のほうも詳しい数字を押さえていないので、後で報告させていただきたいというふうに思います。

**3番** わかりました。

チップでございますが、さっきの課長の説明もございましたが、確かに木でございますので

含水率というのがございます。その変化でさまざまな燃焼の度合いとかそういうことがございまして、確実な確保をするのは大変に難しいものでもございます。ですから、先ほど申し上げました、専門的な立場の森林組合なり、合庁の地域整備課なりとよく話し合った上で、その安定供給が可能なのか、そのあたりから突き詰めて整理をしていただきたいと思います。

最後になりますが、町長の答弁の中で、導入については導入費用の限度をどの程度まで許容できるかということだということだということで最後に結論づけておりましたが、私が思うには、その許容範囲もあるかと思いますが、事業効果だと思えますよ。その事業効果を勘案することがこういう大きな事業をするに必要なことだと思えますので、そのあたり一言お願いします。

**町長** 先ほどもちょっと申し上げましたが、今の最上地域での木質バイオマスの導入市町村であります。真室川も3カ所、最上町も3カ所、金山も3カ所あります。あと新庄が2カ所、舟形と、そういう状況を見ますと、さっきも言いましたけれども、いわゆる森林組合なり、あるいはそれぞれの最上、真室川、金山さんでは製材業者が非常に多いというふうな面が、すぐ取り組んだ経緯もあったのかなというふうに思います。そういうふうな面で、これからの最上全体のこのチップの供給というふうなものも調査しなければならぬだろうというふうに思います。

それから、答弁の中で言いましたけれども、この場所の問題です、若あゆ温泉の。正直言って今のお風呂場の西側、ビニールハウスありますけれども、あそこの上屋というふうなこともあるのですが、あそこには車が入れないという難点がありますので、その場所の問題はどうするかというふうな面と、今のチップの安定供給、あるいはこの補助金です。この補助金がなければこの事業はなかなか難しいだろうというふうになりますので、この3つの課題をクリアしながらも、今の再生可能エネルギーの協議会、あるいはバイオマスのNPOさん、お願いしておりますので、その辺も課題をクリアできるように、あるいは県の本庁とも折衝しながら、防災拠点の文面もありますので、その辺も勘案しながら取り組んでまいりたいなというふうに思っております。以上です。

**3番** 今、町長がちょっと場所のことを言っておりましたが、本当にやる気であるのであれば、あの敷地の一番奥、車が入っていけないという話がありましたけれども、あの壁を壊すか、山を削るとか、そういう覚悟で臨まないで、あそこは入れないからこれはできませんではなくて、これから検討する上でよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますが、先ほど答弁にございました、今町長の答弁にもありましたが、高率な補助事業を模索しながら前向きに検討していただけますようお願い申し上げます、終わります。

**議長** 以上をもって3番斎藤好彦君の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

---

午後 1時01分 再開

**議長** それでは休憩前に復し一般質問を再開いたします。

**9番** 通告書に従って一般質問したいと思います。

まず第1番に、町道岡矢場線の道路改良について、そして、2番に、小学校の授業の中でのスキー授業についてご質問したいと思います。

まず、福寿野岡矢場線の道路改良については、以前から一般質問を何回もしております。平成25年9月議会で質問したときの答弁は、25年度に概略設計の図面を作成し、補助事業の採択に向け県と協議をしているところであり、それが採択された段階で事業に取りかかることになるとありますが、その後の進捗状況をお伺いいたします。

第2に、小学校の授業の中でスキー授業がありますが、そのスキー用具については自分でそろえなくてはならず、小学校生活6年間で大きくなるにつれ買いかえなければならないと、保護者の負担になっているとよく耳にします。他校の状況を聞くと、学校で貸し出しをしているところもあるようですが、舟形小学校ではそのようなことをする考えはないのか、お伺いいたします。

**町長** それでは、9番加藤憲彦議員の町道道路改良についてお答えをします。

福寿野岡矢場線であります。平成25年度から、社会資本整備総合交付金事業の調書に上がりましたので、今年度は、山形県、国と事業採択に向け協議していくための説明資料として必要な概略の計画平面図を作成しております。また、事業ヒアリングの際には、早期に採択していただくよう、あわせてお願いしているところであります。今現在、舟形町全体で継続している事業もあることから、新たな事業に取り組むためには、今継続で行っている事業が完了した後、福寿野岡矢場線にも予算がつくものというふうに想定しております。

この岡矢場線の事業の内容であります。1つは、堆雪幅確保で現道を拡幅する部分についてはこれまでどおり予算がつきやすいというふうに思います。ただ、新たにルートが設定される道路改良部分については、事業メニューが違うため、別の事業採択を受けなければならない状況であります。このため、この岡矢場線の路線については2種類の事業採択を受けて実施していかなければならないと思います。堆雪幅確保の現道拡幅部分については、新たにルートを新設する部分よりも早目に採択される可能性がありますので、採択されれば、まずその部分の路線の拡幅部分への着手をしながら、さらに新しいルートも早目に採択されるように県と協議を進めていきたいと思っております。

なお、この全体計画延長であります。全部で約700メートルであります。そのうち、堆雪幅確保部分の延長、約390メートル、それに新設道路改良部分の延長約310メートル、計画幅員は、全幅で7.0メートルになる予定であります。この道路が完成すれば、これまでのすれ違いも困難

な道路状況が解消され、主要地方道を連絡する道路として、また、南署等の緊急車両の発進路としての利便性も向上し、この地区の交通の流れもまた一段とよくなるというふうに思います。

2番目のスキー授業についてであります。

今現在、舟形小学校でのスキー用具の購入は、業者が学校に展示して、保護者が個別にスポーツ用品店から購入されるのが普通のようにあります。そのほかに、親しい保護者同士や親戚関係で譲り合いなどをしながらそろえたり、また、業者から1日70円のレンタルで対応している保護者もいるという報告を、学校から受けております。

加藤議員がおっしゃる学校での貸し出しは、近隣町村では大蔵小学校でやっているようであります。大蔵小学校では、統合のときに保護者から要望があり、卒業生やサイズが合わなくなって使わなくなったスキーの提供を保護者に呼びかけたようではありますが、だんだん集まらなくなったようであります。その後、肘折のノルディック館で使わなくなったまとまった数のスキーの寄附があり、現在それを貸し出しているようであります。

舟形小学校でも、ことし、PTA組織の母親委員会から、同じような意見が学校に出されております。まずはPTA組織の中で在校生の保護者に呼びかけ、共助の仕組みをつくられるように話題提供してまいりたいと思います。

また、教育の機会均等という目的で、生活困窮者を対象に特別支援就学奨励費補助事業という制度がありまして、給食費、学用品のほかに授業で使用するスキー用具の購入などについても補助対象としております。こうした公助の支えもありますので、PTA組織で共助のシステムを考えていただけるように、支援をしてまいりたいというふうに思います。以上であります。

**議長** 再質問を許可いたします。

**9番** 町道岡矢場線は狭く、22年4月から消防南署が開所され、早急の改良が必要ですよという質問を22年4月の議会でしております。交差点の改良については、山形県のほうには県道への編入・整備を要望していますが、現時点では難しいと予想されている、町単独での整備計画も検討していますという答弁でありました。そして、23年3月議会では、同じような質問をいたしました。県のほうへ県道編入という整備を要望した結果についてお伺いしますという質問をいたしました。その答弁には、交差点改良、これを県が行い、町道福寿野岡矢場線の道路改良については、町の事業として総合的に利便性と安全を確保する事業として進めるという県に提案をしているという答えだったんです。そして、昨年の答弁の中に、財源を社会資本交付金事業に金額の認定を国から受けるように今やっている最中だと、こういうふうな答弁であったんです。

きょうの町長の答弁をいただきましたのですが、まず、前向きにあの道路は改良するんだというようなことは伝わってまいります。しかし、まず第1点に、今現在ある道路を堆雪幅というのですかな、確保の延長約390メートル、これは早急に金額を組んで前に一歩進んだという答弁でありますから、まずいつごろからかかるか、それをお願いしたいと思います。

**町長** 今加藤議員からもいろいろ経過についてお話がありましたけれども、いろいろ今までも、山形県が事業主体になって、そして舟形町と大蔵村がそれ相応分の負担金を出し合ってやれないかという仕組みづくりを、1年か2年間ぐらい継続してまいりましたけれども、正直言って、県のほうでもその対応はなかなか難しいというふうなことのようでありまして、私と大蔵村長は、単費でもやろうかというふうな合意はしておりますけれども、ただ、大蔵村から単純に舟形町に負担金を出すというふうなことは、法律上もなかなか難しい面がありますので、少し遠回りしたような感はいたしますけれども、まずもって町単独でやりましょうということに踏み切ったわけでありまして。

そこで、25年度概略のこの基本設計をする中で、今申し上げましたこの390メートルというのは、今の新庄次年子村山線から福寿野方面に来る延長の390メートルであります。それから、もう一つの面は、あそこの、新庄大蔵熊高線、舟形大蔵戸沢線のあそこのT字路から、今度岡矢場線のほうに真っすぐ行く道路、これが310メートルあるわけであります。この設計をする段階でこの新庄、あの福寿野の公民館通りから、新たに次年子村山線のほうに行く道路は、これは新設改良というふうに事業採択になるようであります。したがって、今質問がありましたこの次年子村山線から堆雪幅390メートル云々については、今の現道幅を拡幅するという工事でありまして、そしてもう一つは、新しく新設改良する道路の改良であるというふうなことで、正直言って、この社会資本整備事業で今国のほうに要望している路線、14路線あります、舟形町で。したがって、今のこの岡矢場線で2つの路線ありますけれども、2つとも要望に入っております。ただ、優先順位とすれば、やはりこの新しい新設改良の前にこの堆雪幅の事業認定のほう及早くなるのではないかと、今までの経過として、そういうことで今答弁を申し上げたということでありまして、今年度の道路改良予算、社会資本整備事業、2つの路線で今やっております。1つは紫山内山線、さらに内山長尾線と2つの路線であります。これは継続事業であります。長尾のほうはうまくすれば今年度で終了と、あとは、紫山内山線はあと2年間ぐらいかかるのではないかと、事業規模によりますけれども、それを踏まえて2路線、今申請しております。これは採択、継続でありますので、なるだろうというふうに思います。ただ、あとの12路線であります。これをどうするかというふうなことで、今年度は国の予算をいろいろ見てみますと、政府自民党、公明党さんもこの公共事業が当初予算ベースで大分ふえているようでありますので、そういう期待感を持ちながら国、県ともこれから要望してまいりたいなというふうに思っておりますし、その要望して採択なれば、その裏財源も当初予算ベースの査定で留保しているということを考えますと、まず、とにかく社会資本整備事業で早く採択なるように、ひとつこれからも努力、努めてまいりたいというふうに思っています。

**9番** ぜひ頑張って社会資本整備総合交付金事業に該当できるようなものにしていききたいというふうに思います。よろしく願いしたいと思います。

その2つの路線の事業の中で、今、松の木のある県道のほうから奥地のほうに向かう堆雪幅確保の現道路の拡幅道路は、これは早急にやれるわけでありませぬ。そして、今話の中である交差点部分、まず早く言えば集落の中なんですから、これは当然移転からいろいろな問題がそこにありますから金も大変かかるというようなことで、たしか前の質問では、総合支庁のほうの野川部長さんがいるという時代に、舟形に対して非常に友好的にいろいろな事業が進んでいくんだというふうなことで、部長さんがいるうちにぜひその道筋をつけていきたいというような町長の切実なるこの願い、考え方を私たちは聞いたわけでありませぬ。ぜひその福寿野の集落の中の交差点に関しては、ぜひ県のほうでもこれはやってもらわなければ当然できない大きな大きな事業でありますから、できれば、今言ったように堆雪幅の現道路の390メートル、それを早急にしてもらいたいと、そうすれば、当然途中から新しい道路になって途中ふさがっているようならば、これは県でも当然そのまま放置しておくわけにはいかないですからまた一步前進するのではないのかなと、こういうふうに思います。

また、今県の農道になっていますその岡矢場から沖の原までの、えんじゅ荘までの間の農道であります。これもやはり広くしてやることによって、先ほどの話の中で大蔵の村長さんとも話しているんだよと、確かに私らも国会のほうに陳情等で何回もこの問題は出してあります。そして、何回もお話を聞いてもらっているわけなんですから、22年にあそこに消防署を持っていくときに、やはり、この町の中心部である舟形、沖の原、紫山、一の関、ここをあの道路ができることによって、簡単な話、10分違うんです。その5分、10分の時間が、消防の救急発生のいろいろな時間が、助かる者も助からないというようなその大きな時間の壁なんです。それをぜひやっていただきたいとこういうふうに思います。

十字路に関しては、舟形、福寿野地区の住民の方と何回もやはりお話をし、そして、地区住民が納得するような道路をぜひつくっていただきたいとこういうふうに思います。

今、何回もこう質問した中で話を聞いていますと、確かに一步も二歩も前進しているように私は感じますので、これからも継続してこれを強く完全にできるんだと、これは10年かかってできるんだなんて言うならば、やはり我々は生きていなくなるんですから。確か質問の中にあの岡矢場の圃場事業が終わったら25年度あたりにはできるんだよと、かかるんだよというような話もちらほら聞いた経緯があるんですけれども、ぜひそこら辺を頑張ってやっていきたいと、思います。

もう一度、町長からそこら辺の考えをお願いします。

**町長** いずれにしても、この今社会資本整備事業で要望している14路線、その中に今申し上げました岡矢場線については2つの路線があります。堆雪幅390メートル、そして、こちらからの曲がり角の新設改良と、その優先順位はやっぱり今何といても堆雪幅の認可が一番高率的で優先順位になるだろうと、これが採択なればすぐ着工したいというふうに思います。

その後、この新設改良というふうなものが出てまいりますので、その辺は、道路を真つすぐするわけでありますので、もちろん県からのお力添えというふうなものも踏まえながら、福寿野地区の住民ともいろいろお話をしながら進めてまいりたいと。

ですから、あそこの全路線、いわゆる沖の原のえんじゅ荘まで来る道路、これが一番の命の道路としては最短の道路でありますので、これも今の町道なりあるいは県道というふうな定義からしますと、県道にしてもいいのかなと継続して、そのほうが一番この住民の安寧・安全のために一番いい道路だろうというふうに思いますので、県道昇格というふうなものも含めながら、事業の採択に向けてこれからも頑張っけてまいりたいというふうに思います。

**9番** ぜひ一日も早くあの道路が完成することを願っております。

それでは、次の2番目のスキー授業についてご質問したいと思います。

答弁書を見る限り聞く限り、子供たちは雪国の子供たちなんです、そして、スキー授業をできるというふうなことは幸せなのかなという、私は感じがするんです。日本全国でスキー授業をできるというのは、東北の限られた子供たちだけではないのかなと思います。なぜこんなことを言うかという、最上管内で、この答弁書の中には大蔵小学校では学校で備えていると、では、あとの近在の市町村で、学校でそろえておかないで個人で持つのか。それとも、隣の新庄市さんみたいに最初からスキーの授業がないのか、それなんです。私の言うのは、今言ったように、子供さんにとってはスキーの授業は確かに雪国の子供にとっては幸せな授業なんです。それはわかるんです。

ただ、この道具をそろえるのに、レンタル云々というのはあるんですが、子供さんたちが借りて同じものをするのか。誰かが新しいスキーウェアからスキー靴から買ってあげれば、子供心に、私は借りてやりますよというのは出てこないんです。かわいそうなんです。そうすると、おのずと親御さんがそれを買って与えなければならない。今の子供さんは成長するのが早いんです、我々と違って。6年生までもつようにというので大きなのを買ってあげたら、これは当然けがもするし、無理なことなんです。そうすると、小学校6年の間に、少なくとも2回、多ければ3回買って与えなければならない。それが1人の子供さんなんです。私も小さいころにあったのですが、お下がりというのがあります。何もない時代は、そのお下がりも喜んで喜んで、兄さんからもらって履けるんだよというようなことで喜んだ考えがあったのですが、今の子供さんたちはお下がりというのは余り喜ばないです。そういう時代なんです。

だから、逆に学校で貸し出しをするというのか。ここの答弁書の中には、町でそれをそろえるとか一歩違った考えが出てきていないです。私の質問に対しては、親御さんが新しいのを買って預けるか、レンタルを借りるか、隣のお兄ちゃんのお下がりをもろうか、そういう答弁しかないんです。何回も言っているようですが、子供さんは幸せな授業をしているんですが、新庄市さんみたいにそのスキーの授業をなくするんだと。そもそも学校のスキー授業について、

加藤議員さん実は質問してほしいんですよと来たのは新庄市からなんです。その方は、町長さんも町も一生懸命子育てするならば舟形というようなことで、非常に舟形がよそから見れば注目されている町なんです。一貫教育、あらゆる面で教育は舟形は進んでいるんだというようなことでぜひ舟形に住みたいという人が、いや実はスキー、これ5万円はかかるんですよと、ましてや4月からは消費税が上がります。この問題をちょっと何とかして聞いてほしいんだという話から、私は舟形の保護者のほうにもいろいろ各地区、それから年代別、年代別というのは30代、40代、20代の保護者の方、それから小学校の子供の低学年、高学年の方を選んで拾いました。誰一人もね、これ継続してくれというのはいないのよ。町でスキーを買って授業とするならば大いに喜んでやるんだけれども、3人子供いるんですよと、幾ら負担あるんですかというようなことを聞かれたときに、へえ、そんなにかかるのというようなことを申しました。そして、きょうのこの質問になったわけですから、まず、大事なものは、町で買う云々よりも、この授業をどういうふうにしているのか、教育長から聞きますかな、いいですか。

**町長** では、スキー授業という教育的な取り組みについては、教育長からまずお願いしたいと思います。

**教育長** クロスカントリースキー、舟形小学校ではクロカンの授業をやっております。ほかの新庄市の中心校では今はしていないんですけれども、あとスキー場を持っている町村ではアルペンもしているのですが、ほとんどがクロカンスキーであるというふうな把握をしております。過日、舟形小学校で第1回のスキー大会が開かれまして、子供たち、大変自分の目標に向かって頑張ったというふうに思いますし、特に1年生ですね、歩けない子もいたわけですがけれども全員完走するなど、本当に大きな成長を見せていたなというふうに思います。冬のスキー、特にこの雪国のスポーツとして今後とも大事にしていきたいというふうに考えております。

ただ、今言われたように、この道具の問題、これが今のような形でさまざま大変な状況であるというふうなところ、これまでもあったのかなというふうな捉え方をしております。新庄のほうから聞かれたということですが、以前の中心校、大規模校ではこれはやっておりました。その中で、ここにあるような形でリサイクル、また、代々学校のほうに置いていってそれを貸し出しするというふうな仕組み、システムもやっていた学校もありました。ただ、今さまざまな事情で、中心校のほうでそういったスキー授業はなくなってきております。周辺の学校の捉え方、これは全部に聞いたわけではないんですけれども、舟形小学校と同じような代表的なところに聞きますと、まず実態として、金山小ですけれども、リサイクルを前はしていたんだというふうなことです。母親委員会等でリサイクルとしてやっていたと。今はそういうふうなことはしていないんです。学校貸し出しもしていないというふうなことです。それから、真室川ですけれども、学校の授業としてでは、この卒業のところ譲り受けたり親として個人的にやっているんですが、スポーツ少年団がございまして、そういったところでは卒業のとき

におろしていくというふうなことで、そこでいろいろ使っているというふうな事情があるようです。それから、鮭川なんですけれども、鮭川は一部リサイクルしているというふうなことでございます。6年生が置いていくシステムだというふうなことですね。ただ、やはりサイズの問題が非常に大きいというふうに捉えているようです。共通の金具となっていればいいんですけれども、その金具とか靴が合わないというふうなことで、なかなかそういったところが十分でないところがあるのかなというふうな話があったようです。最後に、戸沢のほうにちょっと確認したところ、リサイクル、話がやはり出ているんだというふうなことのようです。これもやはり6年生が置いていくと、ただ、需要としてことはそんなに多くなかったというふうなことでございまして、個人で対応しているというふうなところがございます。

それで、これを舟形の場合というふうに考えるわけですが、やはりいきなり学校貸し出しというふうなところは、なかなかやはり難しいんじゃないか。つまり、子供たち全部で265名いるわけですが、靴、身長、年齢、技術ですね、金具、これに合わせて多様な数をそろえなくちゃならない。これはおわかりかと思います。ですので、ある程度学校に合った形でそろえるとすると、265あればいいというものではないというふうに考えます。それ以上の倍の数の品ぞろえとかを考えていくというふうなことが出てくるだろうというふうに思います。

そのために、では、どういうふうにすればいいのかというふうなことなんですが、ここからはちょっといろいろなところでの業者等の確認をしていないんですけれども、また、アルペンしかちょっと確認していないんですけれども、アルペンでは、スポーツ店と契約しましてレンタルというふうな形でやっておるところがございます。ですから、そういったところの、レンタルというシステムはどうなのかというふうなところでいけば、そのさまざまな多様なニーズに対応できるかどうかというあたりもちょっと検討する必要があるのかなと思います。

それから、小規模校については、学校貸し出しをしているところがあるんですよ、金山の小規模校では。これは、やはり数が相当そろっていて貸し出しできるんです。だと思いますね。たくさん数があれば、それに見合った形で貸し出しができるというふうなシステムだと思いますのでね。ですので、そういうふうなことを考えますと、子供たちが授業、毎日行う。特に1月を中心に行う。しかも、そんなに1時間、2時間かけないですぐ始められるようなシステムで考えるとすれば、例えばですけれども、全部の子供でなくても、レンタルというそのシステムはどうなのかとかですね。そういったところの検討は今後していく必要があるのかなというふうな気はします。

ただ、今言ったように、学校貸し出しといってもさまざまな形があるでしょうから、まず統合1年目というふうなことからいけば、PTA組織でちょうど私は話し合ういい機会だと思います。つまり、4つの学校が、親が一つになって、冬の例えばこのスキーのあり方についてどうするのかというあたりを真剣に話し合ういい場だと思うんです。ですから、そういったとこ

るでまずは出していただく。出していただいた上で、親同士のそのレンタルになるのか、譲り合いになるのか、学校に置いていくのか、そういったところの議論。それから、それでもちょっと大変だというふうになれば、レンタルというふうな形じゃなくて、業者からの安い値段で学校でというふうなことはなるのかならないのか、そういったところも含めて、業者からリースですか、そういうふうなことになるのかどうかですね。そういったこともちょっと考えていく必要があるのかなというふうに思います。まず、今のような形で考えています。よろしくお願いします。

9番 まさに新庄市の私に相談したご父兄は、今は新庄市ではその授業がなくなったと、そして、先ほどちょっと教育長が言ったように、そのスキーに興味を持っている子供さん、スキーをやりたいというような子供さんに関しては、部活、クラブ活動みたいな感じで現在続けているというようなお話でありました。今まさに教育長が言ったように、レンタル、貸し出しをしてですね。

見ていると、今スキー大会終わって、まだ今もその授業をやっていますか。（「今はしていません」の声あり）ということは、スキー大会までの間の授業なんですよ。それもご父兄からの話なんですよ。一冬6カ月間、半年間毎日授業として使うならば、3万、5万円、親御さんは大変だろうけれども、これは毎日必要なことだからどうしても購入しなければならない。これはわかるんです。今言ったように、スキー大会までの間、そして先ほど言ったように子供さんは成長するのが早いから、6年生までもつようになんて大きな靴を預けたら当然けがするし、小学校に入ると、すぐその新しい靴、スキーを用意しなければならない。そうすれば、当然、手袋、着るもの、毛糸の帽子から全部買わなければならない。学校に通う服装で、はい、そうですかとスキー、昔我々はどどこはんてん着てやったんですが、今の子供さんはそうじゃないんです。それに見合った格好、服装、そしてそういう服装をすることによって前に進んでいくというようなことがあるんです。

これどうでしょう。すばらしい授業なんですよ。私はこれを認めるんです。もう幸せだと思っているんです、その子供さんらは。したくてもスキーなんかはできないです。だから、逆に、せっかくそういうあれだったなら、町で買えなくとも、さっきちょっと教育長が言ったように業者さんにレンタルをすとか、それでなかったらその子供さんらに合わせてその授業をすとか、何か別の方法がなければ、今の私との押し問答で話をする中では、どうしても保護者が金を出してそろえなければならないというふうなことになるんです。果たして、それが子供さんらの教育にとっていいのかなと。何回も何回も言っているんですが幸せだよと言いながらも、何とかならないのかなという考えが私の率直な考えなんです。

今少子化の中で、子供さん3人いると3人、1年生、3年生、6年生となると、3つスキーが必要なんですよ。さっき言ったようにお兄ちゃんのお兄ちゃんのお下がり履くと、これは

1年生ぐらいなら喜んで履くんです。3年生ぐらいになると履きません。これは、私も何十年前に子供を学校へやったときにスキーを買ってくれと言われて買ってあげたのですが、男の子だったのですが、乱暴で折ったんです。1年に2回折られました。すると、片一方でしろというわけにいかないから、2つまた同じように買わなければならないですよ。そういう経過もあったんですが。どうでしょう、新庄市さんみたいにクラブ的とか、何か別の方法を考えることはできないでしょうか。何とかしてやめないで、みんないい方向にいかないのかなというのが考えなんです。それにもう一回。

**町長** スキー授業についてはなかなか難しいものだなというふうに今思い知りますけれども、私もこのリサイクルなんかはいいのかなと思っていたところが、今の子供たちがそうでないんだと、なるほどなというふうにも思います。ただ、加藤議員が子育てするなら舟形町とこういうふうに分ければですよ、なかなか難しい面もありますので、その辺はまず教育長から実態というふうなものも調査していただいて、別な考えを私はもう一つ持ったんですけれども、やっぱりそのリサイクルというのはだめだとすれば、なるほどなと思いながらも、レンタルというふうなものもいいのかどうかを含めて、教育委員会のほうで調査なり、あるいは実態を把握してもらいたいなというふうに思いますので。教育長から何かありましたら、ひとつお願いします。

**教育長** スキー授業の間だけ使うのではないかというふうなことですけれども、確かに集中的にはそのようになっておろうかと思えます。ただ、私は願いとしては、その授業を終わったとしても、例えばこの3月あたりのすばらしい天気のもとで、固雪のところを自分のスキーで滑る。そういうふうな体験を多くの子供にさせたいと思います。とすれば、そのリースとかという形はどうなのかとかね、そういうふうなことも考えた上でアンケートとかをとる必要があるのかな。私は、やはり舟形生まれであれば、都会に出ていったときに、スキーをたっぷりやってきたと言えるような環境づくりを大事にしたいというふうに思います。以上です。

**9番** 時間がないようではありますが、今言ったように、子供さんらが幸せだというようなことを最初に申し上げております。ただ、負担が大きいというのはこれは事実ですから、最後のほうにあるように、PTAの組織の中でぜひ保護者とも前向きに話をし、ぜひこれをお互い前に進めるような考え方で教育をしていただきたいなど、こういうふうに思います。

10秒しかありませんが、最後に1つ、きょう来るとき、県道の増設物、あれもう全部とっているんですよ。

**議長** 時間ですので、またの機会にお願いいたします。

以上をもって、9番加藤憲彦君の一般質問を終結をいたします。

**8番** それでは、私から、さきに通告しましたように、「産業振興と地域の活性化について」という主題で質問をいたします。

「産業の振興と地域が活性化するまちづくり」、これは、平成22年3月策定の第6次舟形町総合発展計画にある4つの基本理念の1つであります。

「若あゆと古代ロマンの里」に称される清流小国川の「鮎」と国宝「縄文の女神」に代表される町の顔をどう生かし、利用するか、町の活性化につながる大きな鍵とも言えるのではないのでしょうか。

ほかにも猿羽根山公園や雪エネルギー等、活性化につながる町内の有形、無形の産業あるいは文化資源の再認識と、それぞれの資源をどう結びつけて活用するか、融合的な施策をぜひ考えるべきであると思います。

現状を見るに、町の活性化という同一の目標を持ちながら、施策の過程においてはそれぞれに独立的で横の連携がとれていないように感じます。

以上の観点から、次の項目における施策の大綱の具現化について、町長の考えを伺います。

まず1つは、「農林水産業の振興とブランド化」において、舟形ブランドの作物は何であるのでしょうか。全国的に有名な小国川の河川環境の保全と良質な漁場の提供の具体策は何ですか。

次に、「商工業の振興と企業誘致」における優遇施策による優良企業の誘致、高齢者施設等の福祉産業の拡充の見通し。

最後に、「交流人口の拡充とグリーン・ツーリズム」の奨励において、日本三大地蔵尊の猿羽根山と清流小国川の関連施設、美肌の湯「舟形若あゆ温泉」に加えて、国宝の出土地「西ノ前遺跡」を結びつけた観光開発の計画は。

以上、よろしく申し上げます。

**町長** それでは、8番八鍬太議員の「産業振興と地域の活性化」についてお答えします。

ちょっと答弁が大分長目になっておりましたので、ご了承お願いしたいと思います。

まず最初に、「農林水産業の振興とブランド化」において、舟形ブランドの作物は何かとの質問にお答えします。

このたびの国の米政策等の見直しでは、米の直接支払交付金の削減、40年以上もの長きにわたり取り組まれてきた減反政策を5年後には廃止するなど、50年ぶりの農業政策の大転換となり、稲作依存度の高い小規模経営で高齢化が進んでいる舟形町の農業にとって大変厳しい状況にあります。舟形町の元気ある農業を推進していくためには、国の政策をしっかりと把握し、農業を足腰の強い産業とするための施策を示していかなければならないと思います。

その基本方針として、農地集積をはじめ稲作栽培規模の拡大、園芸作物等の高付加価値作物栽培への経営転換、生産基盤の整備、集落営農組織の育成、農業後継者の確保や地域リーダーの育成が不可欠となります。

また、農業経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体などの連携対策の構築、戦略作物の生産振興、米の需給調整の推進、このような地域農業の推進方

針を協議するため、舟形町農業再生協議会を開催しております。この再生協議会は、町農業委員会を含め農業関係12組織により構成されており、舟形町の将来を見据えた重点振興作物等を検討・協議・決定させていただいております。平成26年度の重点振興作物としてネギ、ニラ、アスパラ、キュウリ、トルコキキョウ、タラの芽、ウルイ、コゴミの8作物を選定しております。そのほかにも独自の取り組みで生産販売額を伸ばしている作物もありますが、舟形ブランドの作物として産地化を目指しているのは、ネギ、ニラ、マッシュルーム、ラズベリーなどが挙げられます。既に全国レベルの生産量を誇っている作物もありますが、生産振興を推進しながら舟形ブランド化の確立を図ってまいりたいと思います。

また、農業、商業、工業の連携により農産物等の生産から加工・販売に関し幅広く検討するため、課の垣根を超えた事務局体制で町産業振興推進室を平成21年に設置し、町内の13関係団体による町産業振興本部会議で舟形町の産業振興策を協議しておるところであります。

次に、小国川の河川環境の保全と良好な漁場の提供の具体策はとの質問であります。

治山親水に対する意識を高め美しい水辺環境をつくっていかうと、全住民参加による年2回、きれいな川で住みよいふるさと運動、清掃など美化活動を行っております。また、魚道整備事業としては、大堰頭首工、富田頭首工、平成15年度から平成20年度にかけて整備しております。鮎の遡上も良好な環境に改善されております。小国川漁業協同組合では、河川環境の保全を図るため4名の常勤の河川監視員を配置しております。このような万全な管理体制は、県内でも小国川漁業組合だけと聞いております。また、漁協では、年数回河川での粗大支障物の撤去を行っております。さらに、鮎釣りのシーズンでは、河川清掃員として4名の方を配置し良好な漁場の確保に当たっております。さらに、年4回ほど開催しております全国販売している釣り具メーカーが主催する鮎釣り大会では、大会終了後、大会参加者によるごみ拾いボランティアを実施しております。鮎の稚鮎の放流については、平成25年度3,800キロを放流しておりますが、山形県内でも最高の数量となっております。

舟形町の特徴ある親水事業の取り組みとして、舟形地区にアユパーク、長沢地区に小国川多目的広場、富長地区に桜堤河川公園を整備して、仕組みには、釣り客が安心して親しめるよう整備を行っております。また、河川公園を活用してささいなイベントを開催して環境保全にも努めております。

このような取り組みを重視しながらも、今後も河川環境の保全や良好な漁場の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、商工業の振興、企業誘致の質問についてお答えします。

町では、基本構想を策定する前年の21年9月に、ウツシカワが撤退をいたしました。このことから基本構想に政策を登載し、具現化のための新たな企業誘致策をつくり、大阪にあるシャンドンなどの縫製企業の訪問を行い、誘致に努めてまいりました。東京の運送業のナカノ商

会の誘致にも取り組みました。結果として、ウツシカワの跡地には蛍光灯の組み立て梱包する有限会社ティー・アイ・シーから工場を引き継いでいただきました。現在は37名の従業員を抱えて操業をしております。

このときの企業誘致、雇用促進補助金は、主にウツシカワ、長沢、南部保育所などを対象としております。新設の大企業の場合で、町分の単独だけで最大1,850万円、賃貸の大企業の場合1,460万円となる優遇制度を新たに創設し誘致活動を行ってまいりました。また、経済不況の中、町と商工会との協議の中で、商工業者のための政策が必要であるとの認識に立ちまして緊急経済対策事業基金条例を創設し、20%のプレミアつき商品券発行、リフォーム補助、在来工法木材住宅建築促進補助、子育て支援・若者定住支援交付金、ヴィーナス定住促進交付金などを創設して、低迷する特に大工さん等の受注機会の拡大にも取り組んでいるところであります。さらに、情報観光課も若あゆ温泉敷地内に設置し、「やまがた元気プロジェクト」キックオフイベントなどへの参加、「ヒストリックカーミーティング in」の開催、仙台市富沢中・仙台市五橋中の教育旅行の受け入れ、JR小さな旅行プラン、世田谷・港区祭りの参加、新そばまつり、企業懇談会などの実施などを企画・運営していただいております。イベントの実施や情報収集に努め、今後の町の事業展開に反映しているところであります。

商工会との連携事業としては、今述べたほかに、特産品開発、地域食資源魅力向上事業として食の祭典、都市交流事業を通した舟形ファンクラブの運営と会員の拡大、婚活事業なども新たに行い、交流人口の拡大による地場消費の拡大を狙い実施しております。

町の観光審議会も、年1回から、25年度から5回行っております。観光と他産業との連携も模索しているところであります。富長小学校に計画している加工施設もその一環となっております。また、町民の雇用機会の拡大を図るため、新庄中核工業団地誘致促進協議会から提案されている、雇用促進奨励金1人当たり30万円を就業者の住所地で負担し交付する制度を、26年度から実施したいと考えております。それらに伴って町内の誘致企業に指定された企業に対する補助制度も同様に10万円から30万円に改正し、企業誘致を図ってまいりたいと考えております。

高齢者施設等の福祉産業の拡充であります。

基本構想策定後の22年度に旧舟形保育所を活用し、地域密着型施設ほなみを舟和会が整備しました。町では土地及び施設の無料貸し付けを行い、当初、実証のサテライト、15名の小規模多機能施設を併設した施設を拡充したところであります。その後も施設規模を拡充し、現在は29床のサテライト、25名の小規模多機能施設まで拡充を行っているところであります。それらに伴い30名の雇用も創出されております。堀内小学校跡地への特養整備については、現在、徳洲会と今詰めているところであります。

次に、各観光施設を結びつけた観光開発の計画であります。舟形町の観光入り込み客数は、

町の調べで年間30万人前後を推移しております。その中で県外からの入り込み客数は、約2割の6万人となっております。最上郡では、新庄、最上町に次いで3番目の来客数となっております。加えて、昨年開湯20周年を迎え、また通算の来客数300万人を達成した若あゆ温泉であります。最上郡内の温泉施設でもトップの入り込み者数を得ており、町全体の入り込み者数の半数近くを有しております。また、34回の開催と歴史のあるふながた若鮎まつりでは、2日間にわたる多彩な催しや、舟形町の味覚満載の物産市、そして豪華なゲストによる歌謡ショーで、県内外から訪れた行楽客ももてなすなど、県内でも例を見ないインパクトの大きいイベントであります。

猿羽根山公園については、今年度800万円近い予算をいただいて、老朽化が進み危険な状態にあった売店・休憩所を解体し、それに伴い周辺の景観改善整備や安全施設を設置し、環境整備を図りながらボランティア協会と教育委員会との連携により、芭蕉・茂吉などの史跡羽州街道、猿羽根山地蔵尊、相撲場などの歴史文化の案内開設を行っております。

清流小国川では、年間4万人弱の入り込み者数を有しております。特に鮎の解禁と同時に全国から太公望が集まり、鮎釣り大会はもちろんのこと、今年度からは親子鮎釣り教室などを開催しております。

平成24年国宝指定された縄文の女神については、まちづくり課、教育委員会、産業振興課などの連携によりまして、西ノ前遺跡周辺を核とした新たな交流空間を創出するため都市再生整備実施計画を作成し、平成26年度から平成28年度まで第1段階として西ノ前遺跡の整備、その関連事業を重点的に実施することとしております。

JR舟形駅の舟形観光物産センターは、今年度拡張改修工事を行い、物販、展示、軽食コーナーを新設し、内装を縄文のイメージにするなど、情報の発信とコミュニティーの拠点としてリニューアルオープンいたします。また、オープンと同時に、最上南部商工会舟形支部が運営する舟形観光情報館の機能も統合し、舟形町の広範な情報・文化を集積させ発信できるゲートウエーとして位置づけてまいりたいと思います。

また、来年度は、6月14日から9月13日まで、山形デスティネーションキャンペーンが開催されます。舟形町の豊かな観光自然、文化資源の活用と農林水産物を活用する特産品開発事業とコラボして、舟形町独自の観光体験商品である舟形暮らしをPRしながら、エコ・グリーン・ツーリズムを推進し、舟形観光物産センターめがみを拠点としての交流人口の拡大に努めてまいりたいと思います。以上であります。

**議長** それでは、再質問を許可いたします。

**8番** 今町長から大変細かく説明をいただきましたので、時間も半分ほどになりましたが、一問一答的に再質問をさせていただきます。

まずは、舟形ブランドの作物は何かということでありまして、町長の答弁にもありま

した、平成26年度の重点振興作物ということで8品目ほどあるようではございますけれども、現在の実績と申しますか、農協さんのほうから資料をいただきましてちょっと販売額を拾ってみました。主なものではございますけれども、ニラにおいては7,755万円、ネギが6,382万円、キュウリが3,215万円、トルコキキョウが1,550万円、これが舟形管内の販売高であります。なお、JA全体ではどうかと申しますと、ニラにつきましては3億4,470万円、ネギについては2億4,660万円、キュウリが5,364万円、トルコキキョウは1億2,925万円というふうな販売実績になっております。要は、この数字を見ましても、なかなか管内を代表する作物はまだ出ていないなというふうに思うわけでありまして。

その中で、町では活気ある農業推進機構を置いたりということで、この農業振興策には力を入れているわけでありましてけれども、逆に余りにも裾野が広がり過ぎまして、サイドメニューがふえ過ぎて主力が見えないと、こういう状況になっているのではないかと申します。生産コストや市場評価という点から考えれば、これは主要品目は極力数品目に絞って一大産地を目指すべきではないかと申します。多品目奨励化が、逆にそういう一大産地化には障害になるということも考えられるのではないかと申します。

そこで、今町の主力であります米政策が大転換を迎える中で、こうしたブランド作物の指導体制と申しますか、これについても再考するべきではないかと申します。町長の考えを伺います。

**町長** 今八ヶ岳議員からいろいろ主要作物のありようについてご質問ありましたけれども、まず申すのはニラなりネギというふうな一番大きなわけでありまして、特にネギについては、種子購入もまず半分町のほうで補助するというものを今継続しておりますので、その辺も見ながら、これからブランド化というふうなものも進めていかなければならないというふうに申します。

この米政策の見直しの中で、これからこの米政策が間違わないように、また転換というふうなことがないようにまず国のほうにお願いしたいというふうに、この前、農政局の局長さんにも2回ほど会いまして、今度3月18日にまたお会いするわけでありまして、それをまずお願いしたいと。でないと、四、五年ごとにくるくる変わるというふうなものはいかがなものかというふうに申し上げておりますので、まずその辺をしないと、農業者、いわゆる生産農家がどういう方法で農業をすればいいのかというふうなものは見えてこないのではないかと申します。

そして、5年後にはもう減反が廃止になるわけでありまして。したがって、この廃止になりますと自由にお米もつくれると、ですから、いろいろ両論があるようではございますけれども、米をつくる方が多くなれば米の値段も安くなるのではないかと申します。そのときになりますと、今申し上げました園芸作物等、これを有利なブランド化にしていかないと、ある

いは、今八鍬議員から質問あったようにある程度の集約もしながらしていかないと、なかなか難しい面が出てくるのかなというふうなことでのブランド化の定義というふうなもの、やはりこの再生協議会の中でこれから議論していかなければならないのかなというふうに、今の米政策の転換のありようからそういうふうにも感じます。

したがって、今産業振興本部会議あるいは活気あふれる農業推進機構、いろいろつくりまして検討させ、それを具現化してまいりましたけれども、質問にあったようになかなかこの1つの面は出てくるのですが、連携する方がなかなかいないというふうなものは感じております。26年度、一つの試みとして産業連携推進員を新たに設けて、いろんなこの6次産業なり、あるいは観光産業と結びつくような連携推進というふうなものも一つつくってみようかなというふうに思いますし、さらに、今の米政策転換の中でこの連携推進なり、あるいは、今土屋営農指導員もおりますので、この2人が主体的になっていろいろなこれからのブランド化なり、あるいは営農指導のありよう、あるいは連携推進のありようというふうなものを組みこませようかなというふうに今の段階では考えております。

**8番** 町長、お願いですけれども、答弁は端的にお願いしたいなというふうに思います。

では、次に、河川環境の保全と良質な漁場の提供ということでもありますけれども、やっぱり小国川の鮎というものをこれだけ前面に出して町を売り込んでいる以上は、河川環境の保全ということに関しては強い関心をもって対策を講ずるべきだというふうに思います。そうした取り組みが全国のやっぱり釣りファンや漁業者への良質な漁場の提供につながるというふうに思います。

そうした意味で言えば、今やっぱり最大の関心事というのは、最上小国川ダム建設であろうというふうに思います。水害を防ぐための治水対策はこれは当然早急にしなければなりませんので、このことについては誰も反対するものではありませんけれども、その方法において、町長も御存じのように、県は穴あきダムが対応として工事を進めたいと、漁協においては環境の保全と漁場の悪化というものを理由にして反対をしているというふうなことであります。先ほど町長の冒頭の挨拶にもありましたけれども、この2月には、漁協の組合長として先頭に立って小国川の水産業の振興に貢献してきました沼沢組合長が亡くなるというふうなこともありまして、本当に心からご冥福を祈るわけでもありますけれども、12月には、山形県は小国川漁業権の更新において、単純に言えば、ダム事業に反対するのであれば漁業権を与えられないよと、そうともとれるような条件をつけて漁業権の更新を渋ったというふうにも言われております。もしそのようなことが少しでもうかがわれるのであれば、これだけやっぱり小国川の鮎というものを売り物としている舟形町としても、静観してよいものではないかというふうに私は思います。ましてや町が企画をしているふ化場の建設でありますとか、中間施設の建設でありますとか、水産業振興の補助事業も棚上げと、そういうような話もあるわけですが、

しそれが事実だとすれば、本末転倒であるというふうに言わざるを得ないというふうに私は思います。この現状について町長はどう判断するか、考えをお聞きしたいと思います。

**町長** これをお話しすると大分長くなります。簡潔に申し上げますけれども、まず小国川、これは皆さんもご承知のとおり舟形町が発展してきた一番大きな社会資源、これが小国川であるというふうに私は思っています。常々いろんな方に申し上げますけれども、舟形町の母なる川、これは清流小国川であります。この小国川の自然というふうなものは、やはり縄文の女神が出てきた4,500年前から営々とつながってきたこの豊かな自然はやっぱり継承していくのが我々の役目であるというふうに思います。

また、この小国川については、今お亡くなりになりました沼沢漁協組合長とも何回となくこれからの小国川についていろいろ語り合った経過もありますけれども、今問題となっているこのダムの問題なり、豊かな自然というふうなものをどういうふうに併合するかというふうな問題がありますが。1月28日にこの協議会が8年ぶりで開催されております。県の県土部長も最初、冒頭陳謝しておりました。私も申し上げたのは、まず、両者がお互いに信頼関係を結んでほしいと、そして、8年ぶりに開催したこの協議会を信頼を構築する場にまずしてほしいということを申し上げました。漁協さんからも平成16年に要望書を出したにもかかわらず、ずっと要望に応じてこなかったというものが一番の大きな理由のようでした。したがって、それに応えてほしいということで、28日は7項目について県のほうに要望しております。まず、私は、この7項目の要望についてきちんと応えるのが県の役割、責務だろうというふうに思います。その中で、いろいろな良好な判断ができるような答えが出てくればなというふうに思いますし、私もこの協議会を通じながら、その中で発言をしまいたいというふうに思います。

ただ、内水面あるいは漁協の漁場のこれからのありようでありますけれども、これは八鍬議員もちょっと今言いましたけれども、決して私はそうでないと思います。このダムの問題はダムの問題。そして、内水面の漁場の拡充、環境保全、これは別な機関で今取り組んでおります。これは、昨年8月から、舟形町、最上町等の関係者、さらに山形県の農林水産部の課長さん方もオブザーバーにして、16名で、これからのこの清流小国川の漁場の保全、あるいは管理、あるいは内水面の振興等について協議会を持っておりますので、これとは切り離して今進んでいると。県のほうはごちゃまぜにしているというふうな行政では私はないというふうに信じておりますし、そういう方向で、この別な協議会、これは産地協議会というふうにいたしますけれども、その産地協議会の話し合いというふうなものを尊重しながら進めてまいりたいなというふうに思っています。以上です。

**8番** それでは、次に進みます。

次に、商工業の振興と企業誘致でありますけれども、この総合発展計画の文言の中で、あえて優良企業という文言を入れたというのには何か意味があるのでしょうか。

**町長** 基本構想の中で優良企業というふうなものは、定義だと思いますけれども、大規模な企業のみならず、例えばキリウ山形さんのような企業というふうなものを指しているのかなというふうに思っております。

**8番** 企業誘致については、私も、これは経済の発展という意味からもぜひ大いにお願いをしたいところでありまして、やはり住民とのトラブルといいますか、そういうものを避ける意味でも、やっぱり企業モラル、こういうものもきちんと守ってもらう必要があるのかなというふうに思うわけです。

先般、旧長沢小学校のグラウンドに舟形町の栽培者の問題が出たわけですが、住民の説明会においては、なかなかそのにおいと、そういった汚水の問題、そういうものがネックになって理解が得られなかったというふうな結果に終わったようでありまして、私は、企業誘致という観点からは賛成のほうなんですけれども、そういう点で、ぜひ町がそういう企業と地域の間に入ってそういう問題解決の橋渡しをすべきではないかと。そういう中からやっぱり優良企業というものも生まれてくるのではないかとというふうに思うわけですが、その考えを伺います。

**町長** この優良企業のみならず企業という経営者といいますかは、やはり企業の利潤を追求することで企業が経営しているわけです。ただ、もう一方で、それぞれの地域、あるいはそれぞれの地域住民の期待に応える企業、これも優良企業であろうというふうに思いますので、その辺は、地域住民から信頼される、あるいは期待される企業、これをやはり企業ではないかなというふうに思っています。

**8番** 次に、この交流人口の拡大というふうなことに入りたいと思います。

例えば1つ例をあげますけれども、猿羽根山公園のかつてのようなにぎわいの復活をというふうに考えた場合であります。町長の答弁にもありましたように、猿羽根山の公園一帯は、松尾芭蕉が奥の細道紀行で最上川の句を詠み、そして、斎藤茂吉の歌碑もある。また、1888年にイギリスの女性旅行家イザベラ・バードは、日本奥地紀行という中で猿羽根山峠のふもとから見た最上川の風景を絶賛しております。また、何度も出てきますように、山頂には日本三大地蔵尊の1つと言われる猿羽根山地蔵尊があると。これだけのものがそろっていても、観光名勝として定着しないというのはなぜなんだろうかと、これらを真剣に考えてみるべきではないかというふうに思うわけでありまして。

今回、800万円を整備に投資をしたということでありまして、ぜひこのことが過去の後片づけではなくて、にぎわい復活への投資的な経費になってもらいたいというふうに思うわけですが、今回、議会にもこの公園内の道路補修の請願も出てきているわけでありまして。車社会に対応してやっぱり山頂まで車で自由に行けるような、そういうふうな改修をしてはどうかというふうに思うわけです。相撲場の利活用という点からも、子供たちのスクールバス

ぐらいいは通れる道路整備をというふうと考えてはいかがでしょうか。

**町長** この観光開発でありますけれども、今答弁でも書きましたけれども、観光審議会、これは、今まで1年に1回か2回やっの会議でありましたが、昨年度冒頭から、まず、今の八鍬議員が言ったとおりに、今舟形町の観光のキーポイント、猿羽根山もあり、縄文の女神もあり、あるいは若あゆ温泉もあるわけでありますので、それらを観光と連携したような場所もありますし、何とか答申を出してほしいということで5回開催今しております。これは、その都度答申を出してほしいと、年間ではなくて、そして、それを補正予算なり対応しましょうというふうなことで、スピードをまず上げていきたいというふうに。猿羽根山についても、いろいろこれまでの議会議員からの質問ありましたので、今の陳情なりありましたけれども、そういう面も含めながら、まず観光審議会等でも協議させながら検討してまいりたいというふうに思っています。

**8番** 町長の答弁の中で若あゆまつりが出ております。県内でも類のない大きなイベントであると、そんなことでありますけれども、せっかく訪れたこの行楽客を日帰りで帰すというのは、これは大変にもったいない話ではないかというふうに思うわけであります。せっかくおいでになったのですから、ゆっくり温泉にでも入って地場産品を食べてもらおうと、そのためにも、前にも言いましたように、この若あゆ温泉の温泉施設の中にぜひ宿泊をできるような施設の建設をお願いしたいと。このことにつきましては、秋の中学生議会でも政策提言というふうなことで出ております。そんなことで、町民が切望しているというふうな問題のようにも思えるわけですが、このことについて町長の考えを伺います。

**町長** 今ちょうど第6次基本計画が22年度から26年度までが、実施計画を今組んでいます。あと31年度まで5年でしたかあるわけでありまして、ちょうど26年度はその中間になります。今八鍬議員がいろいろ農業関係もいろいろありましたけれども、これを検証しなければならぬだろうというふうに今思っています。その中にこの若あゆ温泉の整備というふうなものがあります。中学生議会もありますし、これまでも議会議員からもいろいろ質問がありましたので、次の計画の中に盛り込んでいかなければならない事業なのかなというふうに思っております。以上です。

**8番** それでは、もう一つです。西ノ前遺跡の整備ですが、今回、その関連事業に重点的に実施をするというようなことであります。点から線というふうな観光開発の意味でも、国宝の出土地であります西ノ前遺跡と舟形町観光物産センターを結ぶようなこの散策路の計画、これをぜひ実現に期待をしているところであります。そのルートとして、この清流小国川沿いを歩きながら古代へのロマンをはせて舟形の自然を満喫してもらおうと、そういう意味からも一つ提案ですが、かねてから懸案になっておりますJR鉄橋下の道路の改修であります。そのことを含めて、この轟2号線でしたか、それと河川堤防を利用してのいわば縄文の小道とも

というような散策路の整備をぜひ考えてほしいなというふうに思うんですけども、町長の考えを伺います。

**議長** 20秒でお願いします。

**町長** 時間もありませんので、今は縄文の女神の跡地整備、そして舟形駅の玄関口の整備をして、まず舟形駅を活気あふれるようにするのがまず優先なのかなと、その段階、第2段階で今のご質問に対応してまいりたいと、このように思っています。

**議長** 以上をもって8番八楸太君の一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

明日は午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会します。ご苦労さまでした。

午後2時24分 散会

平成26年舟形町議会第1回定例会第2日目

平成26年3月7日（金）

---

出席議員（10名）

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 歙 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	10番 信夫 正雄

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	総務課財政管財班長 小野 芳喜
総務課長 高橋 剛	代表監査委員 林 恭司
まちづくり課長 中山 進	監査事務局長 沼澤 繁夫
税務福祉課長 高橋 明彦	教 育 長 齊藤 涉
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教 育 次 長 伊藤 幸一
地域整備課長 矢野 正	
会計管理者 矢作 めぐみ	

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 沼澤 繁夫	主 任 大場 由美子
--------------	------------

---

議事日程

- 日程第1 議案第3号 平成25年度舟形町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第2 議案第4号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第5号 平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第6号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について

日程第5 議案第7号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 再開

**議長** おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

**日程第1 議案第3号 平成25年度舟形町一般会計補正予算（第6号）について**

**議長** 日程第1 議案第3号 平成25年度舟形町一般会計補正予算（第6号）について議題とします。説明をお願いします。

**総務課財政管財班長** （朗読、説明省略）

**議長** これより質疑に入ります。質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔をお願いいたします。最初に歳入について質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

**4番** では、14、15ページの地方交付税の特別交付税が6,800万円ほど来ておりますけれども、災害など緊急時にまず必要なとき、あるいは財政需要があつて、それに満たない交付税であった場合に認められた場合交付されるというのが、この特別交付税の趣旨だと思いますけれども、そんな大きな災害があつたかなという気もしますし、事業があつたかなという気もしますけれども、この辺どのように捉えているのかお伺いします。

**総務課長** それでは、地方交付税につきまして、ここでは普通交付税と特別交付税、予算計上しているわけでありまして、初めに普通交付税151万6,000円計上しておりますけれども、これは普通交付税の最終的には調整をしまして、2月17日の日に追加交付が決まりましたので151万6,000円を計上させていただきました。普通交付税はこれで決定しておりますので、トータルしますと18億42万5,000円ということで普通交付税は決定しております。あと今議員さんが申されました特別交付税でありますけれども、例えば当初は予定できなかったといいますか予測できなかった、一昨年また昨年もそうですけれども、豪雪等で例えば当初予定しておりました以上の出費等がかさんだりとか、あと災害とか、いろんなことがあるわけでありまして、そういったものを特別交付税で補填をさせていただいております。この金額でありますけれども、昨年の特別交付税を見ますと、昨年は2億6,620万7,000円を交付させていただいております。その中に別枠として災害の特別交付税が389万円ほど入っておりますけれども、昨年並みに予算が入ればよろしいわけでありまして、特別交付税は、12月とそれから3月、2回入るわけでありまして、12月はもう既に1回目入っておりまして、3,969万6,000円入っておりますので、3回目で決定になるわけでありまして、その今回計上いたしました数字も、昨年または一昨年等の特別交付税の金額等を参考にしながら予算を計上させていただいているところであります。

**4番** そうしますと、課長の答弁ですと、要するに、ことしの分ではなくて前の年度、24年度の分がこう来たのではないかという予測しているというふう聞こえるんですけども、そういう捉え方でよろしいんですか。

**総務課長** 地方交付税も特別交付税も単年度といいますか、平成25年度の予算でありますので、あくまでも参考といいますか、これまでの特別交付税または普通交付税もそうなんですけれども、それぞれ計算をしてその数値を出すわけでありましてけれども、特別交付税につきましては若干わからないこともありますし、また、国等のいろんな政策的なものもちょっとあると思いますので、そういったこれまでの特別交付税の金額等を参考にしながら、その範囲内でこのくらいは見積もっても大丈夫だろうという金額で今回予算を計上させていただきました。3月で最終的に特別交付税が決定になるわけでありましてけれども、その範囲内で予算化は大丈夫だろうということで計上させていただきました。

**2番** 14ページの個人の住民税とあと固定資産税ですけれども、滞納繰越分マイナスで19万円とマイナスの44万5,000円ということになってはいますけれども、この滞納繰越分の回収についてはプロジェクトチームをつくって行っているという話は聞いておりますけれども、この回収状況等についてどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

**税務福祉課長** 個人住民税と固定資産税の滞納繰越状況ですけれども、今の資料は12月末の時点になりますが、個人住民税に関しましては、収入実績が予算額60万円に対して41万1,000円、それから固定資産税につきましては、予算現計が120万円につきまして75万5,000円というふうになっています。（「数字聞いているわけじゃないぜ」の声あり）

**議長** もう一度お願いします。

**税務福祉課長** 申しわけございません。会計管理者を対象にした徴税、それからその他の使用料等について徴収委員会を設けまして、その中で、9月から12月につきましては、各班ごとに各滞納のある家庭にお邪魔をしたり、それから呼び出しをしたりして、滞納整理については事務取り扱っているところです。

**2番** この滞納繰越分については、今回この回収等が若干減っているわけですけれども、24年度から見るとこの25年度については減るのか、またはふえるのか、そしてまた回収できないところの世帯についての本当にやむを得ない事情で回収できなかったのか、これについてお聞きしたいと思います。

**税務福祉課長** 25年度の決算が出ていないので何とも言えない部分がありますけれども、24年度と25年度の収入状況を対比してみますと、若干でありますけれども、25年度のほうが町に入る額は減るかなというふうには考えているところです。

**議長** もう一回、また後で質問お願いします。

**8番** 14ページですけれども、これは自動車重量譲与税600万円ほど減額になっております。この

原因についてお願いします。

**総務課長** ここは町税と違いまして譲与税、県のほうからの配分になってくる金額ですので、その車の台数とかそういった関係で今回減額になってきているのかなと思います。

**8番** そうしますと、当初予定した3,000万円、その見込みをこのように下回ったということは、予定どおりの車の台数が確保できなかったということなんでしょうか。それとも、減ったということなんですか。

**総務課長** これは、町のほうで県からの譲与で町のほうに配分になってくる金額でありますので、もしあれでしたら、後でその県のデータを収集しまして、その減額になった理由を町のほうで入手できれば、それに基づいて後で説明をさせていただきたいと思います。

**4番** 16、17ページの総務費国庫補助金4,100万円、これは2種類の交付金がある予定になっているみたいですが、このちょっと聞きなれないあれだったものですから、どういった理由によるものなのか質問いたします。

**総務課財政管財班長** ただいまのご質問ですけれども、17ページの地域の元気臨時交付金とがんばる地域交付金の中身でよろしかったでしょうか。（「そうです」の声あり）

まず、地域の元気臨時交付金でございますけれども、これは国の平成24年度の補正で財源化されたものでございます。内容的には経済対策というふうなことで、国の補正予算に盛り込まれたものでございます。この交付金の中身につきましては、町の単独事業というふうなものに充てることのできる財源として、国のほうで予算化されたものでございます。

がんばる地域交付金、こちらのほうですけれども、同じく平成25年度の国の補正予算で財源措置されたものでございます。以上です。

**4番** そうしますと、このがんばる地域交付金に関しても町の事業に充てることができると、自由に使っていいというような内容でよろしいのでしょうか。

**総務課財政管財班長** まず、がんばる地域交付金につきましては、該当する事業がございますので、この事業につきましては農山漁村活性化プロジェクト支援事業、こちらのほうに充当されます。額的には770万円。それから、もう一点が西ノ前遺跡周辺地区の整備事業、こちらのほうに420万円でございます。ちなみにですけれども、地域の元気臨時交付金につきましては、町の単独事業、土木、建築等に充当することができるというふうな条件でございます。こちらのほうにつきましては、幅のコミュニティセンターの改修事業に300万円、それから舟形中学校の改修事業、こちらのほうに2,400万円、それから、あと町の駐車場の舗装工事、こちらのほうに289万円、それぞれ充当をさせていただきたいというふうなことでございます。以上です。

**2番** 14ページの先ほど質問しました滞納繰越分ですけれども、当初予算よりも回収が減るといふようなことについて、努力が足りなかったのか、それとも予算を見るときに甘かったのか。この辺の認識をどう思っているのか、お聞きしたいと思います。

**税務福祉課長** 税金につきましては、当該年度に課税客体を把握して、例えば町民税については6月の時点で当該年度の地方県民税の額が決定するわけです。あと、滞納繰越については前年度以降のずっと積み重ねてきたものを整理します。その中で、当初予算についてはまだ把握できないこともありますけれども、従来からの積み上げでおおよその当初予算の町民税の額は確定します。それから、滞納繰越についても大体の把握をしながら、前年度、その前の年から比べてこれぐらいは入るであろうというふうにするところです。

ただ、今回滞納繰越分で減額が生じたことにつきましては、それなりに少ない中で各家庭を回ったり、電話で督促、それから文書等で行ったりはしていますけれども、その中で、1つは、これは決算議会でもお話ししたかもしれませんが、税については当該年度とそれから滞納繰越分があります。7月からずっと大体12月ぐらいまでについては、滞納繰越分を歳入の中である程度入れます。それから、現年度分でもまだ滞納とはなっていませんけれども、未納についてはそれなりに督促なりを出して未納分の督促をして、お金を入れてくださいということでは催促しているんですけれども、当該年度の徴収率の兼ね合いもあります。全県下で徴収率が毎年公表されますし、滞納繰越分については、大体、先ほども言いましたように9月から12月を強化月間的にして手分けをして徴収に歩いているわけですが、当該年度分についてはそれ以降、5月の出納整理期間までに入れることもあります。

したがって、今回減額措置を講じたのは、大体滞納分については、これからも努力していくつもりではありますけれども、決算ベースかなということでは予算の減額を講じて提案させていただいているところです。

**2番** ここで質問したのは、この滞納繰越分の中で5年経過すればもう帳簿上はなくなるというふうな形のもが毎年あるわけでありまして。この数字が年々ふえてきているような感じをするんです。本来であれば、税というのは町民の国民の義務というふうな感じの中で、一部の国民がそういうような形で免れると言ったらちょっと語弊がありますが、真にやむを得ないというふうな理由によって簿外というふうな形で落とすのであればわかりますけれども、これについてもう少し、本当に回収に頑張っているのかなというふうな姿勢がちょっと見受けられないというような感じがするものですから、ぜひともこの簿外、損金に落とす金額を減らすような形で回収をお願いしたいというふうに思います。

**税務福祉課長** 特に税については、地方税法それから町の町税条例等、事細かにその法令で決まっている部分があります。多分不納欠損処分についてのお話かなというふうには思いますけれども、不納欠損処分につきましても、地方税法が規定しています、当該年度で例えば亡くなられて、その後相続人がいろいろ探しても見当たらない部分ということがあります。そのために町の掲示板において、いらっしゃるであろうか、住所もわからない方については掲示送達、刑事訴訟法で行っていますけれども、文書送達が、要するに手紙では行き届かない方がいらっし

やいます。それについては掲示送達という形で、何の誰それについて督促を行うということで、掲示板を使つての掲示送達。ただ、この縦覧期間を過ぎますと、これについては、地方自治法の15条の7に基づいて町長が判断して、簿外といいますか調定の中から取り除く、いわゆる不納欠損処分をしています。

それから、これも地方税法で規定されていますけれども、3年間いろいろ生活状況とか勘案をして、生活はしなければなりませんので、生活状況を勘案して不納欠損処分をするものもありますし、それから公訴時効といいますか、民法上の時効が到達したものについても、時効により消滅させていただくものについても、それなりの状況を個々に調査をしながら、それから本人からの事情聴取をしながら不納欠損処分という形で決算の段階でさせていただいております。なお、今後も滞納処分については当然ながら努力していくつもりです。以上です。

**2番** 18ページの不動産売払収入、これは308万円減額になっております。これ減った理由は何ですか。

**総務課長** これは、内山の宅地造成をしているわけでありましてけれども、その分の減額であります。ただ、今回1件、内山のほう、これまで1人の方が前からずっと住んでいらっしゃいますけれども、その後全然売買がなかったわけでありましてけれども、ことし、もともと舟形に縁のある方がその土地を購入したいということで来ましたので、その分1件売買契約できましたので、その分を一応除いたそれ以外の減額ということで今回の308万円を減額させていただきました。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** なしの声がありますので、これをもって歳入についての質疑を終結いたします。

続きまして、歳出の第1款議会費から第5款労働費についての質疑を許可いたします。質疑ありませんか。なお、ページ、それから款項目を明言をしていただきたいと思います。

**5番** 私からは、26ページの徴税のほうで伺います。これは39万円ほど減額補正になっておりますが、この件はどうして減額になったのか、その説明をお願いします。

**税務福祉課長** 納税奨励金につきましては、御存じのとおり納税貯蓄組合というのが各町内会に組織されています。その納税貯蓄組合に入っている方の例えばA町内会納税組合としますと、100万円の納税額があれば、その1%を奨励金として交付している制度であります。

徴税につきましては、11月の固定資産、それから町県民税の第4期が終了しますと、納税貯蓄組合からといいますか、入るお金はなくなります。11月で確定したものですから、11月で確定するということは、12月の10日前後に各納税組合の口座のほうに入ります。確定しましたので、今回39万円を減額させていただきました。

なお、保険税については第5期が2月、要するに3月でなりますので、保険税については把

握できませんので計上させていませんけれども、町民税については11月の4期、固定資産それから町県民税の確定によってほぼ奨励金は額が確定しましたので、今回減額をさせていただいたところです。

**5番** とすると、今の説明だと、この時点ではまだそういうような件が納付しなくてもよかったと。ただ、これから先が決まり次第にこの額面は払うと、納税組合に納付するんだということですね。まるきり減るんじゃないくて、その辺。

**税務福祉課長** 11月末の納期の時点で、町民税は4月の軽自動車税、それから5月の固定資産税1期、6月の町民税1期、それと、ずっと11月の第4期の固定資産と町県民税まで徴税です。納税組合は、その納期日までに指定金融機関に入ったものについて1%奨励金としてお支払いしているものですから、11月は、ちょっとカレンダーがないのであれですけども、末日指定金融機関に入れば、それを積算した額を積算して、1%分ですけども、次の年の10日前後に各納税組合長さんの口座のほうに奨励金というふうにして出します。したがって、12月の10日前後で確定をしていますので、今回は決算ベースで39万円を減じて、12月の第4期の奨励金については各納税組合長さんの口座には既に入っているということで、減額をさせていただいたところです。

**6番** 35ページ目衛生費の中の一番下のほうです、146万円の合併処理浄化槽の減額なっていますけれども、その内容をお願いします。

**地域整備課長** 合併処理浄化槽設置整備補助金ですけども、当初、5人槽それから7人槽をそれぞれ1基ずつ見ていたわけなんですけれども、その申請が全然なかったものですから、このたびの減額補正というような形になりました。

**6番** では、町では、この合併処理浄化槽に該当するのは、これから何件くらい今残っているのかね、あるものだけ、ちょっとそれと、町のほうではその予算をつけるのは、申し込みあるかもしれないというので予算をつけるのですか。

**議長** 6番、野尻議員、一問一答なのでひとつ1つだけして、また次のときまた1つ。2つの質問になっているようなんです。

**地域整備課長** 合併処理浄化槽の世帯数ですけども、今現在59世帯がまだ合併処理浄化槽の設置がされていない世帯となっております。

**3番** 26ページをお願いします。総務費2の1の21でございます。右のほうに用地購入費減額の387万6,000円がございまして、この減額になったこの用地購入費、どこの部分なのか。というのは、後ほどの第10款に今度西ノ前の遺跡の関係で、次年度事業でございまして、用地購入費ということで補正が400万円ほどございまして。こっちが事業が違っているとは思いますが、何か非常にややこしいですね。こっちが購入費が減額になって、西ノ前のほうでプラスになっているということなので、この2の1の21の減額はどこの部分なのか教えていただきたいと思いま

す。

**まちづくり課長** まず1つは、26ページのほうの西ノ前遺跡の縄文の女神の遺跡地の整備事業でありますけれども、この間の全協でもお話をしましたとおり、まず国の補正予算で26年度から実施を予定しておりましたけれども、25年度の補正予算に採択になったというふうなことで、まずそれが1つあります。それで、その採択が見込みが出るというふうなことで、去年の春から補助事業についていろいろ検討してまいりまして国土交通省のお金がついたというふうなことで、これは当初、用地買収費については、西ノ前遺跡の下のほうの駐車場用地の部分として購入することで用地交渉は既に済んでおりましたけれども、西ノ前遺跡の補助対象事業費として用地買収費が補助対象になるというふうなことから、地権者のほうには待っていただいて、それで来年度購入するというふうなことで了解をいただいているところであります。そういったことで、今年度分を落として来年度にするわけですが、来年度からについては、まちづくり課のほうでは補助事業の採択までというふうなことで、事業実施については教育委員会のほうでやっていただくことになっています。なので、来年度から本来であれば10款のほうの教育委員会のほうに予算を全て置くわけでしたけれども、今回採択になったので、25年度補正予算分を10款のほうに2款から組み替えてやるというふうなことであります。そういったことで、この事業費が、今回こちらのほうは西ノ前遺跡の工事に関係する部分について落としたというふうなことでございまして、それらについて10款のほうで再予算を上げているというふうなことになります。

若干お金の差がある分については、道路を拡幅する分の用地買収も含まれておりますので、その関係で若干ふえているというふうなことになります。考え方については、26年度の予算と25年度の繰越予算を含めて国のほうに要求しておりますので、大体6,000万円分ぐらいの要求の中で25年度分と26年度分を整理して来年度から動くというふうなことで、考え方的には組み替えというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

**3番** そうしますと、事業名は違うけれども、同じ箇所の用地を買うんだということの理解でよろしいですか。

**まちづくり課長** はい、そのとおりであります。

**4番** それでは、22、23ページの総務費一般管理費の市町村職員共済組合負担金、これ570万円ほど減になっておりますけれども、この理由について質問します。

**総務課長** この一般管理費でありますけれども、ほかの給与関係のところにも同じように出てくるかなと思いますけれども、今回給与関係で、昨年7月から3月まで給与のちょっと削減をしておりますので、当然特別職も含めてそうでありますけれども、その関係で給与の削減と、それから共済組合等の負担金の減になっております。金額も結構多くなっておりますけれども、これまで退職組合の特別負担金の分も今回上乘せしたわけでありまして、今回共済のほ

うからその分は不要であるとそういったことになりましたので、ちょっと金額が少し多くなったのかなと思います。

原因といたしましては、今申し上げましたように給与の削減に関する共済手当の削減と、それから退職組合の特別負担金の廃止、その2点が大きな原因となっております。

**4番** そうしますと、減額補正を我々は減額してもいいよということでやったわけですが、今回この減額による共済組合費の総額というのは幾らになったかというのは把握しているのでしょうか。

**総務課長** 当然共済組合のほうとその都度連絡をとっておりますので、給与等額を決めますと、その率に応じて何%と全部金額が出てきます。また、退職組合のほうでも率で全部出てきますので、そういったデータ、そんなのを全部掌握しておりますので、総額というそういったお話がありましたけれども、もし報告が必要であれば、私のほうで資料に基づいて説明をさせていただきますと思います。

**7番** 22ページに入るかわからないんですけども、総務費の一般管理費になるのか財産管理費になるのかかわからないんですけども、除雪費の執行状態をちょっとお聞きしたいなと思って質問します。去年の3月の議会では、各課ごとに除雪費の補正予算が結構ありましたけれども、今回中身を見ますと、いろいろな款項目の中で除雪費の減額補正もありますけれども、総務課管轄のやつで除雪費の執行状態。

**総務課長** 今ご質問ありましたけれども、今回の補正予算の上では、予算の増減等はございませんけれども、当初予算の範囲内で庁舎、特に役場の駐車場関係でありますけれども、それから職員の駐車場も含めまして、その予算の範囲内で計画的に執行しておりますので、特に今回の補正予算では増減等は出てきておりません。

**2番** 22ページの一般管理費の時間外手当、これを見ますと1つふえた理由が会計検査用務及び災害査定用務ということでふえたというような理由がありますけれども、これらを引いた場合、時間外手当は昨年よりも減っているのかふえているのか、まずお聞きしたいと思います。

**総務課長** 時間外のご質問でありますけれども、今奥山議員がおっしゃいましたように、107万3,000円につきましては、当初産業振興課のほうに会計検査が2回入ったりとか、また、春先からずっと災害等が発生しまして、その申請業務等ということで主な原因でありますけれども、ただ職員等も年々削減なっております、また、年々業務量が細部にわたって拡大しているということがあるわけです。また、総務課のほうでも、各課長さん方、また職員に対しまして、基本的に振りかえとか割り振り等をお願いしながら、また土日のイベント等につきましても25%支給のように、職員の皆さんからもご協力をしていただきながらやってきたわけでありまして、その範囲内でなかなか賄い切れない分もございまして、例年700万円ぐらいの全体的に時間外手当をとっております、その範囲内で総務課のほうで各課のほうに申請に基づき

まして配分しながら、各課のほうでは課長が中心になってその予算の範囲内で時間外の申請等をしていただいているわけでありますけれども、どうしてもいろんな突発的な事業が入ったりとか、どうしても長期間にわたって時間外をしなければならない事例等が発生しておりまして、なかなかちょっとその範囲内で行うということは厳しいものがあるのではないかなと思います。

今回の時間外手当につきましても、最終的に107万3,000円計上させていただきましたけれども、そのあたりどうしても必要なといいますか、今まで十分当初で想定して時間外をとっておりましたけれども、想定を外れた分でどうしてもお願いをしなければならない時間外手当でありますので、そのあたりをまず十分にご理解のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

**2番** これだけの忙しい中での時間外手当というふうなことは、やむを得ないというのはわかるんですけれども、その各職員ごとの業務内容と、要するに時間外が一職員に偏っているところがないのかなというふうな感じがするわけであります。特に第2庁舎の2階、非常に遅くまでついている。または、土曜日、日曜日もついているときもあるというようなところで、この職員一人一人の労働配分といいますかこの辺についてどのような対応を行っているのか、お聞きしたいと思います。

**総務課長** 第2庁舎の件につきましては、以前もこの本会議でも何回かご指摘ありまして、その都度私のほうでもちょっと直接該当する職員の方に話をしたりとか、また、担当課長のほうからも指導をしていただいたわけでありますけれども、どうしても事業等の関係があつたりしてやむを得ない面もありますし、ただ、職員の健康管理の問題もございますので、そのあたりは、基本的にまず定時、遅くても8時、9時前にはやっぱり帰っていただくというのが筋ではないかなと思いますし、また、今もご指摘ございましたので、職員の業務量の平準化をまずしていくというのが大前提だとありますし、また、何度も言っておりますけれども、限られた職員で年々増大する業務量を賄わなければならないということもございまして、どうしてもそういった感じで時間外になってしまうのも仕方ないのかなという一面はあると思いますけれども、そのあたりは、また来年度に向けて人事異動の時期に入っておりますので、個々人の能力等もございますし適材適所という言葉もありますけれども、業務量の平準化に向けた人事の配置をまずしていただきながら、各職員に極端に負担等のかからないようにしていきたいと思います。

また、班の今制度を導入しておりますので、班を導入するときも、そういったことのないようにということで、例えば係長制を廃止したという経過がございますので、班制度の有効性といいますかそういったものを大いに利用しながら、個々人でできないものはまず班でやっていると、班でできない場合はその課でという基本的な考えがあるわけでありますけれども、そのあたりのちょっと検討も含めながら、業務量の平準化に向けて、今町長のほうと相談しながら、個々人に極端にその負担のかかることのないような人事配置等も検討していかなければなら

ないのかなというふうに考えております。

**議長** 第2庁舎の2階というような質問のようですので、第2庁舎の2階というと、有路課長関係あるんじゃないかと思っておりますので。

**産業振興課長** 今ご指摘ありましたとおりに、産業振興課、若干恒常的な時間外をしなければならぬ状況下でございます。これは、産業振興課の職務から、イベント等、あるいは最近はまだ新規事業等にも多々取り組んでいると、あるいは農業に関しては生産調整が時期的に集中し量も多くなるというようなことで、どうしてもある限られた時間内でこなさなければならないというのが連続してきているというような状況もございます。

ただ、今総務課長からも話があったのですが、隔離性から反省というようなこともありますので、うちら課でも極力班の中で協力し合って体制は組んでいるんですが、にもかかわらず、若干今も恒常的な状況があるというふうなことが事実で、課長としても反省しなければならないのではないかなというふうに思います。

今後も、課内全体で対応するような調整も含めながら、極力個人的な連続的にわたる時間外がないように、さらに調整していきたいというふうに思います。

**2番** 24ページ、まちづくり推進費の中の地域支え合い除排雪活動支援事業、これが70万円減額になっております。当然新事業を起きなかった町内会があるというようなことなんでしょうけれども、三十何種町内会のうち何町内会が導入し、そしてまた何町内会が導入しなかったのか。そしてまた、導入しない町内会にどのような働きかけを行ったのかを聞きたいと思っております。

**まちづくり課長** 地域支え合い事業のまず当初予算については、全集落からしてほしいということで35集落分の予算をとっているところでありますけれども、実際やっていたのが、地域支え合い事業については18町内会で実施をしていただきました。機械の貸し出し、とらん丸については3万円で、その他の地区については5万円になりますので、今現在18で、86万円の支出というふうなことですが、今後急にやられるというふうなところが発生するというふうなことも想定しながら70万円の減額をしているところであります。

地域支え合い除雪については、臨時の町内会長会議をして、ほとんどの町内会長さんから来ていただきまして11月の下旬に説明会を実施しております。いろいろ熱心な会議をしていただきまして、去年よりも多いところで実施をしていただいておりますが、問題は、小さい集落でやっていただける方が少ないといえますか、なかなかそこまでまとまらないというふうなところがありまして、そちらのところについてはなかなか対応が難しいというふうなことでした。戸数の問題もありますし、支え合いするための区分けといえますかそういったところも問題があって、なかなか町内会として実施するには、ちょっとメンバーなり活動する人なり相手方の選定なりが難しいというふうなことでありました。そういったことで、働きかけはずっとやっているところでありますが、実際には18町内会からの実施をしていただいているということで

あります。

**2番** 大変その地域にとっては非常によい事業でありますので、来年度以降も全集落でこれが実施できるようにひとつ進めていただきたいというふうに感じます。そういったことで、この事業についての今後の普及、特に力を入れていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思えます。

**まちづくり課長** 今回から地域おこし協力隊も地域制にしておりまして、自分の担当を決めております。こういったことで、この地域の担当の中で、地域おこし協力隊のほうからこの地域除雪について活動できるように側面から支援させるようにしたいと思えます。

**4番** では、同じまちづくり推進費、24、25ページの中の地域づくり支援事業補助金、これは170万円の減になっております。当初では370万円とっているようですけども、半分までは行かないですけども、約半分ぐらい事業が減になっている。この理由について質問します。

**まちづくり課長** 地域づくりの総合支援事業については、今回は今のところ21町内会で実施をしていただきました。最高で10万円というふうなことで自分の持ち出しも含めてやっているところでもあります。今回何で全集落でというようなことではありますが、やっぱりそれは町内会、町内会さんのほうでお話をさせていただいて、うちのほうではこういった事業を用意していますよというふうなことで、去年の町内会長会議のときには桜井先生を呼んで町内会長会議が1日もかかってしまったわけですが、そういったことで、よい事例も皆さんのほうにお示しをして取り組んでいただきたいというようなことで推進をしているところです。

今回についてもそういったことでやっているのですが、残念ながら全地区では対応していただけなかったというようなことでもあります。先ほどと同様でありまして、なかなか集落によっては十数戸、10戸ぐらいのところもありますので、そういったところでなかなか地域づくりをやるにはメンバーが年寄りになり過ぎたというふうなところもあります。実際まちづくり意見交換会をやっていますが、そういった意見もあってなかなか難しいのかなというふうなことであります。今回相当のところではやっていただいて、すごくよかったというふうな評価をいただいていますので、26年度につきましても同様の事業を実施するわけですが、町内会長会議とは別に研修会を設定をして、それでなお一層の推進を図りたいというふう考えております。

**4番** そのよかったという声がある割には、半分近く予算が使われていないというのはどういうことなんでしょうかね。だから、ピントがずれているところがあるんじゃないかというふうに思うんです。10万円もらって事業できる町内会、できない町内会がある中で、10万円もらって、ではできる事業は何やとなったときに、10万円ばりでは足りないやというところがあるんじゃないかというふうな気がするんです。要するに集落の多い町内会であれば、そのお金を有効に使って活性化なりできるでしょうけれども、ある意味、課長の答弁を聞いていると、そういったことができない集落のほうにこの予算が配分できなかった理由があるように受けとめられ

ます。要するに、10万円だけでは、町内の今ある課題を解決できないというところがミスマッチしているのではないかというふうに思うわけです。この170万円という予算は、非常にもったいない。むしろこの170万円プラスになっていくような、そういうふうな地域づくりを考えていかなくちやならないんだらうというふうに思います。

ですので、ここら辺が少し町内の要望とピントがずれているところがあるのではないかなというふうに私は予想しますので、来年からはこういった減額予算、地域づくりの中で出てくるようなことがないようにきちんと、むしろ増額していったくらいに反響があるような、そういう地域づくりをしていかなくちやならないのではないかなというふうに思っております。マイナスにならないように地域づくりを進めていっていただきたいなというふうに思います。

**まちづくり課長** 今ピントがずれているというふうなことでございますけれども、まずは、この地域づくりのほうで対応する部分については、ソフト事業というふうなことで考えております。ハード部分については地域協働事業で、それについてもハード的な必要な部分については別枠で事業予算をとって実施をしております。そういったことでやっておりますけれども、一応これは初めてどういうところについて行政のほうで支援をしていくべきかというふうなことで、それらについては町内会長さん方と話をしながら今後変えていく必要があるのかなというふうに思っています、これが全てではないというふうに考えております。そこらについては意見を聞いてどういうふうにしていくべきか、限界集落の対応についてどうしていくべきなのかということについて今後議論していく必要があるのかなというふうに思っています。

ただ、一番問題は、行政で全てのお金を出すということについてはいかがなものかというふうに思っています。自分の集落は自分で守るんだというふうなことを前提に物事を考えていただけるように、私のほうでは事業を進めております。そういったことでこのソフト事業についてもやっています。ただ、集まって地域のきずなをまずつくるきっかけにしてもらいたいというふうなことでやっていますので、その辺の趣旨等をご理解をいただきたいというふうに思います。

**7番** 32ページの民生費の児童福祉総務費669万6,000円、100%県支出でやる事業でありますけれども、子育て支援システム導入事業というのがありますけれども、この内容をお聞きしたいと思います。

**税務福祉課長** これは、子育て支援システム導入事業と申しまして、現行、保育料の算定システムを使っています。ただ、今回補正で上げて繰越明許で26年度中にこのシステムをつくっていききたいということで上程をしています。

1つは、従来どおりの保育料の算定のシステムは今もあるんですけれども、それプラス舟形町では特に該当しないかなと思いますけれども、町場では民間の保育所もございまして。民間保育所については、当該市町村が積算をして補助金をもらって、それを民間の保育所に補助金と

いうふうにして出すシステムになっています。町立、市立の保育所については普通交付税に算入になっているということで、実際の国庫補助金、負担金等はありませんけれども、民間への保育所に対して補助金の積算ができるシステムを搭載したシステムらしいです。これが新たに今回3月で補正でいただいて、繰越明許費で来年度にこのシステムを構築するという計画でおります。以上です。

**7番** このシステムができて稼働した段階で子育て支援になるのか、それとも事務的な経費の削減になるのか、その辺どっちに重きを置いているのか、その辺をお伺いします。

**税務福祉課長** 我々のような町立保育所しかないところについては、特段メリットというメリットは、従来の保育料の算定システムの中で考えれば特にはございませんけれども、ただ、待機児童の解消ということを国が強く言っております。全体的に各市町村でこのシステムを導入しなさいということで100%の助成金というふうにもなっていますし、いろいろ県の担当者会議で呼ばれた中でも、我々民間への施設がないのでどうなのかねというような担当者同士の話もあったやには伺っています。ただ国全体レベルで、要するに民間保育所にどれだけの国庫負担分の補助金が出せるかということが瞬時にわかるということで100%、市町村持ち出しがないような補助体制での予算化になったのかなというふうには想定しています。以上です。

**2番** 30ページの民生費、福祉の町推進費、今回この補正等については直接はないわけでありませうけれども、関連で、2月14日の補正で灯油購入への助成金ということで150万円補正をとったわけでありませう。その際に私が質問したのは、住民税非課税世帯でひとり暮らし、または身体障害者・介護者がいる世帯等ですなというふうなところを質問したところ、税務福祉課長のほうから、遡及のないような形でのそのとおりの回答をいただいたわけでありませう。その後、灯油購入券を配付したかと思いますが、その中で、あれほど確認したにもかかわらず、本来であればもらうことができない世帯、逆に本来であればもらえるべき世帯に配付していないというふうなところが見つかったわけでありませう。本来であればもらうべき人でない世帯、これが6世帯です。そしてまた、本来であればもらうべき世帯、これが2世帯、これが漏れておったということでありませう。その後、その券の配付については、民生児童委員の方々が1軒1軒回って配付をしております。

そういった中で、1つが、なぜこういうふうなことが起きたのか。要するに複数的な形での検証作業をやったのかということが1つ。次に、その該当世帯に対するどういうふうな対応を行ったのか。そしてまた、民生児童委員がこれにかかわっているわけでありませう。その民生児童委員の方々にどういうふうな対応を行ったのか。この辺についてお聞きしたいと思います。

**税務福祉課長** 誤りがないように算定し選定することについてはおっしゃるとおりで、それなりの努力をしたつもりでありませうけれども、今回その2世帯分と6世帯分については不幸にして出てしまいました。2月14日の予算をもらった後、いろいろその非課税世帯でかつこうい

条件の方を拾ったつもりです。270件ほどありましたので、それを拾い上げまして、先週の金曜日に民生委員さんをお願いをして、民生委員さん方はこの土日もしくは月曜日あたり、その対象世帯に灯油券を配付したというふうに聞いております。

ただ、その中で電話照会がありまして、不幸にして対象外の方に渡してしまったりそういう情報を得ましたので、至急担当のほうに再度確認をさせたところ、2番議員がおっしゃるとおり2名の対象漏れ、それから6名については本来は対象外の者というふうになっておりましたので、急遽新たに追加した2名の方については交付をし、それから6名のうち2名につきましては、民生委員さんのほうから長期入院であるとかそういうお話を受けたので、2名についてはそういう対応をさせていただきまし、残り4名についても担当のほうで回収に回っていたところです。以上でございます。

**2番** 私が言いたいのは、要するに町でそういうふうな形にしたというようなことについて、町民は町を全面的に信用しているわけでありまして。もし、これが誰も騒がなかったら、このままでいってしまったというふうなことなんです。だから、これが一例であって、全て町民の方々は皆様方が選定した基準に従っていろいろされているわけでありまして。そういったことに対しての余りにもこの認識の甘さといいますか、これを感じるんです。

そういった中でも、対応として、すぐさまその該当先の世帯にやっぱりすぐ謝りに行くのが本当ではなかったのかなというふうな感じがするんです。この辺がちょっと私から言えば、間違ったときの対応が非常に甘いというような感じを受けました。

そしてまた、間違ったというふうなことでは済まないというふうに思うんです。これは全て税だってそうです。税の基準だって確かにあるでしょう。だけれども、人がすることの中で間違うということもこれからあり得るわけです。だけれども、町民はもう町を全面的に信用して任せているわけです。そういった中での間違ったときの対応が、非常に私から言えば甘いというふうに感じます。そういったことについて町長の見解を聞きたいと思います。

**町長** 今の対象外6世帯あるいは対象漏れ2世帯というふうなことになりますけれども、我々が事務を執行する上で、先ほど子育て支援システムというふうなことがありましたけれども、どうもこの機械から人が使われているような感じもしないわけではないように思います。私もパソコンは余り上手ではありませんけれども、私の本分は、もう一回計算をし直しています。ですから、先ほど言ったとおり、人が機械を使うというふうな面がやっぱり正論ではないかなというふうに思います。このような不祥事というか、今奥山議員が言ったとおり、こういう灯油云々というふうなものがありますけれども、全体的にもそういう考え方で姿勢でいかないと、我々の業務は執行できないのではないかなと。これからますますこの時代が忙しい時代の中で、機械をうまく使うというふうなものでないと、それがやっぱり一番の常道ではないかなと、大変奥山議員あるいは町民の皆さんに不都合な場面を割いていただきまして、大変私のほうからも

謝りたいというふうに思いますけれども、いずれにしましても事務を執行する上で、繰り返しになりますが、きちんと町民から信頼されるような業務をまず姿勢の中で持って、そして、毎日の仕事の中で当たっていかねばならないというふうなものが職員としてのプロ意識であろうというふうに思いますので、これからもそういうことがないようにしていきたいというふうに思いますので、大変皆さんにご心配なり、あるいは現状を網羅したことをおわび申し上げながら、ひとつ理解賜りたいというふうに思います。以上です。

**4番** では、36ページ、37ページの衛生費の清掃総務費の中の清掃事業、これの分担金が広域に行っているわけですが、これ広域の分担金が減額になるということがあるのかなというふうな気がしますけれども、この減額の理由について質問いたします。

**総務課長** これは最上広域のエコプラザと、それからリサイクルプラザの負担金が減額になったということですが、広域事業につきましては、関係する款項目にそれぞれ予算計上しているわけでありまして、基本的に最上広域事務組合の考え方としますと、当初予算で各市町村から分担金としてお金をいただくわけでありまして、そして事業が完全に精査した段階で、全体じゃなくて一つ一つの業務に対してそこで歳入歳出を計算して、余った金額に対してはそれぞれの市町村にお返しして、必要なものがあつたらもうというそういった考えをしているようであります。

総務課長等の会議でもいろいろ話題になっているんですけども、一括して一本にしてもいいんじゃないかとかいろいろな考えがあるんですけども、最上広域さんのほうでは当初からわかるようにといたしますか、事業ごとに全部精算して、そして不足すればその分をいただくと、余ればその分を市町村にお返しすると、そういった意味で当初の予算に対しましてこのくらいの減額となっておりますので、これは清掃事業だけじゃなくて、広域のほうに分担金を払っているほかにもあるわけでありまして、それも全てそういうふうな考えに立ってしておりますので、ひとつご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

**4番** もちろん理解はしています。減額で出てきているので、要するに端的に言えば、これはごみが減ったから減額になったのかなというふうに思ったんですけども、もしそうだとしたら非常にいいことではないかなというふうに思っています。だから、精査した結果、必要だと思っていた金額よりも減ったということは、焼却炉にしてもその太郎野の最終処分場にしてもごみが減ったから今回の減額になったと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

**税務福祉課長** ごみが減ったか否かというご質問ですが、まだ25年度の量については広域から出てきていません。ただ、担当者会議等の席でいろいろ広域の話をお聞きすると、ごみは減ってなくてそれなりにふえる方向にあるという情報があります。

したがって、今後ともごみの減量化につきましては、うちのほうでは、おっしゃるとおり燃えるごみについてはエコプラザ、燃えないゴミについてはリサイクルプラザというふう

は出していますけれども、リサイクル補助金をますます使っていただいて、紙それからペットボトル等のリサイクルの推進については努めていきたいというふうには考えています。

**8番** ちょっと1点だけ。32ページの民生費の災害救助費ですけれども、この重機借り上げというふうなことで補正のようですけれども、この東日本の大震災の支援事業、この事業の内容といたしますか、どういうことをやっているのかだけお聞きします。

**総務課長** ちょっと私のほうから答えさせていただきます。

3. 11以降でありますけれども、沖の原のほうで被災地支援の農場等がございまして、それがマスコミ等でもちょっと取り上げられておりますし、また、被災地からの交流ということで向こうの方が来まして作業等をやったり、また、そこで収穫したものをお土産として配ったりしておりますけれども、あと、こちらのほうでは生産物を、例えば白菜でありますとか大根、ジャガイモ等を被災地のほうにずっと回りまして、そして各避難所のほうに配給した経過がございまして。そのときのそういった運搬をするために、重機と書いてありますけれども多分トラック類だと思っておりますので、そのトラック類等の借り上げということでここで予算を計上させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**8番** 重機ではなくてトラックだということですが、すると30万円に今回10万円補正ですので、今の総務課長の答弁からいきますと、その運搬回数がふえたと、こういうふうな理解でよろしいですか。

**総務課長** 回数がふえたわけではないと思っておりますけれども、量が非常に多いというふうに聞いておまして、また、各避難所、集会所等を何軒か大分回ったという報告を受けておりますので、そういった関係に使用したのではないかなと思います。台数がふえたとかそういうわけではないと思います。

**3番** 30ページお願いします。3の1の1、社会福祉総務費、右の31ページでございしますが、2番目の社会福祉総務事業で社会福祉協議会の補助金が500万円ほど減ってございしますが、中身的には400万円の県費が減額になってございしますが、500万円という大きな金が減額になったということで、この協議会のほうで何か事業をやらなくなったのか。それとも、その県費が来なくなったのでこの分単純に穴があいてしまったのか、その辺をお伺いします。

**税務福祉課長** 1つは、歳出の522万2,000円の減額ですけれども、これは、社会福祉協議会の職員が25年度から2名体制になりました。1名は包括支援センターに24年度までに派遣をしていた経過がございまして。この522万2,000円は、社会福祉協議会の職員の給与分の人件費を補助金として支出しているものです。ただ、今回25年度につきましては、社会福祉協議会で積立金が700万円ほどありましたので、その積立金を取り崩しをして給与費に充てるという案が理事会において決まりましたので、今回、当初で522万2,000円の給与補填分の補助金を削減をして、積立金を取り崩しをして給与分として支出をしておりますので、減額させていただきました。な

お、26年度当初予算分については2人分の補助金の予算を計上させていただいています。

それから、県支出金の400万円の減は、福祉医療関係の県費の補助金の見込みが当初予算よりも400万円ほど減じる実績となりますので、減額策を講じさせていただいたところ です。以上です。

**3番** そうしますと、この522万何がしのうち2名分の人件費ということで、26年度の予算で社会福祉総務事業事務筆耕雇上賃金152万4,000円、これがこの分だということによろしいんですか。

**税務福祉課長** 済みません。フライング気味にちょっと26年度の予算もお話ししてしまいましたけれども、今回につきましては、25年度の当初予算から522万2,000円ということで社会福祉協議会の職員分の給与補填をいただいておりますけれども、積立金が700万円ほどありましたので、それを取り崩しをして町からの補助金は不要にする予算を理事会で決まりましたので、今回は一般会計の町の予算から522万2,000円を減額させていただいて、社会福祉協議会で持っていました積立金を取り崩しをして、その給与費に充てさせていただいたために522万2,000円の減額になった次第でございます。

**7番** 同じ30ページの社会福祉協議会費の中で、今500万円減額になったという話ありますけれども、この500万円減額になった話の中で、人件費はどのような基準で支払って500万円の減額になったのか、その辺をお伺いします。

**税務福祉課長** 当初予算で積算した522万2,000円につきましては、1名分の給料表に基づいて職員の給料、手当、共済費を含めた社会福祉協議会にいる1名分の給料を積算し、当初予算でいただいております。

**7番** 今の説明だと、舟形町職員の給与規程にのっとった予算組み立てになっているように理解されるんですけども。

**税務福祉課長** 社会福祉協議会の職員の給料につきましては、その定款の中で、給料、手当、共済費については、舟形町一般職の職員に準ずるという規定になっていますので、その中で事務員給料を準じた給与等級になっています。

**4番** それでは、32ページ、33ページの民生費の保育所費の中の認可外保育施設育成支援事業で31万4,000円、この事業の内容について質問いたします。

**教育次長** 認可外保育施設育成事業につきましては、制度そのものについては、舟形の子供が町外の認可外の保育所にお世話になったというふうなことで、各自治体の保育料の規則があるわけですが、そういった中でその自治体と町とのかかわりの中で行っている制度です。ちなみにゼロ歳児が延べ人数でちょっと伺っているんですけども、全部で21名、実質人数についてはもっと少ないと思うんですけども、年齢についてはゼロ歳児です。

**4番** この名称からして、ちょっと今25年度の当初も見えていたんですけども、こういった事業はことしの予算書には載っていない。そして、ここにぱっと出てきたわけなんですけれども、

要するに、舟形町からほかの町内の無認可施設保育所に舟形町民の子供が預けられているということなんでしょうかね。要するに、認可されている保育所施設ではない、ただの子供一時お預り所みたいなそういうところに21名もの子供が預かってもらっているという、そういうことなのかなというふうに思うんですけども、そこら辺のところをどうですか。

**教育次長** 21名というのはあくまでも延べ人数です。ですので、実人数で数え方が1カ月1人というふうな数え方です。ですので、21カ月というふうになります。

**税務福祉課長** 認可外保育所と認可されている保育所については、その保育所の保母さん、それから給食の出し方等で、認可保育所、それから認可外保育所という制度があります。特に舟形町から離れて、うちのほうはほほえみ保育園につきましては、ゼロ歳の6カ月から未満児保育それから通常保育をやっているわけですけども、その家庭の都合によって、お父さんやお母さんの職場が新庄市にあれば新庄市にお願いをして、その際は、そのお父さんお母さんの保護者負担金は当然払わなければなりませんけれども、舟形町から新庄市にお願いをする部分として舟形町でも出しています。それが認可外保育所の負担金になります。

また、新庄市や最上町から舟形のほほえみに入ってくるお子さんもいらっしゃいます。それについては、保護者負担金は当然ですけども、今度は最上町や新庄市からその積算に応じて歳入が入ってくるようになります。

ただ、認可外保育所だから保育内容が悪いということではなくて、その設立基準に応じて認可保育所、認可外保育所という呼び名をしていることもありますし、認可外保育所でもそれなりの数が認可外保育所としてあります。徳洲会で行っています病院の職員だけの保育所もありますけれども、あれも認可外保育所かなというふうには考えているところです。

**議長** 一言、6番野尻議員の再質問のときに、ちょっとまた別の質問をされたのかなと思ってとめてしまったんですけども、別にもう一回しなくて大丈夫ですか。いいですか。（「はい」の声あり）わかりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** ないようですので、これをもって歳出の第1款議会費から第5款労働費についての質疑を終結いたします。

続きまして、歳出の第6款農林水産業費から第13款予備費についての質疑を許可いたします。ありませんか。

**7番** 42ページの土木費の除雪対策費についてお伺いします。

今回補正で4,208万9,000円の補正がありますけれども、当初予算では、4,255万7,000円、大体同等程度の補正予算が計画されております。この補正予算のこれからの排雪の予定とかいろいろなことがありましたら、その説明をお願いします。

**地域整備課長** 今回の補正でございますけれども、今現在2工区で除雪を請け負っております。

1工区につきましては4,935万円、2工区については3,549万円ということで契約しまして、合計で8,484万円で請け負っている状況であります。その中で、1月までの経費でございますけれども、25年度が5,200万9,772円まで経費がかかっております。全体予算が8,750万円の現予算でありますので、今後2月から3月の支払い経費でありますけれども、それを見込んで8,139万円ほどの費用がかかるというふうな形で見えております。それをトータルしますと、全体で積算額が1億3,340万円というふうな形で、1億3,340万円から現予算が8,750万円ございますので、それを差し引くと4,590万円というふうな不足額が生じるというふうな見込みを立てております。ただ、2月から3月の除雪経費でありますけれども、通常除雪また排雪等もございます。排雪につきましては、雪の量の減り方、それから通常除雪につきましても降らなければ出る必要がございませんので、その分でどの程度今後の支出が見られるかまだわかりませんが、通常の予定としまして今回の補正というふうな形で上げております。

**7番** ことは雪も少なく、この補正ということでちょっと私は疑問に感じますけれども、今まで11工区から2工区の除雪体制の変更の大事な目的は除雪費の削減だと思います。これが、逆に除雪費の上昇につながったのかなと思っております。さっき総務課の課長にも質問しましたけれども、各課では除雪が平年の予算の中で終わっていると、今回土木費の中で余りにも突出しているんじゃないのかと、補正予算の額が。それをこれからよく点検しなければならないですけれども、今までの除雪の委託体制が悪いからこのような金かかるのかどうか、この辺をしっかりと精査しながら新年度の予算、26年度の予算を見てみると、まだ審査になっておりませんが、大幅なまた補正予算を組まなければならないのかなと感じておりますけれども、その当初予算のとり方、その修正、その辺をお伺いしたいと思います。

**地域整備課長** 当初予算につきましては、地域整備課としまして必要経費としまして通常かかる経費、5年程度の平均の経費を見ながら予算要求させていただいているわけでありましてけれども、ただ、財政との協議の中で当初予算に対して見られる範囲がございますものですから、その辺で当初予算についてはある程度調整させていただいているような形になっております。

**1番** 同じ項目で質問させていただきますけれども、昨年度までは、小型車両工区を入れれば11工区まであったわけです。今回、先般の一般質問のときにも回答をいただきました。昨年度の監査の意見書の中にもあるように、3年続きの大雪となった町道除雪費用については、現台数で効率的な除雪が可能になるように工区の統廃合云々という意見もあります。今回、工区を2工区に取りまとめて県の方式に倣いながら単価の見直し、この前説明会のときにも質問させていただきましたけれども、おおむね35%から40%値を上げたような状況の中で単価が設定されております。この数値というのは、平成21年度の単価、一般的な裁量でいうと7,800円の時間給料単価の対比ですと約190%の単価になっております、今回の単価は。そういう状況の中で、

今質問されたように、効率的な除雪が果たしてこれで行われているのかというふうな形を質問したいところです。昨年度、24年度のこの項目の決算額が1億6,400万何がしだと思います。今現時点で補正後ので2億5,100万円になっておるわけです。約9,000万円近く去年よりもこの部分ではかかっております。9月で補正されて、一の関線の消雪の井戸の改修工事、809番目のとかっていろんな形の中でここに付随するものが入ってこようかと思えますけれども、今回見直した経緯、要するに工区を2工区制にして見直しして8,000万円の入札であった時点、その時点でもうすなわちかなりの去年の実績対比でオーバーしておるわけです。去年の稼働実績でいうと、去年の単価で時間を掛けたりしますと5,600万何がしになっております。入札の段階だけでもその金額をはるかに超えるような形なのかなというふうな形の数値になってくるのかなと。要するに、今回見直された工区の割り振り、単価等に関しては、これは行政側のほうでどのような形で検証してこういう過程を選択したのですか、聞かせていただけますか。

**地域整備課長** 割り振り等につきましては、東西に2工区に分けてしたほうが都合がいいんじゃないかということで、とりあえず2工区にして発注をしたような状況でございます。ただ、機械の台数も決まっておりますので、議員が言われるように連携がとれているかと言われますと、なかなかうまく連携がとれないような状況でもございます。ただ、排雪につきましては、その辺については連携をとってやっているような状況でございますので、全然連携がとれないというふうな形でもないんじゃないかなというふうに感じます。

あと、単価でございますけれども、単価につきましては、県で使用している単価がございませぬけれども、その単価と同等の積算をしております。ですから、昨年までは町単独でつくった歩掛かりを使用して積算していたわけなんですけれども、今年度から県と同じような単価を使用して積算しました。その結果、やはり指摘がありますように、40%なりの1時間当たりの単価が増嵩しているというふうな形になります。それに伴って請負契約金額もアップするというふうな形になっております。

ただ最近ですと、全員協議会でも話をしましたけれども、請負入札ができなくなっている状況もございます。そういうことからしますと、正規な単価を組んで発注するというふうな形をとることによって、オペレーターの確保にもつながるし、若手と高齢者のオペレーターの交代にするときにも、若手の育成というふうな形にもなると思いますので、その辺についてご理解いただきたいなというふうに感じます。

**1番** 数字はこれから随時見直すというふうな形で、この単価が適正であるのかという方向をしっかりと見直さなければいけないのではないかなというふうに思うわけですが、まずもって、去年に対してはるかに費用がかかり過ぎている面が見られると。これを例えば町民から聞かれた場合には、こういうふうに聞かれるかと思えます。「去年ほどの大雪がかけて、ことしは除雪費何ぼしたっていつもよりかからないべにゃ」というふうな人もいました。なかなか答

えづらいような数値になってきております。という現状を、これに至るのは、やっぱりいろいろなところから話が聞こえてくるわけですが、こういう方策をとったのは、当初の予算から見れば、こういう方法をとるといふような考えは全くなかったと思います。もし考えがあるのであれば、この数字を前年対比の稼働時間に掛ければ、当初の予算で間に合わなくなると初めからわかっているような状況ではなからうかと思えます。当町の中で、やっぱり業界等の方々のほうからいろんなアドバイスをやりとりしながらこういう方向性と考えるのではなからうかと推測されるところもあります。

それと、今課長が説明あったとおりの中で、やはり今いろんな他県でもこの除雪のオペレーター不足であると。いろんな形の中で育成していかなければいけないというのは、やっぱり確かにその課題が大ききあろうかと思えます。しかしながら、今回見直された中で、果たして人材育成というものに貢献されているのかということがすごく疑問に思われます。あるオペレーターの数人の方に今回ちょっと伺いました。今回の単価見直しの関係で賃金等に反映されていますかと聞いたら、私が聞いた数人の方は、いいえと答えました。はっきりいいえと答えております。意見をもらっております。そういうふうな中で、育成をするという名目が一番大前提の形でいくべきだと思います、これはオペレーターを育成するという形の中で。そういう観点から見ますと、やはりこういうふうな直接的な雇用体系でプロジェクトを組んで除雪体制を改めて見直すか、今までのこのような建設会社等に委ねて丸投げのような状況でのやらせ方で今後いいのかということと。

あともう一つですけれども、いろんな形の中で聞こえてくる中で、課長がこの2工区に下請を出して入札をしていただきましたと言いますが、実際下請からまた下請に流れている状況があります。そこら辺を把握しておられるのでしょうか。しっかりとした形の中で、数字、作業体系、報告等を踏まえてしっかり把握をしてもらわなければいけないと思えますけれども、よろしくお願ひします。

**地域整備課長** 人材育成でございますけれども、やはり人材育成については高齢者から若手にかわるというふうなことで、なかなか賃金も安いとこれは来ないというふうな形もございまして、それについて請け負った業者さんと話ししながら、まず適正な労働賃金を支払っていただくような形で話をしなければならぬというふうに感じます。

また下請についてでございますけれども、下請につきましては、下請協議ということで書面を出していただいて、下請する業者がどこどこであるというふうなことで、それはこちらのほうで把握されておりますので、下請の下請と言われましたけれども、下請の下請はなかったんではないかなというふうに思っております。

**議長** それでは、ここで1時10分まで休憩いたします。

午後0時01分 休憩

---

午後1時11分 再開

**議長** それでは休憩前に復し質疑を再開いたします。

一番最初に8番八鍬議員の質問に対して総務課長のほうから答弁の依頼がありましたので、受けたいと思います。

**総務課長** それでは、先ほど八鍬議員さんのほうから歳入の2款2項の自動車重量譲与税の減額についてのご質問がありまして、ちょっと先ほど確認しましたところ、国のほうでエコカー減税をやっております、この対象となりますのが自動車重量税と自動車取得税でありますけれども、その中の自動車重量税につきまして、平成24年5月1日から27年の4月30日まで適用することになっているようであります。

適用車でありますけれども、普通の乗用車、それからバス、トラック等になっておりまして、それぞれ本来の税率から軽減、50%とかいろいろ条件によって違うようでありますけれども、その税が減額になるということで、ちょっと先ほど確認しましたら、財政のほうでも当初予算で国のほうで自動車重量譲与税が減額になるという通知が来ていたらしいんですけれども、ちょっと見落としまして、当初からその分を減額すればよかったわけでありますけれども、今回補正で減額をさせていただきました。なお、26年度当初、同じように600万円の減額をさせていただいておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

**議長** もう一つあるそうなので、答弁をお願いしたいと思います。

**総務課長** それから、先ほど4番議員の佐藤議員さんのほうから舟形町で支払っています共済金の総額という質問がありまして、これを調べてまいりましたら、3月末、1年というふうに想定してもらって結構ですけれども、一般職員全体で1億83万235円となっております。それから特別職が349万587円。合計いたしまして1億432万822円を共済のほうに支払っております。

**議長** それでは、6款から13款に対しまして質疑ありませんか。

**6番** では、43ページをお願いします。土木費の急傾斜崩落対策事業の中で、負担金が1,007万9,000円ですか減額になっております。この内容と、この急傾斜に対して町で計画があるか。あれば、こういうところの箇所とかなんてちょっとお聞きしたいと思います。

**地域整備課長** 急傾斜の減額分でございますけれども、当初、長者原と若あゆと舟形地区の3カ所について事業費を見ていたわけなんですけれども、県の話の中で長者原と若あゆ温泉は終わったということで、今回は舟形だけになったために減額というふうな負担金になっております。

あと、今後急傾斜する区域でございますけれども、今のところ急傾斜の事業は県で行っていますので、町が急傾斜区域指定、県が同じく急傾斜指定区域になっていないと事業はできない状況であります。今現在舟形地区の嵯峨町の箇所、それから八幡様の箇所を今回する計画で県で行っております。あとは、今のところそこ以外には予定としては現在ございませんので、今

のところ舟形地区一本で県で行っていくような考えでいるようであります。

**6番** 何年か前に長沢地区で急傾斜の工事を一応やって、長沢第3地内ですか、あそこのもとの生コンあたりまでの急傾斜、一応工事をずっとやってきたわけなんですけれども、それ終われば、こっちのほうの内山側に一応という話は前にあったのでしたけれども、今、内山側というと、あそこ魚道の近辺が急傾斜指定地域になっていると私は思っているんですけども、その半面であそこ計画は今後はそういうことはないわけですか、その辺をお願いします。

**地域整備課長** 内山の公民館の下あたりから魚道の付近までですけども、一応町のほうも急傾斜事業で行ってほしいということで毎年県のほうに要望事業として上げております。ただ、県のほうで緊急性からして順番をつけるわけなんですけれども、今のところ舟形地区のほうが先だというふうな形で今現在行っているものと思います。

**9番** 今の6番議員と同じような質問なんですけど、43ページのその急傾斜なんですけど、ほなみの脇の山ですな、あの堰の上、あれ現に少し崩れて土のう等を積んでいるわけなんですけど、ああいうところは、その今言ったような対象に入っていないですか。

**地域整備課長** ほなみの脇、堰の上の斜面ですけども、あそこについては急傾斜区域には入っていないです。何か事業があるかということ、今のところ思い当たるやつがないんですけども、堰があるので堰を守る事業とか、そういうやつぐらいしかないのかなとは思いますが、急傾斜区域にはなっておりません。

**9番** なっていないというようなことでわかりましたのですが、現に崩れて、その堰を守るといふようなことじゃなくて、その崩れた土砂が堰に入れば当然ほなみは被害を受けるわけなんです。あの辺の、裏の山周辺というのか、その辺を管轄しているあれで見て回れないのかなというふうな感じさえるんです。もう一度お伺いします、なるわけないですか。

**地域整備課長** 急傾斜指定するには条件がございまして、例えば国道、県道、あと集落が8戸以上、そういうような形で、公共施設等があつて、あとのり面の斜度が30度以上とか、そういうような条件がございまして。それに該当しないと急傾斜指定にはならないものですから、今言われているほなみの脇の山については、今のところ該当していないというような状況です。

**5番** 36ページの創意工夫プロジェクトということで1,400万円ほど減額になっておりますが、これはどういう事業をするのか。また、この減額の理由をお願いしたいと思います。

**産業振興課長** 創意工夫プロジェクト支援事業なんですけど、この事業につきましては、今回の補正で1,419万3,000円を減額申請させてもらっております。この事業につきましては、今年度7件申請しております、年度当初3件、そして第2次募集ということで8月に4件申請しております。この7件申請のうち第1次申請した3件分につきましては、創意工夫に該当しているというふうなことで県から採択していただいたわけなんですけど、第2次募集の4件の申請事項につきまして、県の審査の段階で不採択になったというふうなことでございます。このどうい

う機種を導入できるのかといいますと、農業関係の機械施設なんですけど、基本的には農業に従事執行する中で創意工夫のあるものに対して、その施設が必要だというふうなものに対して該当になるというようなことなんですけど、それが、今話したとおりに第1次申請時では認められたと、第2次申請につまましてなんですけど、これまで昨年あるいはその前、今年度1次申請というような同じような機種の申請をされていて期待はしていたんですけど、県の採択要件の考え方が創意工夫の度合いが相当高くないと採択にならないというふうな、採択基準の考え方が動きがありまして不採択になった4件です。これが個人が2件、そして団体2件というふうな事項が不採択になりました。その4件分の事業費を合計しまして1,419万3,000円の補助金の経費の額に相当する内容でございます。

**5番** 理由はわかりましたが、ただ、そういうなった、前回そういうふうな採択になったから大体同じような事業だからできるだろうというふうな考えの中で、最後に県のほうから漏れたということだと思いますが、事前にそういうことのないように、申請する段階でやはりまだまだ指導が足りなかったなという感じがします。そういうことがないように、せっかく申し込んで減額補正を県からされるような姿のないように、今後とも頑張っていたきたいと思うわけです。その辺でよろしくお願いします。

**1番** 今の件に関連しますけれども、創意工夫プロジェクト事業に今不採択になった案件があるというふうな形でマイナスになったと。その上の経営体育成支援事業ですけれども、この事業は、当時名目的に実験事業というふうな形の中で10年近く前からある事業なわけなんですけれども、この件に関してなかなか最上区でこれ採択になるというか案件がなかった。要するに舟形町ではこれは初めて使われるような事業なんですけれども、以前からあった事業なんです。今回なぜここに1,500万円と上がってきたかというのと、要するに創意工夫プロジェクト事業で不採択になった部分を拾い上げる形の中で、事業転換という形で、こっちのほうでは該当にならないんだろうかというふうな形で今7団体、個人含めての7組織の方々が不採択になった部分が、経営体育成支援事業の補助金の助成金のほうで採択になっているかと思います。こういうふうな流れを、例えば下のほうで不採択になった方が、全部上のほうで採択になったわけではないのですが、こういう情報網の発信というのは、やっぱり一般農家のほうではなかなか情報がとりにくいというふうな形の中で、今後こういう事業体系を営農指導育成していくに当たって、できるだけ国の施策を利用して組織体系をつくらせて、今から強い農業づくりをやっていかなければいけないという中で、今後26年度に向けて、推進の計画というか方向性はどのように考えておられますか。

**産業振興課長** 今のご質問の中で、創意工夫プロジェクト支援事業と経営体育成支援事業、創意工夫プロジェクトにつまましては、今議員さんとお話のとおり、7件申請しまして、うち3件が採択で、4件が不採択というような状況を今お話しさせてもらったのですが、この経営体

育成支援事業につきましては、申請件数が3件でございます。創意工夫プロジェクトで不採択になった4件のうち2件の方がここに入っておりまして、3件のうち2件分は創意工夫プロジェクトで不採択になった内容の方が入っております。もう一件につきましては、以前に、最初、創意工夫に申請はなかった方で、新たに今回この経営体育成支援事業に申請なさった方ということになります。この経営体育成支援事業につきましては、今議員さんおっしゃるとおりに前からある事業でありまして、これが、これまでの経営からいきますと、この創意工夫プロジェクトと経営体育成支援事業、この採択の難易差というものは、これまで結構創意工夫プロジェクトのほうが容易に採択できるというふうなことで取り組んできたところがございます。今回、3月の補正でこの経営体育成支援事業を申請させていただいたこの時期でというものにつきましては、この事業が国の1月の補正予算で採択枠が確保されて、県では2月でこの予算が確保できた枠がでございます。そんなことで、当初からこの事業費枠があったということではなくて、この時期に来てこの枠があったと、今まで町のほうにいろんな農業関係のご相談で来られている方等につきましては、こういう事業があるのでどうかというような話もさせていただきながら、今回3件、合計して1,565万8,000円、この経営体育成支援事業に申請させていただいたということでございます。

今後、農業生産コストの軽減というふうな観点、あるいは生産規模の拡大というふうな観点からいきましても、農業機械の有効的な整備導入というものは必要であるというふうな考えをしております、町としましてもそれに応えられる有利な事業の採択紹介というものは有効的に活用していくというふうな考えでございます。そんなことで、今あるさまざまな農業支援事業がでございます。農家さんの希望に沿えるようなものを極力紹介していきながら活用していきたいというふうな考えております。

**1番** 今6番議員のほうからもご指摘がありましたように、創意工夫プロジェクトが要するに県単の事業でやっているわけです。これではやっぱり採択になりやすいというふうな想定の内であって、あくまでも結果が伴わなかったと。要するに甘い見方があったのではないかなというふうな思いで農家とやりとりしながら計画書を立ててやったものの、不採択になったというふうな状況だと思います。

今後は、やっぱりいろんな事業が数多くあるわけです。その中から、なかなか農家がホームページ等々で情報をキャッチするのはちょっと難しい面もあろうかと思えます。それは、まずもって各市町村担当者のほうに大枠で情報が流れてくるわけです。それをいち早く組織単位に情報を流して経営改善指導していきながら体制づくりをしっかりとしたものにするためにも、確実な助成体制事業を当初から計画できるような形でやっていければと思います。今回は、この不採択になった方々が、今回、今言われたように、要するに予算が残っている部分でまだ枠があるから今手を挙げてみないかと、ただし、年度内に決済できる方に限りと限定がついている

と思います。要するに年度内ということは、3月中に支払いを完了して決済ができる方という限定が恐らくついで今回の採択で、3名の方に絞られたというふうな状況ではないかなと思います。その点は、やっぱり当初から計画がなされていなかったというふうな状況だと思いますので、いろんなこの複数の事業をしっかりと見つめて協議して、確実な推進をしていってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

**2番** 先ほど、午前中、1番議員も質問しておりましたが、除雪対策費についてであります。

**議長** 何ページ、2番議員、ページ数を教えてください。

**2番** 済みません、42ページです。

ここで質問するのは基本的なところから聞いていきたいというふうに思います。やっぱり町民から聞かれたときに答えられないようではまずいというふうに思いますので。まず第1点が、今回から除雪体制を改めたわけでありまして。それを改めた目的、要するに作業効率を高めるためとか、経費を抑えるためとか、いろんな目的があるだろうというふうに思います。まず、今回その体制を変えた理由、これをきちっとまずお答えしていただきたいというのが第1点。

次が、平成24年度のこの除雪の関係で稼働日数、稼働時間、単価等がありますけれども、これを単純に24年度の場合で計算しますと、5,662万2,800円というふうな数字になるようであります。さきの全協の中で、24年度については1億2,000万円強の業者の支払いがあったというふうな報告を聞いておりますが、この1億2,000万円強と、この稼働時間に応じて払った5,600万円との差、これが何なのかというふうなことであります。

その次に、25年度、今回……

**議長** 分けてしたほうがいいんじゃない。その辺をひとつ。

**地域整備課長** 第1点目でございますけれども、体制を新たにしました目的でございますけれども、議員が言われるように、やはり効率よい除雪体系ということで、まずそれを望んで行ったわけでございます。ただ、先ほども言われましたけれども、2工区にすることにおいて連携をとれるような体制、また、時間も早く終わるような体制ということで、まずそういうふうなことで考えて行ったわけです。しかしながら、機械台数も限られていることもあるんでしょうけれども、なかなか思ったような除雪体系がとれていないというのは、やっぱり言われておる現実でございます。今年度まず初めて行った体制でございますので、今後、今年度の反省を踏まえながら、また新年度でどういうふうな形で持っていきたいかというふうなことも考えながら検討をしてみたいというふうに考えております。

あと、24年度の委託費につきましては、全体で3月いっぱいまで9,111万7,000円ほどでございます。ただ、25年度の4月に入って排雪も行ってあります。それを含めますと3,543万8,000円ほど食っています。それをプラスして1億2,600万円というふうな数字になっておりますので、先ほど言われた1億2,600万円というのは、平成25年度分の予算から3,540万円ほどを食っ

ているということで、1億2,600万円の金額になっています。

**2番** そうしますと、この25年度の除雪体制を変えた時点から単価がこのくらい上げたから、去年のような豪雪のような状況を考えると、確実にふえるというようなことは考えて行ったということなんでしょうか。

**地域整備課長** 単価そのものからいきますと、昨年度よりはやはりかなり高くなっていますので、単価面からいっても確実に通常からよりは高くなるというような形でございます。ただ、豪雪に合わせてというふうなことではなくて、先ほどから言っていますけれども、除雪体系の効率を目指してどういうふうな委託体系をとっていったらよいか、その辺を検討しながら考えた結果、今回のような2工区体制というふうなことになったわけでございますけれども、ご指摘のとおり単価が高いということでもまず言われていますけれども、その辺は、今後、まだ来年度に向けて検討材料として考えていきたいというふうに考えております。

**1番** 同じ款項目の質問になりますけれども、この体制になる前、一昨年までには、各工区単位で入札、落札されておったかなと思われま。その中身の単価というものは、今回のような総合的な単価ではなくて、除雪稼働した場合の1時間単位の単価での入札ではなかったかなというふうに私は記憶しているんですけども、今回4,000万何がしの1工区、2工区に分けての入札になったという経緯というのは、どういうふうな数値を積算されたのでしょうか。単価的に4割ほど上がったのはわかりますけれども、どの程度の稼働時間があって、その数字というものをどういうふうに積算した上でその入札金額を入札決定したのか、経緯をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**地域整備課長** 昨年度までの1時間当たりの単価でございますけれども、昨年度までは町独自で組んだ単価でありまして、安く請け負わせるための単価というところとちょっと語弊がありますけれども、業者に対してできるだけ安く請け負わせるための1時間当たりの単価でございました。ただ今回は、監査でも指摘があったこともありまして、正規な価格での単価ということで組ませていただいております。そのために40%ほどの1時間当たりの単価がアップしたというふうな形ではございますけれども、体制を変えることによって除雪をうまくやろうとしたことが、こんなふうな形で出てしまっているわけなんですけれども、1工区、2工区の工区分けをすることにおいて、機械が1工区に当たり5台というふうな配分になるわけです。だから、それをうまく利用すればもっと効率よい除雪ができるんじゃないかというふうなことで考えたわけなんですけれども、余り機能していないというふうな現状であるというふうに考えています。

**1番** 質問がちょっと理解されていなかったのか、お答えがちょっとずれているような感じがしております。それと同時に、なかなか安く請け負わせるために前の単価であったということも、ちょっとその言葉的にいかがかなと思いますけれども、まずもって昨年度までは、いろんな形の中で時間当たりの工区単価が入札単価だったと思います。今回は、工区単位、2工区あるわ

けけれども、2工区、例えばその中の1、2、3、4工区、この一万三、四千円の範囲の時間当たりの積算で例えば数字を積算して、入札の形がどういうふうにとり行われたというふうな、要するに聞いたかったんです。

というのは、先ほど今回の4,200万円の補正の部分は、1億3,340万円ほど云々から入札価格を引くとこのくらい足りない、かかるだろう予測費から入札単価を引いてこのくらい足りないというふうに課長が説明したわけです。その入札単価の総積算数字、2工区の合計というやつは、まず1工区単位で、1工区でも2工区でもいいんですけども、どういうふうなものを経験として稼働時間というものを積算して掛けて出したのか、単なる数字を宛てがったのかという、そこら辺を聞いたかったわけです。というより、その数字が26年の除雪対策費のほうに8,100万何がしというような形の中で予算計上になっておるわけです。当初25年のから見れば、黙って1,000万円ぐらい高くなっていると、もし、これに大雪とか重なれば、もう年々高い数字で推移していくような形じゃないかなというふうな形も見受けられますので、そこら辺の数値の置き方の根拠はどこだったかを聞きたいというふうな形で言ったわけです。

**地域整備課長** 1時間当たりの単価そのものについては、同じような形の積算なんですけれども、昨年までは、歩掛かりそのものが町独自の歩掛かりで組んでいたわけです。今年度は新しい県と同じ歩掛かりで組んでいますので、その辺で金額の差は出てきています。議員が言われるように、昨年は機械ごと1時間当たりの入札で行っております。今年度は、1時間当たりは変わりないんですけども、諸経費もそういうようなもので入ってきております。1時間当たり正規な県と同じ価格で組んだものに対して、稼働日数を予測してまず入札価格を出しております。ですから、昨年は1時間当たりの単価ですけども、今年度は稼働日数も予測して入札ということで、全体で4,000万円とかそういうふうな金額になっております。

**5番** 今のページ、42ページの除雪費について私も質問させていただきます。

今話を聞きますと、課長の答弁は、監査委員の指摘事項にもあったからこうしたんだと。それは、監査委員が指摘したものを直そうとする姿勢は当然これは大切なことです。ただ、どれぐらい上がるかと、昨年度の実績よりも除雪費がどのくらい上がるんだというのは、積算して、そして、これは支障ないなと思った時点で改正すべきだと思うんですよ。その時点でわからなかったと言えればそれまでなんですけど、それで、今年度もこのとおりの少雪の部類に入ると思うんです。それが、約4割も今の時点で上がっているんだということは事実ですので、それを来年度の姿としてどう考えているのかなと、私もその辺が心配なわけです。だから、逆に言えば、昨年までの3年間の豪雪のようになれば、もう約倍に近い数字が当然出てくるんじゃないかなと心配されるわけです。その辺をどう考えているのかなと、その辺をお願いします。

**地域整備課長** 昨年度の除雪経費でございますけれども、さっき午前中も話しましたけれども、昨年度は9,111万7,415円が3月までの経費でございます。それに25年度分の除雪経費で、先ほ

ど言ったような形になるんですけども、3,543万8,971円が加わって24年度の除雪経費となっております。合計で1億2,655万6,386円というふうな金額になるわけです。このたび4,590万円の補正でありますけれども、今現在持っている予算に4,590万円を足しますと1億3,340万56円というふうな予算になるわけなんですけれども、昨年度より若干700万円ほど高い予算というふうな形になってしまいますけれども、こんな形になります。

先ほども1番議員さんのほうにも話をしましたけれども、今回初めてのこういう工区分けでありますので、どんな効率よくできるのかというふうな形に対してはちょっとうまくいかなかったかなとは思いますが、今回のやつを反省しながら新年度またどういうふうなやり方をしたらいいかというふうなことを検討しながら、また来年度を持っていきたいというふうに考えています。

**5番** 答弁は大体が同じようなんですが、ただ課題は、ことしこういうふうにして2工区に分けたというような事例がありまして、2工区に分ければ予算も少なく済むんじゃないかと、連携プレーもできるんじゃないかというふうな、いい方向に向けての一つの姿で発足したわけなんです、それをひもときますと、逆に言えば悪いほうに向かってしまったというのが結論だと思うんです。だから、この分野は課長1人でこの新体制を決めたわけじゃないと思うんですが、それがみんなの上司と相談しながらしたとは思いますが、このようにことしがこのくらいで済めばいいんですが、来年度同じようなことをすると、また膨大な除雪費がかかってくるんじゃないかと心配されます。そのようなことで、最終的には町長が今後の体系のあり方についての答弁をお願いしたいと思います。

また、県単価に一気にしたというよりも、その辺のいきさつも、一番最初からは県並みというふうなことをする前に、その辺もいろんな検討をしたと思うんですが、その辺の中身のことを踏まえて町長の見解をお願いしたいと思います。

**町長** いろいろ除雪についてはご心配をおかけしましたけれども、一般論とすれば、議会議員の皆さんもそのとおり昨年に比べれば大分雪も少ないわけですので、私も大分少なくなったのかなというふうな感じは正直なところ実は感じは持っておりました。正直言ってそういうふうな感じしますけれども。今回のメリットは、先ほど矢野課長からもいろいろお話がありましたけれども、これまでの工区をお互いに連携するというふうな意味で2つの工区に分けて、効率性というふうな面は確かにあるんだろうというふうに思っておりましたし、それから、時間も7時半まででかしてくださいというふうな強い町民の要望もありましたので、これに対応できるというふうな判断もあったかと私は思います。

ただ、この単価の設定というふうなものが、これまで1時間9,000円あるいは1万200円ぐらいの、機種によっては違いますけれども、そういう流れで来ましたが、今回の今1番議員が言った単価というか契約の仕方が県と同じような考え方で決めたいというふうなことで。

今大場議員が言ったとおりに県並みの単価ではないようです、まだ。まだ下のほうのランクでありますけれども、そういう県でもやっているというふうなことも参酌しながら例にとりながら今回やってみたと。いい面も確かにあったのかなと。ただ、今年度は雪が少なかったものですから、去年のようにどんどん降って、こういう体制ですれば比較が非常にできたかというふうに思いますけれども、ただ、今回は雪が少なくて金額が多くなったと。私の試算でも、去年が除雪の委託料だけで1億200万円、今回が予算上で出しますと1億3,000万円ぐらいになっているということで、3割の増というふうになりますと、はてなという感じもいたします。

そんな面を今回の反省というふうなことでしっかり捉えながら、2工区でいいのかというふうなものを含めて、あるいは24年度の1時間当たりの単価でさらに契約すれば効率的なものが出てくるのかなと、いわゆる金の面ですね、除雪単価の面で契約の仕方もあるのかなというふうに思いますので、その辺も十分参酌しながら、今回の反省なり評価を踏まえて26年度に反映してまいりたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

**4番** では、38ページの担い手等支援対策事業の中の新規就農総合支援事業、青年就農給付金マイナス300万円。これは、去年度もたしか同じような案件で途中から人がだめになったということで減になっておりました。これは2年続けて減になっている案件だと思います。先ほど農業の創意工夫のあたりで吟味が甘いんじゃないかと。こういうところにもそういうのがあらわれてきていると思います。ここでマイナス300万円というものがなければ、こういった制度を使っている人がほかにやっぱり出てきていたはずだと思います。昨年度から続けば、2人、3人の農業をこれからやっていこうという方の人材育成ができていたはずだと思います。それが、こういった形で、これは2人分になるのかな、1人分だったかちょっと忘れちゃったけれども、その300万円という形の新規就農を目指す人を人選できなかった、就農する見込みのある人を手助けできなかったということは、やはり事業としてはいかがなものかなというふうに思っておりますけれども、そこら辺のところについてどう考えているのか、質問いたします。

**産業振興課長** 今質問いただいた青年就農給付金、今回300万円の減というふうなことを申請させていただいたわけですが、今年度のこの青年就農給付金の予算につきましても、9月でも補正させていただきました。若干経過を説明させていただきたいというふうに思います。

当初予算300万円を計上させていただいて承認していただいた。この300万円の内容につきましては、青年給付金の1人頭給付金額が前期、後期含めて150万円です。当初予算300万円計上させてもらったので、当初予算につきましては2人分の前期分というふうなことで計上させていただきました。この2人分につきましては今年度充当になったということなんですが、今年度の9月議会の補正に375万円というふうなもの増を補正額を申請させていただいて承認させていただきました。この内容につきましては、この青年給付金の後期分の75万円の5人分というふうなことで計上させてもらっております。そういうことなので、9月で補正をいただい

た時点では、2名プラス5名というふうなことで7名で動いております。9月で5名分を申請させていただいたというふうな背景につきましては、今年度の8月、昨年8月ごろまでにこの青年給付金制度につきまして、私、取り組みたいというふうなご相談を町のほうに下さった方が5名あったと。では、じっくり内容を詰めようというふうな話だったのですが、後期分の1人頭75万円の予算化をこの9月の議会のほうで予算確保しないと県のほうにもう申請できないというふうなことで、この時点で5人分、1人頭75万円を申請させていただきました。

後手後手で大変申しわけなく思っているんですが、そういうことで5名につきましては、この青年給付金事業を受けられるような内容で、では相談しながら取り組もうというふうなことで経過してきたのですが、そのうち2名の方、この青年給付金事業につきましては、条件がもちろんありまして、その中の1つに、農地等のものが自分の財産でないとだめだというふうな1つの条件があります。これは、来年度、26年度は若干緩和になっているのですが、今年度はそういう条件がございます。そういう条件の中では、2名の方につきましては、県に所有権の移転手続等が来年度にどうしてもずれ込むというような方が2名ございました。もう一名の方につきましてはどうしてもやっぱり体調面で、まだ農家で続けていくにはきついというふうなことで、結局来年以降にしようというふうな話がございます。もう一名なんです、この給付金事業のもう一つの要件に、農業に携わって5年まで給付をするんだというふうな条件がございますが、もう一人の方は、既に自分で農業をしているという形態として5年が経過していたというふうなことで確認されたというふうなことで。結局この75万円掛ける4名の方、つまり経費として300万円なんです、今回、今年度の予算から削減しなければならなくなったというふうな経過がございます。

9月で増額していただいて、さらに3月で減額というふうなことで、私どもとしましては大変申しわけなく思っているんですが、そういう経過がございましてこういうふうな結果になりました。どうかよろしくその辺のところをご理解いただきたく思いながら、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

#### 4番 さまざまな経過があったんだということはよく理解できました。

一つ、多分この前の創意工夫プロジェクトでも同じことを言われた。今回も同じことを言われた。ここに共通している点というのは、やはりそういった事業とか人を見るときに、もう少し慎重な姿勢で臨んだほうがこういった形にならないんじゃないかということ言われているんだと思います。要するに体調不良面というのは、前回だめだったときの理由の中に聞きました。また、今回同じことを聞きました。やっぱりそういった人が来たときに、体調が不良面ではだめになった人がいますと、議会にもかなり迷惑なりなんなり関係者にもかけているけれども大丈夫かという、やっぱりそういう意思確認なり、もうちょっと厳しい審査というんですかね、そういったものを通してこうやって予算計上してこなければ、やっぱりこういったこと

は今後も続くんじゃないかなというふうな。そこに行政運営の薄さというか甘さというのを感じるわけです。

ですから、いろいろ後にわかったということではなく、最初にわかっていてそういったことを対策したという、そういったところがやっぱり聞こえるようでないとうまくないんじゃないかなというふうに思います。そういうことがないように、やっぱりもう少し審査、人を見ていく目、あと事業を審査していく目、そういったものを養っていただきたいなというふうに思います。

**議長** 皆さんにお願い申し上げます。きょういろいろこれから行事も立て込んでおりますので、質問される方、それから答弁される方、ひとつできるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

**3番** では、簡潔に。38ページお願いします。6の1の17、一番下でございます。

農山漁村活性化プロジェクト支援事業、この事業の中で今まで説明を受けた中で、雇用が2人までという話を聞いてきましたが、一番上の事務筆耕雇上賃金140万円計上してございますが、この2名のほかにこういう事務をやる方を雇うという話ですか。

**産業振興課長** はい。今ご質問あった2名の雇用というのは、加工産業に携わる方で2名と。ここに上げさせてもらっている、済みません、6、1、17の予算に雇上賃金として1名分上げさせてもらっている経費につきましては、役場内、行政の中でいろんな指導も必要かと、そのような事務が出てくるということでの賃金でございます。

**3番** そうしますと、役場の職員の方以外に、役場の中でこういう事務をする人をもう一人雇うということでございますか。

**産業振興課長** はい。新規的な取り組みなものですから、いろんな方面での業務が多々出てくるというふうなことが予想される中で、今議員さんがおっしゃられたとおりに町でもう一人職員を雇うというふうな考えでございます。

**8番** 42ページ、除雪対策費についてであります。また、蒸し返すのかと言われそうですけれども、一つ、先ほどからの経過を聞いていまして、私はこの予算の計上の仕方に間違いはなかったのかなというふうに思うわけでありまして、といいますのは、先ほどから出ていますように、その主な原因は除雪単価をアップしたと、その状況については、オペレーターの確保なり作業効率というようなことがあったと思うのですが、ことしの雪、例年に比べて少ない割には除雪費がかさんだということになると思うんですが、やっぱり本来この除雪、補正を組むものはもっと早くに、シーズン前にするべきではなかったかなというふうに思うんです。当初は恐らく去年度並みの予算だったと思うんですが、執行部でこういう方法でやりましょうと決断した段階でそのアップ分は当然計算できたものというふうに思うんです。その時点で一応補正を組んで議会のほうに提出して、その内容を審議してもらえば、今この場になって、半分シーズンが終わるというふうな時期になって、これほど紛糾することはなかったのではないかなというふう

に思うんですが、その辺はいかがですか。

**地域整備課長** 議員が言われるように、やはり例えば12月にでも補正を組んで執行すればよかったなというふうに思います。ただ、新しく体制をとったということで、契約額に対して前払い金として40%をまず契約した段階で支払っています。途中で20%を2月末で支払うというような状況の契約のやり方でありました。その2月の状況を見て、3月以降どの程度食っていくかというようなことがちょっと把握できなかったものですから、今回3月というふうな形で補正をさせていただくような形になったわけです。

**8番** 課長、よく聞いてくださいよ。私が言っていることは違いますよ。いいですか。7月なり8月の段階でこういう方針で25年度はやりますよと決まった段階で、議会に出すべきではなかったかと言っているんですよ。そんな始まってから動いた者に対して賃金払わないとは言えないでしょう。だったら、こういう計画だから何%アップするというふうな補正を組んで、それで議会に出して、それで入札なりを執行するのが本来の姿ではないですか。そういうことをやらないからこういう問題が出てきたんじゃないですか。

**地域整備課長** ご指摘されたとおり、そういうふうな形になると思います。当初からそういうような2工区体制というふうなことで考えていけば、6月、9月なりにそういうふうなことで検討されたかと思いますが、当初予算を置くときにはまだその2工区体制というふうなことで考えていなかったものですから、結果的にそういう形になってしまったというふうなことでございます。予算の置き方として大変申しわけなかったというふうに思います。

**2番** 42ページの除雪対策費の中で、1つだけ課長のほうに確認であります。今回単価が上がったということは十分わかりましたが、最終的な運転者である方々への労務賃、これについては上がったのか、または現状維持なのか、どっちなのでしょう。

**地域整備課長** 労務賃につきましては、それぞれ請け負った業者さんが直接支払うものですから、町のほうとしましてはその単価そのものが上がったかどうかというのはちょっと把握できていないです。ただ金額が1時間当たりの単価的に上がっているわけですので、昨年度よりはある程度は上がっているのではないかなというふうに考えています。

**2番** そういうふうな曖昧な回答じゃなくて、具体的に業者のほうに行って、どのような単価で支払っているのかというものをやっぱり確認する必要があると思うんですよ。でなければ、結局は元請、その下の受け手のほうに全部吸収されてしまって、最終運転者には全然還元されていないというふうなことにもなるかというふうに思います。でありますので、今後でも結構なので、次回の議会までには調査をお願いしたいというふうに思います。

**地域整備課長** 次回の議会あるときにまで単価等を確認しておきます。

**議長** では、5分間だけ休憩をさせていただきます。では、控室のほうに戻って結構です。

午後2時09分 休憩

---

午後2時19分 再開

**議長** それでは休憩前に復し質疑を再開いたします。

**2番** 先ほど、除雪対策費の中で、労務者への賃金等の調査をしてくれというようなことをお願いしたわけでありましてけれども、このことについては、町そして業者さんとの入札による請負契約であり、それ以上の突っ込みはできないのかなというふうな感じはします。そういった中で、調べるということは必要じゃないにしても、せっかくこれだけの単価が上がったわけでありまして、各業者さんのほうに、実際仕事をしていただいている労務者の方々の単価が上がるようにご指導をお願いしたいと思います。

**議長** 答弁は要らないですね。（「一応聞いておくか」の声あり）

**地域整備課長** 今、奥山議員が言われたように、伊藤組さん、あと丸産さんで請け負っているわけなんですけれども、労務者、オペレーターの方の賃金が昨年よりもアップするような形でちょっとお願いするなり、また確認するなりしていきたいというふうに思います。

**4番** 46ページ、9款消防費のコミュニティ助成事業補助金が180万円ほど減額になっております。この理由の説明をお願いいたします。

**総務課長** 47ページの防災費のコミュニティ助成事業の補助金でありますけれども、これはまちづくり課のほうでも地域づくりの一環として自治宝くじの地域づくりでやっておりますけれども、同じようにこういった防災等でもありまして、今回は木友町内会のほうで自主防災組織「さくら会」というのがありますけれども、そこが事業主体にならずずっとこの事業の申請をしているわけでありまして、ちょっと確認したところ、どうしても震災地域のほうに県の予算配分がちょっと重きを置いているということで、申請はしてはいますけれどもなかなかちょっと採択にならないということで、今回も正式に不採択の案内が来ましたので、その分180万円を減額させていただきました。

**2番** 38ページ、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業費の中で、このことについては全協なり、そして富長地区を対象にした説明会、これ2回受けております。そういった中で1つ疑問点が、最終的には売上高1,800万円を売っていきたい。そしてまた、収益を800万円上げて、その中でその加工所の運営を全て賄っていくというふうな話であります。これはいつごろ達成しようとしているのか、もし達成できない場合は、引き続き町のほうで補填しながらやっていくのか、どっちなのでしょう。

**産業振興課長** 農山漁村活性化プロジェクト支援事業で整備する加工施設の経営計画というふうなことなんです。今議員さんがお話しされたとおり、この事業の基本計画に経営計画というふうなものがあります。それには売上高、それから諸経費として賃金とか光熱費とかというふうなものを差し引いた目標計画値があります。その内容につきましては、この事業で一応実

施期間が5年となつてはいるんですが、ただ、この事業を来年繰り越して来春から早々に設計して工事にかかるとなりますと、秋にはこの加工施設が完成して、そして全面稼働できるというふうな体制化で考えております。

来年度につきましては、今言ったとおりに年度中途からの完全稼働というふうなことになるのですが、これを受けて来年度から稼働していくんですが、その27年度には、今ある経営計画には何をつくるかというふうなものもありまして、16種ほど挙げてございます。菓子、あるいは漬物、魚加工と、その中でもこまかく、例えば鮎の開きとなりますと、2つパックで800円で何個売って、その中の生産費は何ぼで、年間生産額は幾らと、そういうふうなやつ16種類ほどのやつの個々の製品の積み上げた内容でございます。その中で考えますと、1日当たり5万円前後の売り上げをできる生産量をというふうなものを前提にしております。

それには、地域のいろんな説明会の中でも、そんな生易しいものではないよというふうな激励ももらっておりますし、私のほうもそういうふうな生半可な気持ちではできないというふうに感じております。やはり売れるものは何を売れるか、どこで売れるかというものをきちんと来年度1年かけて、せめてその次年度、27年度には春から年間通しての完全稼働になるので、それには計画になるべく近づけるようなもので取り組んでいきたいというふうに思っております。

**2番** 回答もう少し簡潔で言えるのかなという感じがしますけれども、最終的には役場からの持ち出しはないような形で運営をさせたいというふうな考えで始めるということなんですか。

**産業振興課長** ぜひそういうふうな形で経営していくような軌道に乗せていきたいというふうに思っております。

**4番** では、50ページ、教育費の中の西ノ前遺跡の用地購入費で、午前中もちょっと質問ありましたけれども、その内容の引き続きで、今回まちづくり課から教育委員会に変わったということで、その経過はある程度は説明を受けましたけれども、もう一度その内容を簡単に説明していただきたいと思いますというのと、この教育委員会に変わって、当初では378万円だったやつが、50万円ほど値上がりして438万円になったと、ここにどういう考えがあつて用地の購入がプラスに教育委員会の考えがあつてなってきたのか、ここら辺のところを少し詳しくお話を聞きたいなというふうに思います。

**議長** 端的にお願いします。

**まちづくり課長** 用地買収費の単価については変わっておりませんが、これについては、先ほど申しあげましたように道路の分等も含めてこの単価で買うというふうなことで、もう25年度の当初の予算でとっていたものですから、用地交渉は全て終わっていましたが、先ほど言ったように補助対象事業でこの分が見られるというふうなことになったので、今回は買収を見送って、来年度事業といいますかこの補正で4月以降に買わせていただくというふうに変えた

ということであります。中身については変わってはおりません。

大変申しわけありませんが、こちらのほうで積算した金額が補正予算で決まっているわけではなくて、国のほうで補助金が1,000万円ということで逆算して事業費が2,500万円、事業の精算のための町の単独が100万円つけて2,600万円になっているものであって、その中で事業を展開していくということになります。残りの分については、来年度の当初予算で計上した分で3,000万円ほど当初予算でしていますが、それらを合わせて来年度実施していくというふうなことになります。

**4番** 質問の仕方が悪かったようではすけれども、まず、まちづくり課から何で教育委員会に担当が変わったのかということを端的に答えを聞きたいというのと。あと、50万円というのはどうだというのはわかっています。でも、何でそれが必要になったかという、教育委員会の予算になって50万円プラスになったわけだから、ここに教育委員会の考えが反映されていたんじゃないかというふうに私は聞いたつもりだったんですけれども、そこを説明してほしいかということなんです。同じ質問を2回になっちゃいましたけれども。

**まちづくり課長** まず1つは、まちづくり課のほうでは、補助金を受けるために事業計画を策定して補助対象事業にのせろというふうなことの指示ですので、私のほうでそれに取り組んだと。それから、県のほうとの西ノ前遺跡検討会がありまして、そちらについてもまちづくり課のほうでしろというふうなことでやっています。事業実施の段階になりましたので、計画は企画担当部門のほうでやっておりますけれども、事業実施については、これは文化財といいますかそういう関係ですので教育費のほうに置いたというふうなことになります。

それから、単価の面ですが、単価は変わっておりません。当初から同じ単価でしていますが、これについては、道路関係分も含めて国のほうから示された補助対象事業費に合わせて工事費を幾ら、設計費を幾ら、用地費を幾らというふうに単純に分けているところですので、こちらのほうからここまでというふうなことの事業費の積算ができませんので、そこら辺についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 異議なしの声がありますので、これをもって歳出の第6款農林水産業費から第13款予備費についての質疑を終結いたします。

これをもって議案第3号の質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議案第4号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)  
について

議長 日程第2 議案第4号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)について議題とします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしの声があります。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第5号 平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について

議長 日程第3 議案第5号 平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第6号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)について

議長 日程第4 議案第6号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)について議題とします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第7号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

議長 日程第5 議案第7号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について議題とします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番 では、118ページの施設費の第2舟形簡易水道生活基盤近代化事業、これ全般についてお伺いします。工事請負費が100万円の減になっておるけれども、用地購入費が140万円ほど上がっております。この理由と内容について質問いたします。

地域整備課長 最初の100万円の減でございますけれども、これは石綿管が以前使われた箇所を平成24年度から平成29年度までの予定で入れかえするというような事業でございます。今回の場所は富長地区と堀内地区というふうな形でなっております。100万円の減は事業費の減でございます。

それから、用地購入費でございますけれども、これは第2舟形簡易水道水源地等整備事業で小松地区の水源地の整備、それから、そこから引っ張ってきて浄水場をつくる予定でございます。

す。その浄水場をつくる場所の用地購入費を140万円上げております。

**4番** 小松地区の水源地の整備はわかりました。この浄水場をつくるその内容ですね。民地を買ってどの程度の噴出量を計算しているのか。というのは、やはり議案書で第2水源地の噴出量の今までよりも低いという議案書が出ていますね。そういう低くなるという議案書が出ているわけですが、そういったところに影響が出てくるのかなというふうにも感じたわけですが、その場所と噴出処理能力と言うんですか、その辺のところをどの程度考えているのか、質問いたします。

**地域整備課長** 小松の水源地につきましては、昭和47年度に着手して49年に給水を開始しております。かなり古い井戸になっております。建物それから井戸等も古いということで、その建屋、それから今の井戸枠を改修するというふうな事業でございます。

そして、前に小松の水源地でクリプトスポリジウム等の混入が懸念されたことから、新たにその水を浄水するために浄水施設を新設するというふうな計画を立てております。それで場所的に、浄水場をつくる場所が沖の原のJAの米の集荷場がありますけれども、あそこの北側の土地になります。規模的には、建屋が置かれる敷地の規模ですね、25.8メートルの21メートルというふうな広さになっております。そんなことで、このたびの用地買収費というふうなことで140万円の金額を上げさせていただいております。

あと、浄水場の規模です。小松の水源地の容量ですけれども、ちょっと容量的な資料が入っているやつがございませんので、ちょっと別の月曜日の議会のとくにでも提出。（「関連して質問するからいいや」の声あり）そうですか。後でもし必要であれば提出させていただきたいと思っております。

**議長** ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

皆様方にお諮りします。これから8号、9号に対して質問をお持ちの方がおりましたらちょっと挙手いただきたいんですけども。

（質問者挙手）

**議長** それでは、これをもって本日の日程を全部終了させていただきます。

明日3月8日、それから明後日9日は休会いたします。3月10日は午前10時より再開いたします。本日はこれをもって散会いたします。ご苦勞さまでした。お疲れさまでした。

ちょっとお待ちください。

では、前に戻して訂正をさせていただきます。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定しました。これで延会とします。

午後3時00分 延会

平成26年舟形町議会第1回定例会第3日目

平成26年3月10日（月）

---

出席議員（9名）

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 歙 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	10番 信夫 正雄

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	会計管理者 矢作 めぐみ
総務課長 高橋 剛	総務課財政管財班長 小野 芳喜
まちづくり課長 中山 進	代表監査委員 林 恭司
税務福祉課長 高橋 明彦	監査事務局長 沼澤 繁夫
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教 育 長 齊藤 涉
地域整備課長 矢野 正	教 育 次 長 伊藤 幸一

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 沼澤 繁夫	主 任 大場 由美子
--------------	------------

---

議事日程

- 日程第 1 議案第 8号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 2 議案第 9号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 3 議案第10号 舟形町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 4 議案第11号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第12号 舟形町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 6 議案第 13 号 舟形町公共施設使用料条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 14 号 舟形町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 15 号 舟形町農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 16 号 舟形町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 17 号 舟形町水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 18 号 舟形町社会教育条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 19 号 舟形町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 20 号 舟形町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 21 号 町長等の給与の特例に関する条例の設定について
- 日程第 15 議案第 25 号 平成 26 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 議案第 26 号 平成 26 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第 27 号 平成 26 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 28 号 平成 26 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第 29 号 平成 26 年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 30 号 平成 26 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 31 号 平成 26 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 再開

議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しております。ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

---

日程第1 議案第8号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

議長 日程第1 議案第8号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。朗読をお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手多数です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

日程第2 議案第9号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議長 日程第2 議案第9号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。朗読をお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第10号 舟形町過疎地域自立促進計画の変更について

**議長** 日程第3 議案第10号 舟形町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**まちづくり課長** 議案書の9ページをお開きください。議案第10号 舟形町過疎地域自立促進計画の変更について。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7号の規定に基づき、当該計画の一部を変更したいので、議決を求める。平成26年3月6日提出 舟形町長。

11ページの下のほうをごらんください。

提案理由であります。重要な変更となる、舟形町過疎地域自立促進計画本文の一部追加変更並びに事業計画「経営近代化施設・農業・内水面漁業」、「観光又はレクリエーション」、「市町村道・道路」及び「消防施設」の追加事業及び各事業の見直しのため、舟形町過疎地域自立促進計画（平成22年9月策定）の一部を変更したいので、提案するものである。

なお、本計画に重要な変更があった場合議会の議決が必要となりますので、今回上程することになります。

別添の新旧対照表の1ページをお開きください。区分が1、産業の振興、新と旧の欄がありますが、新の欄の上のほう、計画書20ページとありますが、ここの中の太い字でアンダーラインが引かれているところが追加となります。ここについては、産業の振興③の内水面漁業の中で、「また、平成10年に設置した鮎中間育成施設は老朽化と水量不足、水温、水質の改善等諸問題を抱えているため、新たな水源確保と施設の大規模化により、増殖事業の効率化と水産資源を活用した流域の活性化を図る」を追加することとなります。

次の計画書ページ21の（3）事業計画、その事業名が、（3）経営近代化施設の農業に事業内容に、3つ加えることとなります。1つが福寿野地区ほ場整備負担金事業、事業主体が県、それから、次に県営排水施設等整備負担金事業、これも事業主体が県になります。それから、新たに農山漁村活性化プロジェクト支援事業、町、これを追加することとなります。それから、事業名の欄に、経営近代化施設の農業の次に内水面漁業を追加します。内水面漁業の事業内容としましては産地水産業強化事業、事業主体が町、これを追加することとなります。（8）観光又はレクリエーションの一番下のほうに、舟形若あゆ温泉改修事業、事業主体が町を追加いたします。

2ページをお開きください。区分が2の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進のところでは、計画書が25ページになりますが、この(3)事業計画で、事業名が(1)の市町村道の道路に、一番下のほうに町道宮田木友八号線道路改良事業、事業主体が町を追加いたします。

3ページに入りまして、区分が3の生活環境の整備のところにおきましては、計画書の29ページ、4の生活環境の整備、その(3)事業計画欄の(4)消防施設に最上広域の負担金事業であります。この括弧書きとしまして、水槽式ポンプ自動車、高規格救急車、広報車等、これがありますが、その次に、金山支署、指令車を追加することになります。

資料2、もう一つの資料がありますが、こちらの横長の資料をごらんください。これにつきましては、議決の必要はございませんが、事業費等の変更、追加箇所の変更になります。これにつきましては、事業費はあくまでも担当事業課のつかみといいますか、あくまでも概算の事業になりますので、事業費については設計をしていないというふうなことになりますので、取り扱いには十分注意をお願いしたいというふうに思います。

資料2のほうになりますけれども、自立促進施設区分1の産業の振興、今申し上げました変更箇所が赤い印になっておりますけれども、変更前がこの赤いところについては全然事業費は入っておりませんが、変更後は、福寿野地区ほ場整備負担金事業が1,300万円、26年度600万円、27年度700万円になります。県営用排水施設等整備負担金事業、これも変更後は2,000万円、同様に26年、27年に事業費が振り分けられております。農山漁村活性化プロジェクト支援事業1億1,000万円、内水面の産地水産業強化支援事業が、変更後が2億5,000万円になります。それから、その下の(8)観光又はレクリエーション、赤字になっておりませんが、上から4つ目の事業、農林漁業体験実習館改修事業、変更前が1,000万円でありましたけれども、これを2,000万円に変更いたします。その次の赤字の事業ですが、舟形若あゆ温泉改修事業、これを1億円の事業を追加するというふうなことになります。その次、事業名の(9)過疎地域自立促進特別事業、5行目、活気あふれる農業推進機構事業、変更前1,350万円が、変更後が1,550万円に変更いたします。それから、この欄の一番下、ふながた若鮎まつり事業、変更前が3,000万円を3,800万円に変更します。小計としまして、変更前が8億2,710万円を変更後は13億4,010万円になります。それから、この小計の下の括弧書きですが、うち過疎地域自立促進特別事業分、これが変更前が3億6,340万円を3億7,340万円に変更するものであります。

次のページをお開きください。これは自立促進施設区分が2の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進になります。事業名の(1)市町村道の道路、5行目になりますが、社会資本整備総合交付金町道内山長尾線道路改良事業、変更前が1億730万9,000円を1億1,730万9,000円に変更いたします。次の社会資本整備総合交付金町道紫山内山線道路改良事業、これが変更前が8,934万6,000円を1億934万6,000円に変更いたします。6行下の、小さい字になっ

ていますが社会資本整備総合交付金町道舟形一号線流雪溝等整備事業、1,000万円を変更後は1,500万円に改めます。その下の社会資本整備総合交付金町道洲崎山家真木野線消雪施設改良事業になりますが、3,000万円を7,000万円に変更します。この道路の一番下、赤字になりますが、町道宮田木友八号線道路改良事業、新たに1億円を追加いたします。ここの小計が、変更前が13億998万2,000円を14億8,498万2,000円に改めます。

その次のページをお開きください。自立促進区分の3、生活環境整備の(1)水道施設の簡易水道の一番下であります、第2舟形簡易水道水源地等改修事業、1億2,700万円の変更前に対して、変更後は2億4,210万円に変更いたします。それから、事業名の(4)になります、消防施設の3行目、消防施設整備事業、変更前が4,856万円を6,256万円に変更いたします。2つ下、最上広域消防施設整備事業分担金、これは、先ほど申しあげました金山支署と指令車を追加するものですが、事業費が3,459万8,000円を4,979万8,000円に改めます。事業名の(7)その他、定住促進団地整備事業、変更前が8,812万9,000円を1億5,312万9,000円に改めます。ここの小計になりますが、変更前が6億4,829万5,000円を8億5,759万5,000円に変更いたします。

その次のページであります、自立促進区分の4になります。高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進になります。(7)過疎地域自立促進特別事業の5行目、地域子育て支援拠点事業、変更前が2,545万4,000円を2,645万4,000円に改めます。その4つ下、高齢者及び障がい者世帯除雪サービス事業600万円を800万円に改めます。それから、6行下、放課後児童対策事業、(放課後児童クラブ)であります、3,587万4,000円を3,791万6,000円に改めます。ここの小計になりますが、変更前が2億7,337万3,000円を2億7,841万5,000円に改めます。ここの小計のうち過疎地域自立促進特別事業分、これが変更前が2億7,337万3,000円を変更後は2億7,841万5,000円に改めます。

次のページをお開きください。6の教育の振興の事業名が(4)過疎地域自立促進特別事業、ここの一番下、児童交流学習事業、変更前1,400万円に対して1,450万円に改めます。小計が、変更前が5億3,874万1,000円を5億3,924万1,000円に改めます。小計の括弧書きですが、うち過疎地域自立促進特別事業分、変更前5,610万円を5,660万円に改めます。

2つめくっていただいて一番最後のページになります。一番最後のページが総計の欄でございます。総計、変更前36億5,323万7,000円を変更後は45億5,607万9,000円に改めます。総計の下の欄、(うち過疎地域自立促進特別事業分)、変更前が8億741万9,000円を8億2,296万1,000円に改めます。

もう一枚、資料1のほうを皆さんのほうに配付しておりますが、これは全体の過疎地域自立促進計画で変更箇所がわかるように、この資料には赤書きで変更箇所を登載しておりますので、説明は今のとおりですので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。以上になります。

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**2番** 今回の改正内容等についてはわかりましたけれども、資料1 ちょっとごらんになっていただきたいんですけども、その中で1つは農業関係の中で13ページ、産業の振興（農業）のところで、グリーンツーリズムの推進と次が利雪農業の推進というふうな言葉がありますけれども、これを具体したような内容というのはあるんでしょうか、聞きたいと思います。

**まちづくり課長** グリーンツーリズム関係につきましては、県のほうのグリーンツーリズム協会のほうに加盟をしていろいろ県の事業と一緒にやっていますが、町のほうとしましては、今地域おこし協力隊のほうでやっています週末農夫的な体験農業関係とか、そういったことをやっています。

それから五橋中学校とかそういうふうな関係が、そういうふうなものに該当するものというふうに思っております。そのほかにもいろいろ「ブナの実21」の方々からいろいろやってもらっていたりしているところでもあります。

利雪関係につきましては、今のところ、この事業のほうに特にこういったものというふうなことは載せておりませんが、町のほうでCO<sub>2</sub>削減関係の事業で太陽光発電とかそういった事業の中で住民の方々が、今まで民間の方、役場職員OBですが、つくったような施設を整備する場合については町のほうで補助する制度をつくっております、その補助事業でやってみるというふうなことぐらいしか今のところ想定はしていないところです。そういったことで、特にここの計画書の事業計画欄がありますが、具体的な事業というふうなことでは利雪農業については今のところ入れていなくて、施策として、そういう事業が該当すると、町のほうの単独事業として補助する制度を設けている程度というふうなことでございます。

**2番** わざわざ促進計画のほうにこういうふうな文言まで載せているにもかかわらず、何ら具体的なものがないというふうなことについては、非常に寂しい限りであります。この雪を利用した冷房等についてはいち早く研究成果も出ている中で、何ら具体的なものがないというふうな中で、わざわざこういうふうなところに文まで載せている以上は、やっぱり火を消さないような形で研究していくとか、何らかの継続をしていくべきじゃないのかなというふうに感じるわけであります。この辺についてお聞きしたいと思います。

**まちづくり課長** この過疎計画につきましては、議員立法で6年間の計画でやっておりますが、これをつくるに当たって、6年間ですが、なかなか先を見通せない部分もありまして、そういった利雪関係の事業を実施する場合について、この計画書に文章的に載って、なおかつ具体的になったときに事業計画を載せるというふうなことでしないと、過疎対策事業として起債を受けることができませんので、そういったことで、広く担当のほうでは将来を平成21年から22年にわたって計画書をつくっておりますが、そういったことも万が一のために想定をして、その段階では具体的なものはなかったわけですが、そういうふうな起債が受けられるように文章的

には入れているというふうなことでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、今現在、山形大学のほうに委託をして、堀内の町営の住宅でデータとりをやっております。それから、舟形の集合住宅、小学校跡地に整備しました2つの集合住宅においても、そこに測定装置を設けまして、山形大学のほうでいろいろ設備の関係とかそういったものについて研究をいただいております。その研究成果についてなかなかまだ具体的にその成果を実現することには至っておりませんが、横山先生のほうに委託をしてそういったこともやっているというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

**4番** それでは、過疎自立促進計画の変更について大きく異議があるものではないんですけれども、参考資料としていただいている資料というのは、あくまでも参考だという話だったんですけれども、やっぱりこういった資料をもとに町民の皆様がある程度期待をしてしまうというんですかね。こういう事業があるんじゃないのとやっぱり逆に聞かれるときがあります。そういった意味で、この参考資料2の2ページの例えば舟形一の関線歩道事業、25年度では2,000万円ほどついて、来年度では3,000万円ほどついていくと。あくまでも本当の事業計画ではなくて、有利な過疎債を得るためのまず暫定的な予算だとかいうふうな意味合いでしょうけれども、やっぱりこういったところに数字が出てきてしまうと、その工事の見積もりなり検討なりをしたのかとかいうふうな話になっていくわけですが、多分あくまでもただの起債するための見積もりだという答弁でしょうけれども、これはそうならなかった事業というのもここに結構ありますよね。そうしますと、この計画の中で優先順位というのはどういうふうにしてできていくのかなど。計画どおりに進まない理由はどこにあるのかなどということがちょっと疑問になってくるわけです。そういったところについて質問いたします。

**まちづくり課長** まずこの事業費につきましては、実施設計レベル、概算設計レベルまで積算しようしますと、相当金がかかるわけでありまして。なおかつその事業が補助事業として採択になるかならないかわからないというようなことで、これにつきましては、職員の今までの経験の中で延長、それから幅員、それから道路の構造令に基づいてある程度積算をしてここに出しているというふうなことになると思います。なので、その職員の積算のレベルによって若干違うところがあるというふうなことをご理解をいただきたいというふうに思います。

私のほうで、これらの全ての事業に対してまだ、例えば建物であればどういう建物につくるとかそういったこともまだ実施レベルでここに出しておるわけではございませんので、そこら辺については、そういうものであるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、事業の優先順位であります。これにつきましては、過疎計画のほうで事業費を入れているものの、今議員さんがおっしゃるとおり、その時期に起債の対象にならないとまずいというふうなこともありますけれども、最終的には予算の兼ね合いであります。どのくらい

事業費として予算に反映できるかというふうなことになる、その段階での査定での優先順位というふうになると思います。

それと加えまして、補助対象事業費で積算しているものがあります。社会資本整備事業というのは補助事業でございますので、補助事業で申請をしておりますがお金がつかなかったとか、これが優先されたとかというふうなことがありますので、そこらについては、国のほうの採択基準に基づいてその順に採択された事業費に基づいて予算を執行していくというふうなことになりますので、補助事業については採択された事業が優先になるというふうなことになります。ただ、それに上げてやる分については、やはり継続事業優先とかそういったことで担当課のほうでは上げているというふうなことになります。

**4番** 採択されるかどうかというのも重要な要点だということですがけれども、なかなかやっぱり町民の目から見ると、インフラの整備が進んでいるのかどうかというのがどうしても目につきやすいところだというふうに思いますので、ぜひ優先順位を上げていってほしいなというふうに思います。例えばですけれども、先ほど申し上げた一の関線の歩道の整備とか、木友八号線の整備とか、やっぱりかなり要望が来ているようなところがあるようなところは、やはり計画どおりに進めていっていただきたいなというふうに思いますので、そこら辺のところを優先順位を上げていっていただくようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上、あればお願ひしたいと思います。

**まちづくり課長** これについては、予算要求段階での対応というふうなことになりますので、これについては担当課のほうで優先順位を上げて決めることになりますので、そこら辺について情報を密にしながら優先順位をうちのほうでも整理をしたいというふうに思っています。

**5番** 私からは、活気あふれる農業推進機構のことも、今、逆に言えば町民の目から見ればマンネリ化しているんじゃないかな、この事業はと、こう言われている事業です。ただ、いろんな農業問題で今まで議論したわけなんです、やはり一つの主眼となる町の産業というか、一つのいろいろな産物があるんですが、大きなウエートを占めるものがなかなか育たないというのが現状だと思います。そうした中で、たったの普通の200万円だけですが、それだけ増額してまでもこの活気あふれる農業推進機構をした経過と考え方をお聞きしたいと思うわけです。

**産業振興課長** 今の活気あふれる農業推進機構事業の取り組みについての質問なんですが、ことしで5年目を推移しております、その間、オカヒジキ、山形地鶏、行者ニンニク、コマツナ等々、今まで出荷の実績がなかった作物が、そういうふうなもので県でも有数というふうな販売量まで育ってきていると。舟形町だけではないんですが、これからの農業というのは、米政策が非常に不透明になってきていると、それに対応するにはいろんな方法があるかと思うんですが、その1つに経営の転換と、稲作中心から経営転換して畑作物、園芸作物に力を入れていくというふうな方法も1つ大きく出てくるわけでございます。

畑作につきましては、もちろんネギ、ニラ、トマト、キュウリなど主要な作物がございます。これは稲作とともに主要な作物については力を入れていくというふうなものには変わりはありません。ただ、農家さんによっては、稲作やら、あるいは主要な作物にいろんな面で取り組めないと、年齢的な、あるいは労働量、あるいは場所等々について、稲作あるいは主要な作物に取り組めないとというふうな方も多く出てきております。それらの方々につきまして、幾らでも農業所得をプラスアルファするために、その主要な作物の間で作業があくときとか、あるいは1年を通した作物に取り組むとか、あるいは家族で、いろんな作業の形態がある面適した作物を生産できる体制をつくるかというふうなことで、多様な取り組みの場を設定するというふうなものも必要なことというふうに考えております。

特に来年度からは、冬期間の作物につきまして力を入れていかなければ、市場が秋過ぎからは畑作物が途切れるというふうなことの状況も全体的にありますので、舟形町はこの冬期間も何らかの形で力を入れて生産物を継続して出していきたいと。5年経過したこれまでの実績を踏まえながら、来年度以降につきましては、この冬期間の栽培を奨励していくというふうなところも必要かというふうなことも考えますので、これからもこの活気あふれる農業推進機構、舟形町にとっては必要な機構だというふうな認識で取り組んでいきたいというふうに思います。

5番 課長の答弁は、確かにそのとおりだと思うんですが、活気あふれる農業推進機構というのは、名前のとおりこの舟形町が活気ある農業の推進がどこまでできるかというのが課題だと思うんですが。ただ、今までもずっと眺めてみますと、多品目に挑戦するのは、これは確かに必要な面もあると思います。ただ、新しい試みだけをやったとしても、町民がどこまでついてくるかなど。私なりに考えますと、今のJAとの協定の中でいかにしてこれに取り組む産物を選定するかというものが一番大事だと思うんです。それで、今の農業の姿のやっている人から見ますと、推進機構というのはもうマンネリ化して、今は多品目をただ皆さんに栽培しろ栽培しろと言っても無理じゃないかというような声も、確かに何年か前から上がっております。そういう姿をやっぱり事業名というかそれを変えながら、あらゆる努力をしながらやはり新規産物に取り組むような農家を育てるのが、やっぱり農協だけじゃなくて行政もそうだと思うんです。その辺がまだまだ私は農協との連携プレーがとれていないなというふうな感じがします。今課長の言う説明はわかりましたが、その辺の打開策を是が非でも進めていかないと、やはり米のこれからは所得もなくなるというような時代が入ってきています。それは確かにそのとおりですので、いかにして進めていくかということ視点を変えながら考えるのも一つの方法じゃないかなと思うんですが、その辺でもう一度よろしくお願いします。

産業振興課長 はい。今議員さんの意見の内容につきましては非常に理解できますし、やはり農産物の生産販売につきましては、農協さんというふうな中心になる母体もございます。この農

協さんにも、この活気あふれる推進機構で取り組む中で、生産物をどういうふうにも販路を求めていくかというふうにつきましても、個々のにも相談しながら調整させてもらっております。ただ、このいろんな作物の育てていくと、栽培技術を指導していくというふうなものにつきましては、農協さんにつきましても、主要作物につきましても一生懸命してもらっておるわけなんです。新たなというふうになりますと、ちょっと作業的に回らない面もあると、そこら辺をこの活気あふれる推進機構でサポートしていくというふうな位置づけで取り組んでいきたいというふうに思います。

**1番** 補正予算の審議の中でも除雪問題がかなり時間をかけて協議されました。この参考資料の中で、あくまでも参考資料という意見がありますけれども、この参考資料に計画を上げることによって、今後28年度からのさらなる5年間の計画に反映されていくのかなと思います。その中で、例えば一般質問でも出てきましたけれども、舟形1号線の流雪溝整備、これは変更前であれば1,000万円、27年度から、これが500万円上乗せになって、ことしから前倒しで26年から調査に入るというような形かと思えます。こんな流れで、追加の部分があるというふうな形でこの変更案がなされているわけです。今除雪問題、ややもすれば今の単価で大雪になってしまえばもう3億円を超えるような除雪経費になるかと思えます。これは、あくまでも町民が理解できるような数字であろうかと思った場合に、やっぱりそこら辺のインフラ整備を強く今から計画していく必要があるんじゃないかなと思います。例えば鮎中間管理施設の強化対策として井戸水の再掘削経費が計上されるわけですがけれども、例えばその井戸水も有効的に利用できないだろうかというような考え、例えば中間管理する鮎に使う、冬期間はあそこの町内会の流雪溝にそのポンプの井戸水を上げて使うとか。もう一つは、地下水の利用の方法として、例えば長沢で消雪道路はつくったものの地下水が共有し合って井戸水が出ないと、知らず知らずのうちにヒーターをたいて無駄な消雪をやっているというふうな形になっているものを現地で確認してきたわけです。知らないところに、あつという間にそういう事業がなっているというふうな形ですがけれども、まずもってここで言わせていただきたいのは、何回も一般質問でも出ているような、今町民が願っている流雪溝整備に極力力を入れて予算計上して組みながら、素案でも計画でもいいですから、28年度以降の事業に反映できるような形の中で、この参考資料にも大きく盛り込めるような形を計画していただければと思いますけれども、お願いします。

**議長** 簡潔に答弁をお願いします。

**まちづくり課長** 28年度以降については、26年度中に県の過疎の計画がつくられまして、その後には町のほうの計画を策定するよというふうな指示がありますので、その段階で、内部並びに地域の方々のほうのまちづくり意見交換会なども含めて、それらを総合的に判断して計画書に載せるべく頑張りたいというふうに思います。

**1番** 大体そのような時間帯の計画でいくのかと思います。そこにいくには、早目早目にやっぱ

り地域と語り合い、方向性をしっかり見出す必要があると思います。やっぱり行政側だけの計画だけではこれは成り立っていくものではなく、やはり地域地域に出向いてどういう方向性で雪対策、除雪対策をどう長期的に考えていくかということをしっかり協議する必要があると思いますので、その事業計画に向けてやっぱり地域との検討会をぜひ開催していただくように強くお願いします。

**まちづくり課長** その計画の策定期間にはそういったことで計画をしたいというふうに思いますが、流雪溝につきましては、前にもお話を何回もさせておりますが、道路の除雪ではないわけで、自分たちのうちの部分を入れてやるというのが大概の部分だと思いますけれども、そういったことで、ポンプアップ式になればその負担の分も当然出てきますし、そういったことも含めて地域の方々とお話をしたいというふうに思います。

**2番** 過疎地域自立促進計画の資料1です。19ページをお開き願いたいと思います。

その中で商業の欄がございますけれども、すごく画期的な言葉があるなというふう感じたものですから、商業の一番最後のところです。「行政・教育・医療・福祉等を含めた商業の集積化によるスモール・タウンの検討にも努める」ということで、この計画をつくってからもう4年がたとうとしているわけですが、このスモール・タウンの検討についてどういうふうな状況になっているのか、お聞きしたいと思います。

**議長** 2番議員、ちょっと今これは質疑とは違うのでもう一回。

**2番** 要するに、かなりもう限界集落的な地域が出てきているものですから、なかなか行政にしても非常に効率が悪くなってきているというふうな中で、この集落をまとめて1カ所に集めた効率のよい行政なり教育なり医療なり福祉等を考えていくというふうなことなんだろうというふうに思いますが、これをここに載せたというのがすごいなと思ってお聞きしたところ。もうこのことについて載せた以上、4年もたっているのです、どういうふうな話になったのかなというふうなところでお聞きしたかったんです。

**まちづくり課長** この商業につきましては、その21年のときに緊急雇用なりそういったことで、商工会のほうに、商工業の今の状況を調査をさせております。その中で、特に堀内地区については、商業も工業も今後跡取りがいなくて、なかなか難しいだろうというふうな結果を得ております。そういったことで、こういったスモール・タウン的なことが必要ではないかというふうなことでここに載せたわけですが、今のところ実際的には進んではおりません。町のほうの優先順位もございますので、仕事をどういうふうに分けるかというふうなことでのことなるので、ここら辺については、今のところ具体的には進んではおりませんが、商工会のほうで話があったのは、堀内地区には特にお店がだんだんなくなっていくというふうな現状の中で、堀内出張所のほうにそういったお店の機能を持つようにしたらいいのではないかというふうなこと。それから、議員さんから前に質問があったように、移動販売というふうなこともありま

して、商工会のほうではいろいろ検討されておるようですが、やる人の関係もありまして今のところ進んでおりませんが、そういったことで、商工会と連携しながらそういったことの話合いはしております。ただ、具体的に今の段階でどうこうというふうなことにはなっておりませんが、そういったことを含めてこの辺にこういった記述をしているというふうなことでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

**2番** これからの町の財政等を考えていけば、やはりこういったことも検討していく価値に値するんだろうというふうに考えるわけであります。なかなか地域性的な地域のこだわり等があって非常に難しいとは思いますが、行政の財源等も考えていけば、やっぱり考えていかざるを得ない状況に来ているのかなというふうな感じもするわけであります。そういった中で、このスモール・タウン的なことを実施している行政等があれば、やはり視察等を行いながら検討していくのもやぶさかではないんじゃないのかなというふうに考えます。そういったところで、今後ぜひとも先進地研修なりを行って検討を進めていただきたいというふうに思います。

**議長** 答弁のほうは。「一応お願ひします」の声あり)

**まちづくり課長** 私のほうで企画サイドのほうで考えているのは、やはりこういった一つ一つの店がばらばらになっていると、なかなかお客さんも集まらないだろうというふうなことで、こういった1つに集める、集約化することによって、お客さんの動きがその中で動くのではないかというふうなことで、そういう仕事をやりたいという人と、その場所の選定と、こういった仕組みでやっていくのかというふうなことについて大事なんだろうなというふうに思っています。イオンタウンとか、そういったイメージの小さい版というようなことでうちのほうでちょっと話しているんですが、なかなかその先には行かない状況でありますけれども、こういったことについて、今言ったように研修を含めて検討してまいりたいというふうに思います。

**議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

**議長** 日程第4 議案第11号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**税務福祉課長** それでは、議案書の12ページをお開きください。下段の提案理由を朗読します。

提案理由、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部を改正する政令（平成26年政令第40号）が平成26年2月19日に公布されたことに伴い、舟形町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

上のほうになります。議案第11号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。平成26年3月6日提出 舟形町長。以上でございます。

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第12号 舟形町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

**議長** 日程第5 議案第12号 舟形町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

**総務課長** それでは、議案書の13ページをごらんいただきたいと思います。

議案第12号 舟形町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

初めに提案の理由でありますけれども、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第86号）が公布されたことに伴い、この条例の一部を改正するものであります。

それでは、新旧対照表の6ページをごらんいただきたいと思います。ここに左が新で右が旧になっておりますけれども、これまでは遺族の順位があつたわけでありましてけれども、これまでは、配偶者、子、あと父母、孫、祖父母となっているわけでありましてけれども、今回新たに兄弟姉妹を追加するものであります。これは、多分3.11以降でありますけれども、例えば配

偶者、子、父母、孫、祖父母等が該当しなくて弔慰金をもらえない方が多分発生したのではないかなと思いますし、そういった意味でこれまで該当になっておりませんでした兄弟姉妹が支給できるようにということでのこの条例の改正になっております。

あと、ちなみに弔慰金でありますけれども、災害弔慰金の場合は、世帯主等が500万円になっております。その他が250万円になっておりまして、国が2分の1、県と市町村が4分の1、それぞれ負担することになっております。

附則でありますけれども、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。以上であります。

**議長** これより質疑に入ります。

**4番** この法律の改正が国で行われたのは、最終改正が平成23年8月30日ですから、23年の3月11日の震災から約半年弱ぐらいのところ国で決まった法律なわけですね。ところが法律、今度施行に当たる対象者が、3月31日という過去にさかのぼって適用するという、法律ができる前の人たちもさかのぼって適用するというような余り聞かれない。さかのぼって適用するのは、例えば逆に犯罪であったらさかのぼって適用するなんていうことは絶対にあり得ないわけですね。そういったことがなった経過というのがちょっとよくわからないので、そこら辺のところを答弁をお願いしたいというのと。

あともう一つ、ちょっと一問一答なんですけれども、この内容ということでもいいですね。（「はい」の声あり）この23年の8月30日に法が適用されている、国では、それがこの地方に来るまでに2年と半年かかっているというタイムギャップがあるわけですね。これは、なぜこんなに遅くなったのかなと疑問が2つあるんですけれども、そこら辺のところの答弁をお願いします。

**総務課長** 昨年の5月でありますけれども、河北新報のほうで、秋田県の事例といたしまして7市町村がそういった条例等の改正がされていないというのがちょっと大きくなりまして、多分それを受けて、山形県のほうでも平成25年度中に改正するよにというそういった指導を得ております。当然これは市町村のほうで条例改正としませんと、これまでの該当になっている方は問題ないわけでありまして、いろんな事情で、例えば配偶者、父母、孫、また祖父母のいない方もいらっしゃるわけでありまして、そういった中で、多分兄弟姉妹にというそういった話が出てきたのではないかなと思いますし、そういった兄弟姉妹等に対して救済措置として今回の改正がなったわけでありまして。当然議員が今話されましたように、国のほうで改正になりましても、実際にその被害者等の関係者が住んでいらっしゃる市町村のほうから申請するわけでありまして、また、予算等もそれぞれ住居を要する市町村の行政のほうで予算化しなければならぬということがありますので、国の改正を受けてそれぞれ市町村のほうでも順次こ

ういうふうに条例の改正をしたわけでありますけれども、秋田県に見られますように、また山形県もそういった事例案件が少ないということでちょっと遅くなったという経過があると思えますし、最上管内でちょっといろいろ調べてみましたら、隣の金山のほうで雪による災害で亡くなった方もいらっしゃいますし、また、地震等で他県に行って、その金山の出身の夫婦で亡くなったという方がいらっしゃいましたけれども、そういう感じで金山さんのほうでは、それ以降早目に23年の9月に条例等を改正して弔慰金を支給したという経過がありますけれども、それ以外の市町村がそういった事例が余らないということでちょっと改正がおくれたのかなと思えますけれども、山形県のほうではまず25年度中に全ての市町村に対してこの条例を改正しなさいという、そういった指導に基づきましてちょっと遅くなった経過がありますけれども、今回改正をさせていただきました。

**4番** 遅くなった理由については、余り舟形町に該当する人がいなかったということである程度は理解はできるんですけれども、さっき最初に申し上げた、国の法をさかのぼって適用させていくというのは、余り事例が聞かれないような気がするんですけれども、それについての答弁がなかったように思うんですけれども、それをもう一回答弁してほしいというのと。例えば今回の震災の中で、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1、これは条例ができていないから、国は2分の1出すけれども、町が4分の1出せない、県は4分の1出せないというようなそういった事例があったのでしょうかということを再質問させていただきます。

**総務課長** 初めの質問でありますけれども、これはさかのぼったというのはあくまでも遺族に対する救済措置であるというふうに考えております。

それから、あくまでも市町村から申請行為をするわけでありますので、国のほうだけとか県だけとかということはありませんし、その遺族の方が居住されている市町村の窓口から申請が始まりますので、そうして予算の計上もそれぞれ市町村のほうで予算計上になりますので、県のお金だけいただくとか国のお金だけいただくとかということは、制度的にはそういうものではございません。

**8番** この災害弔慰金ということなんですけれども、その適用の範囲ですね。先ほどから課長は町のほうで申請するというふうな話なんですけれども、どの程度までこの適用範囲があるのかなということを1点伺いたいと思うんです。例えば地震とかそういう本当の災害による事故というのはわかるんですけれども、例えば豪雪対策本部とかを設置した場合に屋根の雪おろしをして転落したと、そういう場合でも災害適用になるのか。その辺のちょっと範囲の部分だけお願いします。

**総務課長** 災害といいますと、どうしても今回の津波とか大地震とかと想定しますけれども、金山の先ほど事例をお話ししましたけれども、金山の場合は、今八揶議員がおっしゃったように、雪おろし中に屋根の雪でそれで死亡したのが2件あるというふうに伺っていますけれども、そ

のうちの1人の方が世帯主だったということで500万円、この制度にのって支給したという事例がありますので、そういったことを考えますと、雪おろし等で亡くなった場合でもこの制度が適用になるというふうに考えております。

**8番** そうしますと、町のほうで認定をすればまず適用になると、そういうふうなことでよろしいですか。

**総務課長** これはあくまでも町長の判断になりますので、そのようになると思います。

また、町長のほうで雪害対策本部と豪雪対策本部を設置していろいろ広報等がやるわけでありますけれども、これからいろいろなことが想定されますけれども、特に避難勧告とかいろいろあるわけですが、町長等のそういった命令といいますか勧告等に従わないで、例えば早く避難しなさいと言ってもなかなか避難しないとか、そこに立ち入っちゃだめですよというのを無視して立ち入ったとか、そういったときはいろんな問題があると思いますけれども、基本的には町長の、首長の判断で申請することになっております。

**7番** 災害ということで今雪おろしも対象になるという話があったんですけども、去年ですか、嵯峨町の住民が川に入って行方不明というふうな形になっておりますけれども、その辺は対象なのかどうか、行方不明者。

**総務課長** 対象にはなるとは思いますけれども、あくまでもまだ死亡の認定がなっておりませんので、そういった意味では家族の方ともお話ししてはおりますけれども、最低1年以上経過しないと、今回のケースですけれども間違いなく、新聞等にも出ましたですし、また住民の周りの聞き取りとか、あと消防等でも捜索をやりましたので、今回の場合は1年経過しますと死亡の認定といいますか裁判所のほうに申し出まして、そして裁判所のほうではいろいろ調査しまして、そして死亡の認定がなりますと、町のほうの戸籍のほうの死亡が確定しますと、それ以降そういった制度にのっとりましてこの制度で救済といいますか弔慰金が支給できることになっております。

**7番** それでは、もう一点、昨年だかな、舟形第3町内のある方が川に流されて、あれも行方不明という形になっているんですけども、そういう方もこの災害に該当になるのかどうか。

**総務課長** その場合ですと、川のほうでカジカ捕まえをしていた。同じ町内なんですけれども、その方は普通失踪となりますので、最低7年を経過しませんが裁判所のほうに申請ができないというふうになっております。先ほどその前のお話ですと災害というのが間違いなく、その第1の方ですけれども、その方の場合ですと周りの証人といいますか、現に奥さんの証人でありますとか、あと関係者の証人で間違いなくその場で大水で大雨で流されたというのがある程度立証できますし、また、全国のニュースとか新聞等でもきちっと載せてもらっておりますので、そういった意味では、第3のその川で流れたというのは確かに流れたかもわからないということって誰も見ていないというか、証拠が全然いまだかつて何もありませんので、そういった意

味では災害等としてまだ認めるといってもなかなかちょっと難しいのかなと思います。まず7年経過しませんと死亡のほうの認定の関係の手続きはできないとなっておりますので、第1町内の方とちょっと条件が違うのかなと思います。

**議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第13号 舟形町公共施設使用料条例等の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第6 議案第13号 舟形町公共施設使用料条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

**総務課長** それでは、私のほうから説明させていただきます。

議案第13号 舟形町公共施設使用料条例等の一部を改正する条例の制定について。

23ページをお開き願いたいと思います。初めに提案理由でありますけれども、平成26年4月1日より消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、町公共施設の使用料等について改正するものであります。

現行の消費税率4%、あと地方消費税率1%、合わせて5%になっているわけでありますけれども、これが来月の4月1日から、消費税率が6.3%、地方消費税率が1.7%、合計しまして8%になることになっております。今回、総務省等からの指導がございまして、消費税を適正に転嫁するようにとそういった指導もありますので、あくまでも国の指導に基づきまして、これまで5%の使用料に課税していたわけでありますけれども、これが順次8%に課税するということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、新旧対照表の7ページをちょっとごらんになっていただきたいと思います。この料金でありますけれども、これは全部8%に金額を改めてありますので、四捨五入して10円単位とさせていただきます。7ページの別表第1-1ですけれども、生涯学習センターの使用料であります。あと、下のほうが別表第1-2 農村環境改善センター施設使用料であります。

次のページをお開き願いたいと思います。8ページです。別表第1-3 農村広場使用料で

あります。それから別表第1-4 農林漁業体験実習館の使用料であります。別表第1-5 農林漁業者トレーニングセンターの使用料であります。

9ページにいきまして、別表第1-6 中央公民館の使用料であります。別表第1-7 運動公園使用料であります。別表第1-8 B&G海洋センターの使用料であります。

次のページをお開き願いたいと思います。10ページです。別表第2-1 生涯学習センター照明・冷暖房等の使用料であります。別表第2-2 農村環境改善センター照明・冷暖房等の使用料であります。別表第2-3 農林漁業体験実習館の照明・冷暖房等の使用料であります。

11ページです。別表第2-4 農林漁業者トレーニングセンター照明・暖房等の使用料であります。それから別表第2-5 中央公民館照明・冷暖房等の使用料であります。別表第2-6 B&G海洋センター照明・冷暖房等の使用料であります。別表第2-7 農村広場照明使用料であります。

それから、12ページであります。別表第1 舟形町長沢交流センターの使用料であります。

13ページ、別表第2 舟形町長沢交流センターの照明・冷暖房等の使用料であります。

次のページ、14ページをお開き願いたいと思います。別表第1 舟形町富長交流センターの使用料であります。

15ページ、別表第2 舟形町富長交流センターの照明・冷暖房等の使用料であります。

それから、最後になりますけれども、16ページ、これはコピー料の手数料でありますけれども、これまで旧のほうでコピー手数料の1枚200円となっておりますけれども、これがカラーコピーでありますけれども1枚220円、ロールコピー、ちょっと大きい図面を焼くものでありますけれども、300円が320円、この金額につきまして、当初5%を上乗せしなかったということで、今回改めて8%を課税させていただきましたので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

済みません。17ページ、もう一つありました。舟形町道路占用料の徴収条例でありますけれども、旧のほうの1.05%、これまでの5%の課税を、左側の新しいほうで8%に、あと下のほうにも1.05とありますけれども、これも今回3%課税が上がりますので1.08%になっております。

また、議案書のほうの23ページに戻っていただきたいと思います。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上であります。

**議長** これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

**7番** この0.5%から消費税で0.8%になったことに対して税収分が幾らぐらいあるのか、その辺を一応お伺いします。25年度は無理だと思うんです。24年度の使用料で結構ですので、その差でした場合、3%の上昇が増収分がどのくらいになるのか。

**総務課長** ここに使用料等を載せましたけれども、基本的には町民が利用する場合はほとんど減免といたしますか料金をいただいておりませんので、町外、特にB Gの体育館でありますとか、

一部新庄市内の方とか、また夜間施設の利用ということで町外の方が使う場合がありますけれども、そういった方はいただいておりますけれども。ですから、ほとんど伸びといたしますか、ちょっと余り大きく期待はできないものではないかなと思います。

あと、それぞれ今一括してちょっと上程申し上げましたけれども、それぞれ担当課のほうで全部管理しておりますので、ちょっと今の段階では幾らというふうに、金額すぐ、申しわけありませんけれども出ておりませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

**7番** 今課長おっしゃられましたとおり、収入額はほとんど微々たるものだと思います。そんな関係上、これは住民福祉サービスの点からいうと、今までどおりの使用料でやっていただきたいなと、これが行政の経費の充当によって何やかにやこの差の分は出てくるのかなと感じますので、できれば今までどおりの0.5%というふうな形の使用料でお願いしたいなと思ひます。

**総務課長** これは4月1日から消費税等が合わせて8%となりますので、3%上乘せになるような感じがいたしますけれども、町の歳入として入ります使用料等につきましてはさほど影響はないと思ひますし、また、地域住民、町民の方に対しましてはこれまでとほとんど変わりはないのかなと思ひますので、ご理解のほうをひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第14号 舟形町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第7 議案第14号 舟形町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

**地域整備課長** それでは、議案書24ページをお開き願ひます。

舟形町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

最初に提案理由です。第2舟形簡易水道小松水源地等改良事業に伴い、水道法(昭和32年法律第177号)第10条第3項の規定に基づき、第2舟形簡易水道の給水人口及び一日最大配水量を改正するものである。

2、改正消費税法（平成24年法律第68号）が施行されることによる、消費税率適用の経過措置である。

新旧対照表の18ページをお開き願います。新旧の表が対照的に出ていますけれども、この表の中の第2舟形簡易水道、右側の旧のほうですけれども、給水人口が3,470人、一日最大配水量が1,450立方メートルでありましたけれども、それを給水人口2,330人、一日最大配水量を1,000立方メートルに変更するものであります。これは、旧のほうは平成5年に富田浄水場の新設のときに認可を受けてとった数量や人口であります。今回、小松水源地の改修事業、あと浄水事業を認可を受けるためにとった数字が新しい数字になっております。以上です。

**議長** これより質疑に入ります。

**4番** それでは、今現在の第2簡易水道の1日の最大配水量が今現在どうなっているのか。あるいは給水人口が今現在何人なのか、実数ですね、それを一つ質問させていただきます。

あともう一つ、これに小松水源地の工事が伴うからという提案理由は理解できるのですけれども、消費税が上がるからこれを改正するんだということがいま一つマッチングしないというか、消費税が上がるからやる必要があるのかなというところがあるんですけれども、その2点について質問します。

**地域整備課長** 一日最大の給水量が1,450立方メートルになっております。給水人口ですけれども、この表のとおり、今のところ3,470人の給水人口で小松水源地は給配水を行っております。

それから、消費税ですけれども、消費税改正に伴っての経過措置ということで、今まで0.5%を0.8%に4月1日から変わるわけなんですけれども、それに伴っての経過措置というふうな形になります。

**議長** 4番佐藤さん、一問一答だから、また挙げればいいのかから、一問ずつお願いしたいと思います。

**4番** わかりました。では、給水量のほうを質問させていただきます。今現在の最大噴出量を1,450あると、給水人口が3,470人に供給していると、この条例改正をした後は一日最大噴出量が1,000になるということなんでしょうか。質問は、その給水人口が3,470人から2,330人に人口が減るという解釈になってしまいますけれども、そういう内容なんですか。

**地域整備課長** この事業の認可を受けるときに取水計画ということで計画しております。その目標年次が平成39年度をめどに計画を立てておりまして、その段階で平成39年の場合は、一日最大給水量が888立方メートルで、一日最大取水量が892立方メートルというような形で目標年次を立てております。それに伴って一日最大配水量を1,000立方メートルということで、1,000立方メートルあれば平成39年には十分に配水は可能であるというふうなことで、そういうふうな計画に基づいて認可を受けております。

**2番** 24ページの提案理由の2、改正消費税法、この中で消費税率適用の経過措置というふうな

ことで先ほど課長から説明がありましたけれども、全然違っているかと思います。もう少し経過措置でありますので、詳しく説明をお願いしたいと思います。

**地域整備課長** 消費税が水道料金は内税で入っております。それで、4月1日から施行されるわけなんですけれども、実際水道料金の徴収は冬期間メーター確認ができないものですから、5月になって雪が解けてからメーター確認をしております。実際は4月分までは0.5%の消費税でいただいて、5月から0.8%の消費税でいただくというような料金の計算方法でこれからなってくるので、その辺の形で経過措置というふうなことでなったものと思います。

**2番** 本当にそうなんですか。私が持っている資料ですと、3月31日までの分については消費税が5%ですね。そして4月1日から消費税が8%に変わるわけでありまして。水道料金については、3月分は4月の末までに払うわけですね。4月に払うということは、本来であれば考えてみれば8%適用になるような感じがしますが、3月31日までの分を4月30日までに払う分については5%の消費税でいいですよというふうな経過措置というふうな理解なんですけれども、間違っているんでしょうか。

**地域整備課長** 今奥山議員が言われたとおり、通常はそれでできるわけなんですけれども、水道料金のメーター確認が冬期間できないものですから雪が消えてから確認するわけですね。ですから、4月まではメーター確認できないような状況でありますので、4月までの料金については0.5%の消費税でいただいて、5月から0.8%の消費税でいただくというふうな形で、前回も0.3%から0.5%に変わったときもそんな形で消費税の措置をさせていただいていると思います。  
(「5月の支払いまでは大丈夫ということだべ」の声あり)

**議長** もう一回後で誰か挟んでお聞きしてください。

**4番** 課長、ちょっと提案理由の第2の「改正消費税法が施行されることによる、消費税率適用の経過措置である」。改正内容のここに料金等とかが入ってくれば、この提案理由がマッチングするんですけれども、この一日最大配水量と給水人口を変えるのに、なぜ消費税の経過措置というのが理由に入ってくるのかというところが理解できないわけです。こちら辺のところの説明をお願いしたいというふうに質問したわけなんですけれども。

**地域整備課長** 条例を別々、消費税と事業を区別して上げればよかつたんじゃないかなと思うんですけれども、たまたま事業がそういうような形で認可を受けて変更しなければならぬというふうなこともありまして、それに伴って1項目追加して消費税の分も同時に今回提案させていただいたような形です。

**4番** では、逆に、ここに8%になったときの水道料金というのは含まれてこないわけですか、改正に。

**地域整備課長** 消費税は0.8%に改正になれば、当然事業の中でもそういうような形で変わってきますので、0.8%の消費税になるわけですね。

**8番** ちょっと私もさっきから話を聞いていて理解しにくいなというふうに思うんですけども、今回のこの簡水の給水条例の一部改正条例ですけども、1つは別表第2、これは先ほどから出ている水源地の改良工事等によって給水人口なり最大配水量を変更すると、これが1つですね。それと、この別表に附則に1項加えると、これがこの消費税絡みの経過措置ということで、これ違うわけでしょう。条例改正が2カ所あるということに理解すればいいのかなというふうに思うんです。その辺を、課長、きちんと説明してもらおうとわかるのかなというふうに思うんです。それと、なお、やっぱりこの消費税絡みの料金改定があるわけですから、その改定後の料金等の参考資料があればなおよかったなというふうに思うんですけども、どうですか。

**地域整備課長** はい。そうですね。八鍬議員言われるように、附則に次の1項を加えるという面がありまして、消費税法改正による経過措置ということで、「消費税法改正による経過措置については、舟形町簡易水道事業給水条例の規定に係わらず、改正消費税法(平成24年法律第68号)附則第5条に定める経過措置を適用する」ということで、先ほどこれをちょっと説明するのを忘れましたけれども、こういう1項を加えるというようなことで、このたび議案を提出させていただいたということです。

**8番** もうちょっとさっきの別表2のほうの説明も加えてほしかったなと思うんですけども、それでは、この消費税が改正になった後ですね、例えば6月なり7月に、今度はこの条例の中の料金についての改正がまた出てくるということでしょうか。

**地域整備課長** 消費税は内税ですので、料金の改正については後は出てこないですね。

**5番** 今の件とまた違うわけなんですけど、この給水人口と最大配水量、これが急にこのたび出てきたということは、私もちょっとおかしいんじゃないかなと思っているんです。これは工事のためにこうしたんだという意味もわからないわけじゃないんですが、もともと給水人口が7,780になっているわけです。これ今の人口は約5,900で、このたびの改正のほうであったとしても6,640名の給水ができるんだというふうな意味なのか。だから、今まで本来ならば7,700なんてものは昔の大分年数がたっているはずなんです。給水人口の改正はもともとしくちやいけなかったんじゃないかなと、私なりにずっと感じます。そういうところが、どうして今回消費税の中でのこういうふうに変ったのか、その説明をお願いします。

**地域整備課長** 今回は第2舟形簡易水道分だけの改正でございます。というのは、水道事業者は事業を変更または給水量が変化した場合に厚生労働大臣の認可を受けなければならないというふうな水道法がありまして、そこで事業をするために計画年次を立てまして最終的な給水人口、一日最大配水量等を決めまして認可をいただいております。その中で、平成39年をめどにした給水人口が2,330人で、一日最大配水量が1,000立方メートルというふうな形であらわしております。人口そのものは減少しているものですから、こういうふうな数字の減というふうな形にあらわれてきておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

5番 その説明はわかるんですが、もうとっくに七千何人というような姿は、工事をしなければこういう姿は改正する必要はなかったのかなと。工事のためにこういうふうに給水人口が急に減ってきたのか。あとは、新しくなったほうが給水人口として六千何人あるんですが、給水そのものは6,000人の量までも供給が可能という意味も含まれているのか、その辺お願いします。

地域整備課長 第1舟形簡易水道は変わらないので、第2舟形簡易水道の分だけです、今回は。先ほども話しましたがけれども、認可を受けるために平成24年度に計画しまして、平成25年度から平成39年度までの目標年度を立てております。その中で、この一日最大配水量の数字が平成39年には892立方メートルしか必要なくなってくる状況であります。その中で1,000立方メートルというような数字をあらわしております。それに伴って給水人口も減少しますので、それに合わせて2,330人というような数字をこのたび出してしております。全体で第1舟形簡易水道については旧も新も変わらないので、第2舟形簡易水道だけの分です、今回の変更は。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これから午後1時まで休憩いたします。

午前11時41分 休憩

---

午後1時01分 再開

議長 それでは休憩前に復し会議を再開いたします。

午後の議案の審議に入る前に、午前中の舟形町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に対しての答弁の件で、矢野地域整備課長より一部訂正の申し出がありました。この申し出の発言を許可いたします。

地域整備課長 午前中の答弁の中で、消費税の経過措置についてのちょっと訂正をさせていただきます。

水道料の徴収につきまして、4月分までを消費税5%のやつでいただくというふうな説明を午前中にしたかと思いますが、経過措置の中身を見ますと、平成26年4月分は3月使用

した分を徴収するものですので4月分の税率は5%になります。5月分から4月分使用した水道料となりますので、5月分の請求から8%というふうな形に税率が変わります。このように訂正をさせていただきます。

それから、消費税についてでありますけれども、内税と午前中言いましたけれども、消費税につきましては基本料金プラス使用料の合計額に消費税を掛けた額となりますので、この2点を訂正させていただきます。

---

**日程第8 議案第15号 舟形町農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

**議長** では、日程第8 議案第15号 舟形町農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**地域整備課長** それでは、議案書25ページをお開きください。

舟形町農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

提案理由です。改正消費税法（平成24年法律第68号）が施行されることによる、消費税率適用の経過措置である。

附則の中身ですけれども、附則を附則第1項とし、同項の次に1項を加える。

（消費税法改正による経過措置）

2 消費税法改正による経過措置については、舟形町農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の規定に係わらず、改正消費税法（平成24年法律第68号）附則第5条に定める経過措置を適用する。

附則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上です。

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**3番** その前の14号とちょっと関連しますけれども、今、課長から説明あった経過措置を適用するというその附則第5条というものをペーパーで示していただけませんか。

午前中からちょっと問題になっている経過措置の関係なので、その経過措置を適用するという条文を書いてある内容をちょっと理解したいので、もしあればペーパーでお示しいただきたいと思います。

**議長** それでは、ここで一旦5分ほどこの場でちょっと休憩させていただきます。

午後1時07分 休憩

---

午後1時10分 再開

**議長** それでは休憩前に復し質疑を再開いたします。

**地域整備課長** それでは、第5条の2項について、今お配りした資料に基づいて少し読み上げてみたいと思います。

「事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信役務(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第3号に規定する電気通信役務をいう)で施行日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるもの(以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という))にあっては、当該確定したもののうち、政令で定める部分)の当該確定した料金(特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあっては、当該確定した料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る)に係る課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第29条に規定する税率による」というふうになっております。これに基づいて経過措置というふうな形になります。

料金の支払いを受ける権利の確定が水道の場合は4月15日ごろになるわけです。それで、4月分の請求というのが3月中に使用した分の水道料ということで、4月中に納めるやつが3月中までですので、それが5%の消費税で納めてもらうというふうな形になります。それから、5月分が4月中に使用した水道料ということで、5月中に納めてもらうやつが8%の消費税というふうなことで対応させていただく形になります。

**2番** 1つお聞きしたいのだけれども、この権利が確定するというふうな意味をちょっと教えてもらいたいんだけど。要するにメーター検針に行って、これであなたの家は何ぼですよというふうなものを確定と、そういうふうなことを権利が確定するというふうな意味なのか。そうなってくると、もしそうであれば4月検針分については4月に確定するわけだから、これは5%でいいというふうな理解にもなるような気がするんだよね、これはどっちなのさ。

**地域整備課長** メーター検針が通常は各月の1日から10日ごろまでかかってメーター検針を行います。その料金が確定するのが大体15日ごろということで、請求をやる金額が15日ごろわかるわけですね。それが確定するというふうな形になると思います。

ですから、3月分の使用料は4月15日に確定するものですから、5%の消費税というふうな形になります。(「4月検針分は5%な」の声あり) そうです。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第16号 舟形町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第9 議案第16号 舟形町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議  
題とします。提案理由の説明を求めます。

**地域整備課長** 議案書26ページをお開きください。

舟形町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

提案理由です。改正消費税法（平成24年法律第68号）が施行されることによる、消費税率適  
用の経過措置である。

附則ですけれども、附則を附則第1項とし、同項の次に1項を加える。

(消費税法改正による経過措置)

2 消費税法改正による経過措置については、舟形町公共下水道条例の規定に係わらず、改  
正消費税法（平成24年法律第68号）附則第5条に定める経過措置を適用する。

附則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上です。

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙  
手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第17号 舟形町水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第10 議案第17号 舟形町水防協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議  
題とします。提案理由の説明を求めます。

**総務課長** それでは、議案書の27ページをお願いしたいと思います。

議案第17号 舟形町水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について。

提案の理由でありますけれども、第3次地方分権一括法により、水防法（昭和24年法律第193号）第34条が改正され、委員の定数を条例で規定することが必要となったため改正するものがあります。

これまで定数等につきましては基準がなかったわけでありまして、今回、今の提案の理由によりまして、委員の定数を10名以内として定めるものであります。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日より施行する。以上であります。

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**7番** 私の勉強不足か、よくわからないんですけども、舟形町水防協議会というのは今まであったのかどうか、消防委員会がその代行をやっているのか、その辺をお伺いします。

**総務課長** 叶内議員さんのほうからご指摘がありましたように、舟形の水防協議会をこれまで開催したことはありません。消防団の会議が結構ありますし、消防委員会等がありますけれども、特に舟形の場合は今まで一度もこの会を立ち上げたことはありません。ただ、上位法といいますか法律等でこういうふう決められておりますので、今回新たに定数を定めさせていただいたものであります。

**議長** ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第11 議案第18号 舟形町社会教育条例の一部を改正する条例の制定について

**議長** 日程第11 議案第18号 舟形町社会教育条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

**教育次長** 議案書28ページをお願いいたします。

議案第18号 舟形町社会教育条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由を申し上げます。第3次地方分権一括法により、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び第18条の改正に伴い文部科学省令で定める基準を参酌し、社会教育委員の委嘱を条例で規定することが必要となったため改正するものである。

また、同条例の第4章の準用規定の削除については、社会教育委員が公民館運営審議会委員の兼務においての条文規定が舟形町公民館設置及び管理条例（昭和49年7月条例第26号）の規定と重複して規定されているため提案するものである。

新旧対照表23ページをお開きいただきたいと思います。第3条なんですけれども、国の社会教育法第15条により社会教育委員を置くとなっております。今回一括法に伴いまして、国の社会教育法の中で第2項に、社会教育委員のいわゆる学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者の中から教育委員会が委嘱するというふうな文言がございました。これが文部科学省令のほうに規定されましたので、町の条例第15条の「法第15条により社会教育委員を置く」という規定の次に、第2項に、「委員は、次に掲げる者の中から委嘱する」ということで、第1号から3号までの規定を加えたという格好になります。

また、第4章の準用規定であります、ここにあります「第9条 第4条第2項及び第5条、第7条、第8条の規定は、公民館運営審議会の委員に準用する」というふうな規定がございますけれども、この内容については、社会教育条例の中で既に規定してありまして、重複して規定になっているというふうなことで、今回削除というふうなことで提案させていただくものです。よろしくお願ひします。

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**4番** では、1点だけ。この第3章の3条の下に、2の「教育委員は、次に掲げる者の中から委嘱する」の（1）、（2）、（3）に該当する人物というのは、舟形町内に限っての方なのか。それとも舟形町外の方からもそういった関係者であってもいいというふうに考えているのか、その1点、質問いたします。

**教育次長** 今現在、社会教育委員につきましては、公民館運営審議会委員と兼職というふうなことがありまして、今現在は町内の方々をお願いしてございます。今4番議員がおっしゃるように、学識経験者とかなたの場合について、必要な場合は町外もあり得るのかなど、町内というふうな規定がございませんので、その辺は許容の範囲だと考えております。

**議長** ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第19号 舟形町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第12 議案第19号 舟形町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

教育次長 29ページをお願いいたします。

議案第19号 舟形町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由であります。舟形町社会教育条例（昭和29年12月条例第13号）第4章の準用規定の削除に伴い、社会教育委員が兼務する公民館運営審議会委員の規定に残任期間についての規定がなかったため提案するものである。

新旧対照表24ページをお開きいただきたいと思います。先ほどご説明申し上げましたように、社会教育委員と公民館運営審議会委員は兼務できるという法のもとに、町では兼務させております。その中で、委員の身分についての規定が一部公民館運営審議会委員のほうになかったものですから、この1項を加えさせていただきました。第4項「前項に規定する委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする」。

附則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしの声があります。質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第20号 舟形町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について

議長 日程第13 議案第20号 舟形町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

教育次長 議案書30ページをお願いいたします。

議案第20号 舟形町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について。

提案理由を申し上げます。現在、町には、青少年問題を協議する組織として、町長が委嘱する青少年育成推進員、任意団体である青少年育成町民会議があり、当条例については、こうした組織づくりをするため、国の青少年問題審議会及び青少年問題協議会設置法（昭和23年法律第83号）に基づき町が規定したものであり、その設置目的は達成している。そのため、青少年育成推進員及び青少年育成町民会議が発足活動後は、当条例の運用はなされておらず、今後においても運用の見込みがないため廃止するものである。

条文を読み上げます。舟形町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例。

舟形町青少年問題協議会設置条例（昭和46年3月条例第4号）は廃止する。

附則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上です。

**議長** これより質疑に入ります。

**4番** この条例に関しては廃止するという事で異議ございません。それに伴って1つ質問したいことがあります。この条例があることによってその職員の事務量は存在していたのか。この条例がなくなることによって職員の事務量が減るのか、それを質問させていただきたいと思えます。

**教育次長** 今現在、育成推進員それから町民会議がございますけれども、町民会議については昭和56年に発足しています。今現在は、その事務局的なところを育成推進員の方々が担っているというふうな状況なんですけれども、その組織整備に関しては、町の社会教育担当が事務的なところを担っておりまして、考えてみますと、育成推進員の事務局それから町民会議の事務局支援というふうなことで、事務量的には変わっていないのではないかとこのように思っております。逆に、健全育成のための活動についてのいろんな分野が細分化されて整備されてきたのかなというふうに思っています。その分だけ業務量も細かになってきているというふうなのが現状だと思っております。

**4番** 本当は少し減ったと、変わったと言っていたかかったなというふうに思うんですけれども。今の時代に合わなくなったような条例というのは、やはり見直してどんどん廃止していてもいいんだろうというふうに、私はそういう考えです。それに伴って附帯するそういう職員事務等が減っていけば、なおいいんじゃないかなというふうに思うところがありますので、こういった条例改廃等、特に廃止等は、必要のない、時代に合わないものはぜひ見直して廃止して行って、少しでもこの事務量を減らす方向に向かっていても私はいいと思っております。今回はこの教育委員会の関係ですけれども、ほかの部署でそういうのがあったら、そういうのもいいんじゃないかなというふうに私は考えております。

**議長** ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 賛成多数です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第21号 町長等の給与の特例に関する条例の設定について

**議長** 日程第14 議案第21号 町長等の給与の特例に関する条例の設定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**総務課長** それでは、31ページをお願いしたいと思います。

議案第21号 町長等の給与の特例に関する条例の設定について。

提案の理由でありますけれども、国県の経済が低迷している中、町にあっても、なおも財源確保が極めて難しい状況に鑑み、町長、副町長及び教育長の給与について、減額するため提案するものであります。

現在でありますけれども、町長の給与の減額でありますけれども、100分の30をこのたびは100分の20に、副町長に当たりましては、100分の15を100分の10に、教育長におきましては、現行の100分の10を100分の5に減額とするものであります。

附則といたしまして、施行期日でありますけれども、この条例は、平成26年4月1日から施行する。この条例の失効でありますけれども、この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。以上であります。

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**7番** この条例に対して、提案理由にありますとおり町の財政事情が厳しいということで町長は自主的に給与の減額ということで、これは大変ありがたいものであると思います。しかし、町長は1期目の立候補した段階において30%の減額をすると、そしてまた2期目も30%減額ということで、幸いにして無競争というふうな形で町長に就任したわけでございますけれども、その公約との関係から言いますと、この協約が20%、町長の公約が30%であります。10%の誤差があります。その公約との整合性をどう考えているのか、その辺伺います。

**総務課長** 今ご質問ございましたけれども、特に最上管内の給与等のどのようになっているか、ちょっと調査をいたしました。現行では大体20%の減額がほとんどのようであります。最上町におきましてはもう完全に復帰しております。また、鮭川村におきましては、このたびは村長

選挙が予定されておりますので、また村長選挙終わってからというふうに聞いておりますけれども、それ以外の町村におきましては20%が基準になっております。または、真室川さんのほうに本則で同じように20%を減額をしているところもありますけれども、ほとんどが町村会、行政同じような仕事をしているわけでありますので、現行におきましては20%減額が妥当な線ではないかというふうに町のほうとしては考えております。

**7番** 他町村の例ということで20%が妥当だと言うんですけれども、ただ、町長選立候補に当たりまして公約との整合性をどうとって、そしてどのように町民に説明するのか、その説明責任もあると思いますので、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

**町長** 公約であります。私から答弁申し上げます。確かに1期目は30%減額というふうなことで公約しましたがけれども、2期目については、その条項云々は申し上げておりません。2年前、2期目になったときの一昨年2期目の当初では30%でありますけれども、これは国の財政事情、これが昨年人事院勧告で削減されましたけれども、昨年、一昨年の4月からは、国の内閣総理大臣が30%減額するというふうな条項がありまして、そういうふうな国の動きというふうなものを参酌するとすれば、当然市町村にもおりてくるだろうというふうなことで、内閣総理大臣が30%の減額でした。それを踏まえて私も30%というふうなことで、この2期目の2年間はそういう措置でお願いしたということであります。今回1期目公約した首長さんも50%あるいは30%もあった方も、大体今は20%というふうなことで改定しているようでありますので、それに倣いながらも何とかこの20%で削減するということが今回提案するということでもありますので、ひとつよろしくをお願いしたいと思います。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第15 議案第25号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出予算について**

**議案第26号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について**

議案第27号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第28号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第29号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第30号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第31号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議長 日程第15 議案第25号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第26号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第27号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第28号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第29号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第30号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第31号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、以上7会計議案を一括上程します。朗読・説明願います。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

議長 ただいま上程されました7会計予算の審査の方法についてお諮りします。議案第25号から議案第31号まで7議案を審査するため、9名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、審査する方法ではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、9名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、舟形町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議席番号1番佐藤勇君、2番奥山謙三君、3番斎藤好彦君、4番佐藤広幸君、5番大場清之君、6番野尻益夫君、7番叶内富夫君、8番八鍬太君、9番加藤憲彦君、以上9名の方を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、ただいま指名した9名の方を予算審査特別委員に選任することに決定しました。

続きまして、予算審査特別委員会の正副委員長を選任についてお諮りします。

5番 予算審査特別委員会の委員長には野尻益夫議員、副委員長には八鍬太議員を推薦いたします。

**議長** ただいま大場清之議員より、委員長には野尻益夫議員、副委員長には八鍬太議員との発言がありました。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** ご異議なしと認め、委員長に野尻益夫議員、副委員長には八鍬太議員が決定いたしました。これより予算審査特別委員会に入りますので、本会議を3月12日まで休会します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** ご異議なしと認め、本会議を3月12日まで休会いたします。

それでは、野尻益夫予算審査特別委員長より委員会の開会のご挨拶をお受けしたいと思います。暫時休憩いたします。

午後1時51分 休会

平成26年舟形町議会第1回定例会第4日目

平成26年3月13日(木)

---

出席議員(10名)

1番 佐藤 勇	6番 野尻 益夫
2番 奥山 謙三	7番 叶内 富夫
3番 斎藤 好彦	8番 八 敏 太
4番 佐藤 広幸	9番 加藤 憲彦
5番 大場 清之	10番 信夫 正雄

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長 奥山 知雄	会計管理者 矢作 めぐみ
総務課長 高橋 剛	総務課財政管財班長 小野 芳喜
まちづくり課長 中山 進	代表監査委員 林 恭司
税務福祉課長 高橋 明彦	監査事務局長 沼澤 繁夫
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 有路 正文	教育 長 齊藤 涉
地域整備課長 矢野 正	教育 次 長 伊藤 幸一

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 沼澤 繁夫	主 任 大場 由美子
--------------	------------

---

議事日程

- 日程第 1 議案第25号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出予算について  
議案第26号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算  
について  
議案第27号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算に  
ついて  
議案第28号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算につ  
いて  
議案第29号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第30号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第31号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

日程第2 議案第22号 舟形町教育委員会委員の任命について

日程第3 議案第23号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第4 議案第24号 舟形町人権擁護委員の推薦について

日程第5 委員会付託の審査報告

請願第1号 猿羽根山地蔵尊登拝口の鳥居撤去及び道路補修に関する請願

請願第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める請願

追加日程第1 発議第1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について

日程第6 閉会中の所管事務調査報告

総務振興常任委員会・文教民生常任委員会

日程第7 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時15分 再開

**議長** おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから4日目の3月定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

- 
- 日程第1** 議案第25号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出予算について  
議案第26号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について  
議案第27号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について  
議案第28号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について  
議案第29号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について  
議案第30号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について  
議案第31号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

**議長** 日程第1 議案第25号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第26号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第27号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第28号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第29号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について、議案第30号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第31号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、以上7議案について議題といたします。予算審査特別委員会付託事件の報告を求めます。野尻予算審査特別委員長をお願いします。

**予算審査特別委員長** 平成26年3月13日 舟形町議会議長 信夫正雄様。予算審査特別委員長 野尻益夫。

予算審査特別委員会審査報告。平成26年3月6日召集の3月定例会において、3月10日付託されました、議案第25号 平成26年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第26号 平成26年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第27号 平成26年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第28号 平成26年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第29号 平成26年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第30号 平成26年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第31号 平成26年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、以上、7議案につきまして、本委員会は3月10日より3月12日まで3日間慎重に審査した結果、賛成多数により原案どおり可決すべきと決まら

たので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、本委員会は、特に留意する事項として、下記の附帯決議を付することに決定しました。

記 特に留意すべき事項、「除雪対策費」について。

1、業務委託に係る作業時間単価の引き上げにより除雪委託料の増額が明白である以上、事業費の基礎となる当初予算においては、引き上げ比率に見合った金額の計上の検討を求める。

2、町道除雪関連の予算執行においては、委託作業の体制見直しの効果が実証されるよう効率的な作業の徹底を図り、安易に予算補正に依存する体質を改めること。

以上、報告します。

**議長** それでは、ただいまの予算審査特別委員長報告に対する質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第25号から議案第31号まで7議案に対して一括して原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第25号から議案第31号まで7議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第22号 舟形町教育委員会委員の任命について

**議長** 日程第2 議案第22号 舟形町教育委員会委員の任命を議題とします。提出の説明を求めます。

**町長** 皆さん、おはようございます。

議案第22号 舟形町教育委員会委員の任命について。次の者を舟形町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、同意を求める。平成26年3月6日提出 舟形町長。

氏名、大類奈保子。住所、舟形町舟形1,684番地の3。生年月日、昭和45年4月22日、43歳であります。任期が、平成26年4月1日から平成30年3月31日までであります。提案理由、舟形町教育委員会委員の大類奈保子氏は、前任者の残任期間の任命で平成26年3月31日に任期が満了となるため、引き続き同人を教育委員として任命するため提案するものである。

大類さんは、前委員の大場輝美氏の残任期間として、昨年、25年の4月1日から26年の3月

31日まで就任されている方であります。大類さんには教育力に意を注ぐ大類さんの前向きな姿勢、あるいは新鮮感覚、そして女性力という視点に立って舟形町の人材育成、子育て・教育環境の向上、充実推進のため、その識見と能力を遺憾なく発揮していただくため、引き続き皆さんの同意を賜りたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第23号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について

**議長** 日程第3 議案第23号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。提出者の説明を求めます。

**町長** 議案第23号 舟形町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を舟形町固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、同意を求める。平成26年3月6日提出 舟形町長。

氏名、押切公直。住所、舟形町長者原304番地。生年月日、昭和24年5月5日生まれ、64歳であります。提案理由、固定資産評価審査委員会委員押切公直氏は、平成26年4月14日に任期が満了となるため、引き続き同人を固定資産評価審査委員会委員に選任するため提案するものであります。

押切さんは、今現在3期目であります。平成22年8月の3日から舟形町固定資産評価審査委員会の今委員長に就任しております。押切さんは、何事にも前向きな姿勢で精励恪勤、高潔な方であります。引き続き押切さんを委員に選任するため、皆さんの同意を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決します。議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第4 議案第24号 舟形町人権擁護委員の推薦について**

**議長** 日程第4 議案第24号 舟形町人権擁護委員の推薦について議題とします。提出者の説明を求めます。

**町長** 議案第24号 舟形町人権擁護委員の推薦について。次の者を舟形町人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、同意を求める。

提案理由であります。本町の区域内に置かれている人権擁護委員、平成26年6月30日に任期が満了となるため、標記法律に基づき山形地方法務局より候補者の推薦依頼があったので提案するものであります。

今、現委員の幅の伊藤優美子さんであります。平成24年7月1日から人権擁護委員に就任されて、2期6年間、舟形町人権擁護委員活動にご尽力をいただきましたが、このたび任期満了に伴って一身上の都合で退任するために、後任に上記の氏名、伊藤美喜子、住所、舟形町長沢2,780番地の1、生年月日、昭和27年12月17日、61歳であります。

伊藤美喜子さんは、皆さんもご承知のとおり、通算38年余にわたって舟形町の保育所あるいは児童館、そして統合後のほほえみ保育園の副園長として、その道一筋ご尽力をいただいた方です。今現在舟形町の学童保育所長であります。伊藤さんは清廉謹直、誠実温厚、中立公正さを兼ね備えた方です。人権擁護委員に最適者として、ぜひ山形地方法務局に推薦申し上げたいというふうに思いますので、皆さんのご同意を賜りたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**5番** 私は人選に対して反対とかいうような考えるものではありませんが、ただ、私もこの人選に関して行政のほうからいろいろな話、相談を受けまして探す段取りになったら、その中身を聞きますと、法務大臣名で任命だということはわかるのですが、無償でボランティアだけでなくちやいけないということで、なり手がいないということで、これは誰が選ぶにしても大変だと、そういうふうなことで私も今まで心配したことがあります。そうした中、町として、国から来なくても人権擁護委員になった方には費用弁償があってもしかるべきじゃないかなとい

うような感じがします。その辺が、今後こういう人選に対して大変だということは、役場当局もわかっていると思うんです。その辺をやはりボランティアはボランティアにしても、会議費あるいは費用弁償というものは当然行政で出すべきじゃないかなと私なりに考えております。その辺の見解をお願いしたいと思います。

**町長** 今のご質問であります、山形県の人権擁護委員協議会という組織もありますし、あるいは昨年でしたか、最上地区の人権擁護委員協議会の総会、年1回ありますけれども、舟形町が当番になりまして、開催のときに私もお挨拶申し上げましたが、今大場さんからご質問のあるとおり、非常に予算も数少ない10万円以下だったと思いますけれども、そういう予算の中で人権擁護委員活動をしているというふうなものが実態ではないかなというふうに思います。そのときに法務局の局長さんにもお話し申し上げましたが、何らかの形で国からの補助金はないのかというふうに申し上げました。なかなか予算が厳しいという実態でありましたので、国あるいは県に対する要望も踏まえて、最上地区全体でどうすればいいのかということもこれから検討してまいりたいなど、そしてまた、そういう機会があれば、今のご質問の意を酌んでそれなりの対応をするように、私のほうからも要望してまいりたいというふうに思っております。

**5番** 町長の前向きな答弁ありがとうございます。やはり人権擁護委員だけじゃなくても、町の各省庁の任命委員があるわけなんです、そういう点は、ただ偉い人から委嘱状をもらったからそれでいいんだということでは済まないんじゃないかなと。なかなかやはりそれを引き受ける方々がだんだんに少なくなってくるのも現状じゃないかと思えます。今町長の答弁のように前向きな姿でこの辺の打開策をよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

**議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決します。議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 委員会付託の審査報告

**議長** 日程第5 委員会付託の審査報告を議題といたします。

請願第1号 猿羽根山地蔵尊登拝口の鳥居撤去及び道路補修に関する請願、請願第2号 労

働者保護ルール改悪反対を求める請願について、叶内総務振興常任委員長の報告を求めます。

**総務振興常任委員長** 平成26年3月13日 舟形町議会議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長 叶内富夫。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

受理番号、請願第2号。付託年月日、平成26年3月6日。件名、労働者保護ルール改悪反対を求める請願。審査結果、採択。

平成26年3月13日 舟形町議会議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長 叶内富夫。閉会中の継続審査申出書。本委員会は、今定例会に審査付託になった事件について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出いたします。

事件、請願第1号 猿羽根山地蔵尊登拝口撤去及び道路補修に関する請願。理由、慎重審議を要するため。以上です。

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**8番** 閉会中の継続審査の申出書でありますけれども、請願第1号の件名が間違っているようなんですが、確認をお願いします。

**議長** ちょっとしばらくお待ちください。

修正箇所がありますようですので、若干10分ほど休憩させていただきます。

午前10時33分 休憩

---

午前11時09分 再開

**議長** それでは、大変長時間お待たせをいたしました。休憩前に復し会議を再開をいたします。

議案書に掲載の請願の件名と総務振興常任委員長の審査結果について訂正の申し出がありました。この申し出をお受けして訂正することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** 異議なしと認めます。

皆様方に配付しております議案書の2ページ及び3ページと、先ほど配付いたしました継続審査申出書の事件の件名を、ただいま配付しました訂正後の審査申出書の事件の件名に訂正をお願いをいたします。以上です。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから請願第1号について採決します。請願第1号を委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって請願第1号は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

続きまして、請願第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める請願について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。請願第2号を委員長報告のとおり採決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって請願第2号は採択することに決定いたしました。

ここで、文書作成、配付のため、暫時この場にて休憩をお願いします。

午前11時12分 休憩

---

午前11時13分 再開

**議長** 休憩前に復し会議を再開をいたします。

お諮りします。ただいま意見書提出の件で発議による1件の議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** ご異議なしと認めます。

---

**追加日程第1 発議第1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について**

**議長** それでは、発議第1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について議題といたします。

**事務局** (朗読、説明省略)

**議長** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから発議第1号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について採決します。  
意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、発議第1号は原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

---

## 日程第6 閉会中の所管事務調査報告

**議長** 日程第6 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。初めに叶内総務振興常任委員長より報告を求めます。

**総務振興常任委員長** 平成26年3月13日 舟形町議会議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長 叶内富夫。

所管事務調査報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記 期日、平成26年2月2日。

調査内容、旧小学校（長沢、富長）の施設貸付事業について。

旧長沢小学校の貸付事業については、議会との十分な協議も行われておらず、地区民への説明会なども時期尚早との意見があった。今後、地区民への説明会の結果を受け、議会全員協議会で協議することにした。

旧富長小学校の管理事業についても十分な協議がないまま進行しており、同様に協議の必要性を感じた。

(2) 観光情報物産センターの改修工事について。

改修工事は2月末完成、3月23日に落成式の予定で進行していた。

施設の管理運営は町が行い、事業は商工会が行うとの説明であったが、それぞれの立場、役割を明確にし適正な運営が図られるよう要望した。

(3) 除雪工区変更に伴う除雪の現況について。

①25年度の除雪作業稼働実績は前年度より若干下回っているが、今後の排雪作業等により最終的には前年並みの作業実績になる見込みである。

②作業終了時間を早めるための工区ごとの話し合いがなされておらず、工区変更による効果があらわれていない現況である。工区ごとの連携を図るための協議をするよう要望した。

(4) 現地調査

①舟形マッシュルームの経営状況と各施設の視察、②観光情報物産センター工事の進捗状況、  
③除雪状況（若あゆ温泉線、紫山地内、西堀地内、富田地内）を、各現地視察いたしました。

**議長** ただいまの総務振興常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長** 討論なしと認めます。

これから総務振興常任委員会閉会中の所管事務調査報告を採決いたします。閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

**議長** 挙手多数です。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、野尻文教民生常任委員長より報告を求めます。

**文教民生常任委員長** 平成26年3月13日 舟形町議会議長 信夫正雄様。文教民生常任委員会委員長 野尻益夫。

所管事務調査報告書。文教民生常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおりでしたので、報告いたします。

記 1月28日に教育委員会より、保・小・中の一貫教育の状況、「縄文の女神」と西ノ前遺跡について説明を受け、小学校、中学校の現地調査を実施しました。

#### 調査項目

- （1）保・小・中の一貫教育の状況について。
- （2）「縄文の女神」と西ノ前遺跡について（文化財保護の視点から）。
- （3）小学校視察。太陽光パネルの発電状況、エアコン暖房の状況。
- （4）中学校視察。学校長の現況説明、校舎の改築工事、授業見学、中学校給食の試食。

#### 所管・課題

（1）一貫教育の教育委員会のかかわりは、子供の成長をつなぐことであり、その条件を整備することとしている。初年度の中で見えた課題について速やかに対応しており、一貫教育への取り組みについてきめ細やかに実施していることを感じた。今後課題などが発生したら、早期に対応すること。

（2）女神の遺跡整備を通じて、町民の文化財に対する意識向上を図り、あわせてこれまで指定されている文化財の管理、運営について検討を進めること。

(3) 太陽光パネルを活用して、再生可能エネルギーについて理解を深める教材として利用を図ること。

(4) 25年度予定の中学校の校舎改築工事は完了していたが、引き続き改修工事が必要な箇所があるので、精査しながら速やかに進めること。以上。

**議長** ただいまの文教民生常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑ないものと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 討論なしと認めます。

これから閉会中の文教民生常任委員会の所管事務調査報告を採決します。閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

**議長** 挙手多数です。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

---

## 日程第7 議員派遣の件議

**議長** 日程第7 議員派遣について議題といたします。議員派遣の内容については、配付している資料のとおりです。議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

---

**議長** これをもちまして3月定例会に付された事件は全て審議終了いたしました。町長よりお礼の申し出がありますのでお受けいたします。

**町長** それでは一言ご挨拶申し上げます。

平成26年第1回定例議会、3月6日から本日まで8日間にわたる長い日程の中での審議、本当にありがとうございました。この会期中においては、平成25年度の一般会計あるいは特別会計にかかわる補正予算、そして平成26年度各会計の当初予算の審議、条例改正、加えて消費税の引き上げに伴う使用料等の一部改正の条例、過疎計画の変更、人事案件等の単項議案も含めまして29件の多くの案件につきまして満場一致ご決議賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、平成26年度は、何といても舟形町の歳入に占める割合が一番大きい地方交付税、国のベースで1,765億円が削減されました。したがって本町の交付税、当初予算対比で3,000万円

の減額となりまして、25年度の5,000万円に次いで2年連続の減額となり、厳しい歳入予算であります。しかしながら、厳しい財政事情の中において、子育て支援住宅の支援事業を初め、西ノ前遺跡の周辺整備事業、再生可能エネルギー導入事業、緊急雇用対策事業、住宅総合支援事業、婚活の推進事業、あるいは農業を含めた産業振興等に重点を置いた予算であります。

平成26年度は、第6次の総合発展計画の5年目に入ります。当初の構想あるいは計画に即したそれぞれの政策ごとの事業が計画どおり実施されているのかなどの検証、あるいは見直しや修正、そして時代に即応した新たな事業を後期の計画に反映する年度であります。また、今年度は町制施行60周年という大きな節目にも当たります。

さて、一方、国であります。50年ぶりと言われる農政の大転換が打ち出されております。稲作依存度の高い小規模経営で高齢化が進んでいる舟形町にとって、非常に厳しい状況であるというふうに思います。舟形町の基幹産業は農業であります。このたびの農政転換、町にとっては最重要課題であります。これから国の政策をしっかり把握しながら、活気ある農業あるいは足腰の強い産業を目指すため、それぞれの農業団体あるいは産業団体との連携を深めるために、新たな創意工夫の組織体あるいは人事体系を改善しながら、ハード・ソフト両面にわたる多くの課題に取り組んでまいりたいと思います。

また、来年度は少子化対策であります。結婚から子育てまで切れ目のない積極的な支援が必要であります。そして、定住促進事業の展開も必要であります。特に結婚支援、これは少子化対策の原点であります。この事業は、町と企業そして町民の皆さんが連携して情報を共有することが最も大切な要素であります。今年度に引き続きまして婚活実行委員会の組織体制のもとに、新たに婚活サポート事業を中核にしてこれから結婚支援に取り組んでまいりたいというふうに思います。

なお、今議会の細部にわたってのご質問・ご提言については、課長等会議あるいは政策推進室での精査・協議をしながら、緩急性、財源の見通しを加味して執行してまいりたいと思います。

また、先ほどの予算審査特別委員会の附帯決議の除雪対策費については、当初予算においてこれまでの補正というふうなものを脱しながら、年間除雪費用の仕組みを検討してまいりたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、本議会で議決いただきました平成26年度の一般会計35億3,000万円、6つの特別会計21億6,600万円、合計で56億9,600万円。さらに25年度から26年度への繰越事業予算1億74万7,000円、これを加えまして総額で57億9,674万7,000円の総予算額で26年度がスタートするわけでありまして、これからも時代の変化に対応しながら、しかも今求められている発想なり創意工夫をもって取り組んでまいりたいというふうに思いますので、議員の皆さんには今後ともご提案、お力添えを賜りますよう心からお願い申し上げます御礼の

ご挨拶とさせていただきます。8日間本当にありがとうございました。

**議長** 以上をもちまして、平成26年第1回舟形町定例会を閉会いたします。8日間にわたる長い審議、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

午前11時36分 閉会

---

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 信 夫 正 雄

署 名 議 員 奥 山 謙 三

署 名 議 員 叶 内 富 夫